

Nara Women's University

上代日本語における仮名表記論

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2022-05-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 軽部, 利恵 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10935/5786

令和3年度 博士学位申請論文

「上代日本語における仮名表記論」

奈良女子大学大学院博士後期課程 軽部利恵

目次

序章

はじめに	1
一、上代特殊仮名遣いの研究史	2
一・一、上代特殊仮名遣いとその発見	2
一・二、仮名と音	4
一・三、甲類・乙類の音価推定	4
二、「違例」表記をめぐって	6
二・一、「違例」の研究史	6
二・二、音節と語と仮名表記	6
二・三、問題提起	8
三、本論文の構成	9

第一部 上代特殊仮名遣いの「違例」論

第一章 上代特殊仮名遣いの「違例」について

はじめに	14
一、上代特殊仮名遣いの「違例」一覧	15
二、「違例」の認定をめぐる問題	21
二・一、数量差から「違例」を決定する	21
二・二、甲類・乙類の用例数が拮抗している場合	21
二・三、甲類・乙類をめぐる語形変化について	22
二・四、「違例」を解消する語釈	23
二・五、歌の解釈と「違例」	24
二・六、「違例」認定の曖昧さ	25
三、「違例」の意味づけと上代特殊仮名遣い	26
三・一、「外部的要因による不規則性」	26
三・二、誤写と「違例」	27

三三、方言と「違例」	27
三四、上代特殊仮名遣いの崩壊過程	29
三五、先行研究における「違例」	29
おわりに	30

第二章 木簡における上代特殊仮名遣いの「違例」について

はじめに	35
一、木簡の適合例について	35
二、木簡の「違例」について	37
二・一、木簡の「違例」一覧	37
二・二、上代特殊仮名遣いの木簡への適用	39
二・三、文献の位相差と上代特殊仮名遣い	40
三、木簡の「違例」と上代特殊仮名遣いの崩壊過程	41
三・一、「違例」が生じた要因	41
三・二、書き誤り	41
三・三、地方性	42
三・四、上代特殊仮名遣いの崩壊過程	42
三・五、教養の差	43
三・六、漢字の表意性	43
四、木簡における上代特殊仮名遣いとその「違例」	44
おわりに	45

第二部 仮名表記と音・語の関係

第三章 訓仮名と上代特殊仮名遣い

はじめに	49
一、訓仮名と上代特殊仮名遣いの関係	50
一・一、甲類・乙類をめぐる訓字と訓仮名の関係	50
一・二、多音節訓仮名の場合	51

一・三、「違例」となる訓仮名	52
一・四、訓仮名の「違例」認定の方法	53
二、訓仮名の「違例」と先行研究での位置づけ	54
二・一、「違例」となる用例一覧	54
二・二、「表意的意図」	56
二・三、先行研究の様相	56
三、「違例」となる訓仮名と音	59
三・一、訓仮名が音を写すとみる先行研究	59
三・二、音の区別を包摂する訓仮名表記	59
四、「違例」の要因の検討	60
四・一、「仕目利」の場合	60
四・二、「有超名湯目」の場合	61
五、歌の文脈と訓仮名の「違例」	62
五・一、語の表記と「表意的意図」	62
五・二、訓仮名の「違例」の位置づけ	63
おわりに	64

第四章 萬葉集の「跡」字

はじめに	68
一、訓仮名「跡」の歌表記中の位置づけ	69
一・一、「跡」「迹」の用例一覧	69
一・二、助詞「と」に多用される訓仮名「跡」	70
一・三、歌の表記の中の訓仮名「跡」	71
二、「違例」である「と」の検証	73
二・一、「跡」字と「アト」訓の関係	73
二・二、略訓ではない訓仮名「跡」	74
二・三、「跡見」の古訓「アトミ」について	75
二・四、語「と」(跡)の推定	76

三、「跡」字にまつわる語——「あと」(跡)と「あ・と」(足所)の違い……	76
三・一、語「あと」の意味……………	76
三・二、「と」と「あと」の関係……………	77
三・三、「足所」の意味の「あ・と」……………	78
おわりに……………	79

第五章 上代の仮名表記と清濁

はじめに……………	83
一、清濁の「違例」表記の解釈をめぐって……………	84
一・一、木簡資料にみえる清濁……………	84
一・二、清濁の区別と語の表記……………	84
二、仮名字母の清濁分類と「違例」……………	85
二・一、〈清音仮名〉〈濁音仮名〉の研究史……………	85
二・二、石塚龍麿による仮名の分類……………	86
二・三、石塚龍麿による「違例」処理……………	87
三、仮名の清濁と語の清濁の関係……………	88
三・一、仮名字母に即した訓み……………	88
三・二、〈清濁通用〉の仮名……………	90
三・三、音の別と語の意味……………	90
三・四、〈清音仮名〉〈濁音仮名〉と歌の訓読……………	92
三・五、「語形らしき」と仮名表記……………	93
おわりに……………	94

終章

一、各章のまとめ……………	97
二、結論……………	99
参考文献……………	102
初出一覧……………	106

序章

はじめに

本稿では、上代日本語における仮名表記の中でも、上代特殊仮名遣いや清濁の「違例」(一)表記を分析対象とし、ことばと文字、表記の関係性について考察する。日本語の歴史の中で、奈良時代以前の上代における、ことばを文字によって書き記すこと、それにまつわる表記、書記の歴史の一端を、従来「違例」とされてきた用例群を通して、明らかにしたい。

上代において、ことばの記録には漢字のみが用いられていた。語を視覚的に記号化する文字として、漢字は表語文字であるが、実際に使うさい、大別して表語と表音の二つの用法が担わされていた。語を直接指し示すものは表語用法と呼ばれ、「山」や「川」などがそれにあたる。上代研究では「訓字」と呼称する。また表音用法^②として仮名^③があり、本稿でも研究史の伝統に従って「音仮名」「訓仮名」と呼称する。音仮名とは、中国語の音にもとづき日本語の音節を記すものであり、訓仮名とは、漢字と結びついた日本語(訓)のうち、意味ではなく語形を転用して他語の音節を記すものである。たとえば、「下言借見」(下訶しみ、卷十一・二六一四)、「下伊布可之美」(下訶しみ、同、異伝)とあるうちの傍線部は、前者が訓仮名で後者が音仮名となる。

仮名表記が書き記されるまでには、意味のある単位として語を捉え、それを構成するものとして音節の単位に分節し、文字をあてて表記とするというそれぞれの語を書き記すことにまつわる段階が見出される。では、音の別であったり、語の意味の別に関わるとみなされる要素は、仮名表記にどのように、どれほど反映されるものであるのか。また、音の別や語の意味の別に関わる要素が表記に反映していたり、していなかったりする、その様相は、いかなる背景によるものであるのか。上代特殊仮名遣いや清濁をめぐる、「違例」表記に着目することで、音と文字の関係や、語と表記との関係、ことばを書き記すという営為について、さらに深く考察することができるようになると考える。また、そもそも「違例」認定とは研究史上にあるものであり、「違例」研究は、上代日本語表記の実相を再考する手がかりであると同時に、研究史の見直しをはかるものでもある。本稿ではこの両輪に留意しつつ行論したい。

なお、本稿において、表記とは、文字が並べられ、語をあらわす視覚的な記号とし、語を、固有の意味をあらわす単位と設定して論じる。

扱う資料としては、上代特殊仮名遣いの区別の様相が顕著にあらわれているものとして、萬葉集と木簡を主たる分析対象とする。萬葉集は、時代差、地域差のある歌々が収載されており、歌集として多様な語彙、仮名表記例を数量的にも豊富に含む文学作品である。またいわゆる原本が現存しない伝来した文献である点にも留意する。一方、木簡資料は、地中から発見された出土物であり、行政に関わるもの、日常的な事務仕事に関わるもの、漢籍や漢字の学習に関わるもの、歌など、内容的に雑多な資料群であり、書記者や地域も多岐にわたる。書かれた当時の文字表記が残る一次資料であるという点が注目される。

以下ではまず、本稿で論の中心を成す、上代特殊仮名遣いについて概説する。清濁については、本論文の第五章で論じるさいに、あわせて研究史を示すこととした。

一、上代特殊仮名遣いの研究史

一・一、上代特殊仮名遣いとその発見

上代特殊仮名遣いとは、現在のキヒミケヘメコソトノモヨロ（モは古事記のみ）^①およびその濁音のギビゲベゴゾドにあたる音節に、各語によって、甲類・乙類と呼び分けられる、二類の仮名字母による別のある現象をいう。たとえば、キ音節を含む語に、「君」や「時」があるが、萬葉集では「伎美」「吉美」、「等伎」「等吉」と書かれる。また、「霧」や「月」は現代語では同じであるキを含んで「奇里」「紀利」、「都奇」「都紀」と書かれる。前者の語群のキ音節は「伎」「吉」で書かれ、後者の語群のキ音節は「奇」「紀」で書かれており、相互に紛れない。「君」「時」の語群、「霧」「月」の語群のキ音節に用いられる仮名字母に、棲み分けが見出される。前者はキ甲類の仮名、後者はキ乙類の仮名として分類された。このような仮名字母の二類の別がキヒミケヘメコソトノモヨロおよびその濁音ギビゲベゴゾドの音節を有するすべての語に存するとされ、それらの語にみえる仮名字母の違いは、発音されたさいの音の別が反映したものとみなされている。

上代特殊仮名遣いは、本居宣長によって見出され^②、弟子の石塚龍麿によって体系的に整理された^③。石塚龍麿の研究は長らく世間に知られることがなかったが、語によって二類（甲類・乙類）の別があるという現象は、橋本進吉によって再発見され^④、それに伴って石塚龍麿の著作『仮字遣奥山路』（一七九八序）が、現代でいうところの「上代特殊仮名遣い」研究の端緒として紹介されるに至った。石塚龍麿の著名にあるように、龍麿は、現在「上代特殊仮名遣い」と呼ばれる現象を、語に存する仮名遣いとみて、五十音中の四七音（アイ

ウエオ・カキクケコ・サシスセソ・タチツテト・ナニヌネノ・ハヒフヘホ・マミムメモ・ヤユヨ・ラリルレロ・ワヰエヱ)について、古事記・日本書紀・萬葉集から語(ご)ごとに仮名の用いられ方を調査した。石塚龍麿はエキ(ギ)ケコ(ゴ)ソト(ド)ヌヒ(ビ)ヘ(ベ)ミメヨロチモヒの音節について仮名字母による別があることを見出している⁽⁸⁾。橋本進吉はケ音節をもとに二類の別があることを発見しており、「上代の文献に存する特殊の仮名遣と当時の語法」⁽⁹⁾の段階では、チ音節を除いて龍麿の発見に倣う形をとっている(なおこの段階では、ア行のエとヤ行のエの別が含まれている)。これについては安田尚道によって⁽¹⁰⁾

「橋本が「研究し、又は推測し得た」二類の別は、龍麿よりも狭い範囲のものに過ぎなかった」ということである。

と指摘されている。

橋本進吉は、「国語仮名遣研究史上の一発見——石塚龍麿の仮名遣奥山路について——」⁽¹¹⁾の中で、「仮名遣とは同音の仮名のつかひ分けであると解して好いのである」と述べ、上代特殊仮名遣いを以下のようにみなす。

仮名遣奥山路に於て論じた仮名の定まりは如何なる種類のものであるかといふに、「え」「き」「け」以下十三音の仮名に関するものは同音の仮名のつかひわけ、即仮名の通用範囲の定まりであつて純然たる仮名遣の問題である。

その一方、

此等の仮名の区別が奈良朝又は其以前にあつた音韻上の差別に基くものである事は略疑の無い所である。

とも述べ、音の別にもとづく仮名の別であることを示唆している。結果的に、現在は、上代特殊仮名遣いの甲類・乙類とは、『日本語大事典』に「この区別は発音上の差異に基づくものであることは疑いない」⁽¹²⁾(傍線は筆者による、以下同)と記述されるに至っている。なお、『世界大百科事典』⁽¹³⁾には、

このように秩序だった区別が、時と所と書き手を異にする文献に一定して行われた事実は、後世の仮名遣いとは性格の違うものであるであつて、発音自体が当時異なっていたために区別することができたと考えられる。

と記述される。つまり、「上代の文献に存する特殊の仮名遣」の「仮名遣い」とは、あくまで、後世から見た、同音節中の仮名字母の現れ方に対する位置づけであるといえる。

一・二、仮名と音

上代特殊仮名遣いの甲類・乙類という別は、前述のとおり、語の表記に存する別として見出されたものである。その観点は、『仮字遣奥山路』に、すでに、各音節ごとに語が立項され、対応する仮名字母や実例が記されている点からも明らかである。その後、橋本進吉「上代の文献に存する特殊の仮名遣と当時の語法」をはじめ、日本古典文学大系『萬葉集』「奈良時代の音節及び万葉仮名一覧」⁽¹⁶⁾など、甲類・乙類に対応する仮名字母が、語の表記からは切り離される形で、音節仮名表のように体系的に整理され、提示された（なお、『仮名遣奥山路』の時点でも、「古事記日本紀萬葉集仮字」（上巻）には各音節に対応する各仮名字母が一覧となって示されている）。語との対応関係なくしては分類されなかつたはずの甲類・乙類の別が、仮名字母に、いわば分解され、その一字一字によって代表されることとなり、甲類の仮名字母は甲類の音を、乙類の仮名字母は乙類の音を自ずからあらわしているものと捉えられるようになった。「伎」「吉」はキ甲類の仮名、「奇」「紀」はキ乙類の仮名という言い方が、そのことを端的にあらわしている。その結果、いかなる語が書かれているかという解釈にあたって、たとえば新出の木簡資料では歌の文脈よりも仮名字母を手がかりに語形を確定し、そして意味に到達するという手段がとられることがかつてあり（第二章にて詳述）、また萬葉集の歌の語釈でも、仮名字母にもとづいて語釈が改められるということがある（第一章にて詳述）。

以上のように、仮名は、語の表記から分解される形で、いわば静態的、体系的に把握され、その音を直接あらわすものとみなされてきた。したがって、それらの仮名は、甲類・乙類の音を直接あらわすものであるのだから、仮名字母の別がそのまま語の意味の別を担うものであると捉えられてもいる。たとえば、「適合例」の「礪津宮」（巻十三・三三三二一）と「違例」とされた「跡津宮」（同、異伝）について、「恐らく意味が違ふのであらう」⁽¹⁷⁾といった言及がみえる（第三章にて詳述）。上代特殊仮名遣いに関与する語の表記をめぐる、仮名表記にみえる甲類・乙類の別は、意味の差異を伴う音の違いであると捉えられてきた⁽¹⁸⁾。本稿では、実際の表記と、文字の体系と、そしていかなる語として訓むかという三者の関係性の（手がかり）と（帰結）が、どのようになっているのか、それを問い直すことも、本稿では重要なことだと考えている。

一・三、甲類・乙類の音価推定

上代特殊仮名遣いの甲類・乙類が音の別であることについて、以下に研究史の概略を述べ

る。昭和二年度の東京帝国大学での橋本進吉の講義を、岩淵悦太郎が筆記したノートによって活字化された「国語音声史の研究」⁽⁵⁾の中に

アクセントの違いでもなく、又音節の初めの子音の違いでもなく、むしろ、母音の違いによるものでなかったかと思はれる

とみえ、昭和十二年の内務省主催第二回神職講習会の講義の速記である「古代国語の音韻に就いて」⁽⁶⁾にも、母音の違いであることが明言されている。

これについて、大野晋⁽¹⁶⁾、有坂秀世⁽⁶⁾は、現在のア・イ・ウ・エ・オの五母音に対して、イ列・エ列・オ列にそれぞれ二種類あったとみなす、八母音説を提唱した⁽²¹⁾。

これに対して、服部四郎⁽²⁾は、イ列・エ列の別はk g p b mの子音をもつことから、子音の口蓋化・非口蓋化の音色の違いが、イ列・エ列にあらわれている甲類・乙類の別であるとする。オ列の二類のみを母音の対立とする、六母音説を提唱する。一方で、松本克己⁽²²⁾は、イ列・エ列にあらわれている区別について、服部四郎と同様の立場をとったうえで、オ列に関しては、音韻的対立ではなく、ある場合にはオ列乙類があらわれ、ある場合にはオ列甲類があらわれるという、一つの音韻oにまつわる変異音の関係にあるものだと主張する。よって、上代日本語においても、現代の日本語と同じ五母音説を提唱する。服部四郎、松本克己の論は、ともに、母音は、狭母音（日本語では、iとu）の方が、半狭母音（日本語では、eとo）よりも数が多いという言語一般の特徴をふまえて、狭母音三つ（i甲類、i乙類、u）と、半狭母音四つ（e甲類、e乙類、o甲類、o乙類）を想定しなければならぬ八母音説を批判している。

一方で、森博達⁽²⁴⁾は、日本書紀歌謡の使用仮名字母について中国の漢字音を精査し、使用仮名字母に対応する韻類にバラつきのあるβ群について、その漢字音側から音価を推定する。イ列・エ列・オ列の甲類・乙類の別を母音の対立に求めるとしたうえ、日本書紀のβ群（卷一〜十三、二二〜二三）にみえるエ列乙類に用いられる仮名が、その韻類がすべて、iで終わる複母音である点に着目し、エ列乙類の母音のみ、二重母音とみなす。上代日本語には七つの母音音素が認められることを主張する。

以上のように、上代特殊仮名遣いの甲類・乙類と呼ばれる二類の別があることについては、どのような実態、実情を反映したものであるのかについて、未だ決着をみないが、本稿では、このような音価推定の議論には立ち入らず、研究史を確認するに留める。

二、「違例」表記をめぐって

二・一、「違例」の研究史

本稿では、上代特殊仮名遣いや清濁の、その「違例」について第一章から第五章にわたって論述していく。「違例」とは、上代特殊仮名遣いや清濁の、仮名字母による区別にそぐわない表記のことである。従来、「違例」は、区別に反するものとして、まさに「違例」として処理されるか、取るに足らないものとして無視される(あるいは気づかれない)ものとして扱われる対象であった。東歌・防人歌の、上代特殊仮名遣いの「違例」に注目する論考もあったが²⁵⁾、これは中央語の場合と異なる、方言を明らかにするための研究であった。

「違例」として処理される場合、「違例」とみなされた仮名表記は、写し継がれ伝来した萬葉集テキストにおいて、誤写と推定されることが多い。これは、上代特殊仮名遣いの甲類・乙類の別は厳密なものであり、それは必ず表記に反映されるものだとする、規則の体系性を揺らがさないための意味づけでもある。また、「違例」とみなすその分析の仕方の方に誤りがあるとして、「違例」を解消する語釈が提示されることもある。さらには、平仮名・片仮名にその区別のみえないことから、上代特殊仮名遣いの音韻の対立が崩壊していく過程を推定し、その中で「違例」表記が時代を経るに従って増えていったと位置づけられた(個別的には、方言性や、作者個人の用字といった意味づけが与えられることがあるが、これは崩壊過程の論に組み入れられるものである)。「違例」表記は、意味づけを与えられることで上代特殊仮名遣いの体系の中に組み入れられた。上代特殊仮名遣いは、文献上、時代を遡るほど、区別が厳密で強固な体系性を有するものとして捉え直されてきたのだといえる(第一章にて詳述)。

その一方で、近年、出土した木簡から、一次資料の「違例」の存在が明らかとなった。この場合の「違例」とは、従来の、古事記・日本書紀・萬葉集の文字表記研究から見出された、上代特殊仮名遣いの区別に反するという意味での「違例」である。木簡には上代特殊仮名遣いの「違例」が目立つということが確認されている。古事記・日本書紀・萬葉集と木簡資料との間で、上代特殊仮名遣いの現れ方の相違は、文献上の位相差として解釈されている(第二章にて詳述)。犬飼隆²⁶⁾は「晴」(ハレ)と「褻」(ケ)という相違があることを示し、その後、乾善彦²⁷⁾は「日常」と「非日常」という相違があることを示している。

二・二、音節と語と仮名表記

橋本進吉は、「表音的仮名遣は仮名遣にあらず」²⁸⁾の中で、

萬葉仮名専用時代に於ても、片仮名平仮名発生後に於ても、仮名は音を写す文字として用ゐられた。

と言及する。この見方は、大野晋『上代仮名遣の研究』をはじめ、仮名字母から上代日本語の音価を推定する先行研究の前提となっている（漢字音がその裏付けとなっている）。さらに前述の甲類音・乙類音に関する先行研究は、漢字音研究や一般音声学の見地からその具体的な音を推定している。前述したところの、「違例」は、音韻の対立が崩壊する過程が反映されたものだとする見方は、上代特殊仮名遣いの甲類・乙類に分類された仮名字母が、発話された甲類音・乙類音を直接あらわすのだとする前提に立脚している。

仮名が音を写すと言った場合、その音とは日本語にとつては音節の単位である。基本的に一仮名字母は一音節と対応している（多音節音仮名や多音節訓仮名は二音節以上と対応している）。音の連続体である語は、仮名表記に置き換わるるとき、意味から切り離されて非連続の単位の音節として分析される。意味との結びつきが切り離された仮名は、線状的に並べられることで再び意味と結びつき、語をあらわす文字列となる⁽²⁾（第五章にて詳述）。では、仮名の文字列（前後の文字列を含め、一文字も文字列とみなす）は、音の連続体である語の音がそのまま書き記されたものと考えてよいか。以下に述べるように、本稿では、その捉え方は必ずしも妥当でない場合があり、それが、ほかでもなく、上代特殊仮名遣いや清濁をめぐって考察されることであると考える。

萬葉集中、仮名の文字列には、表記の固定化が認められる⁽³⁾（第四章にて詳述）。これについて、仮名表記には、語の意味を効果的に伝達する手段として、視覚的な固定化が生じたものと考えることができる。さらに、萬葉集だけでなく、荷札木簡にみえる物品名など、テキストだけでなく時代・地域を超えて同じ文字列が見られる点で、顕著に表記の慣習⁽⁴⁾を認めてよい場合もある（第二章にて詳述）。このような表記の固定化は、語との結びつきがあることを前提に生じたものと考ええる。個々の仮名から音節を拾って語の形を復元していったとみるよりも、ひとかたまりの仮名の文字列（表記）から直接語の意味に到達し、語形が復元されるという読解のあり方があったと考えられる。なお、日本書紀 α 群がそうであるように⁽⁵⁾、仮名が、日本語音を細部まで模写するものであるとみなすと、音声的な音の揺れや語形の変化を、逐一書き写す必要が生じる点で、表記の固定化は生じにくいものと考えられる。

二・三、問題提起

上述したように、先行研究では、古事記・日本書紀・萬葉集に認められる「違例」について、一方では上代特殊仮名遣いの別に反する音がそのまま写された表記とみなされ、一方では、甲類形と乙類形で、音の上で意味を弁別しているとみなされることがある⁽³⁾など、仮名字母の甲類・乙類を、直接語の音に置き換え、意味の違いと分析する方法がとられていた。木簡資料にみえる「違例」表記についての犬飼隆、乾善彦による先行研究は、音の別を表記に反映しない場合があるという点で、上代特殊仮名遣いを表記の問題として扱っているものであるが、「違例」に関する網羅的な調査・分析は行われておらず、上代特殊仮名遣いを、上代の日本語の読み書きのありようとして一般化できるものであるのか否か、検討される余地がある。同時に、どこまでを表記の問題として検証できるのかも、改めて問われてよい。

上代特殊仮名遣いと呼ばれる音の別があると想定することは、語ごとに仮名字母による区別がある点で、基本的に認められてよい。その一方で、上代特殊仮名遣いの音の別が、厳密に表記に反映され、また再現されるものであるとする見方については、疑問とせざるを得ない。もし、そうであるのなら、「違例」は生じないはずだからである。この点で、語の音と、語が記された表記との間で、研究・分析上の区分が必要となる。上代特殊仮名遣いは、「違例」を考察の中心に置くことで、表記の問題として扱うことができるようになる。

先に、表記の固定化という観点から、仮名の文字列（表記）が語と対応するものであることをみたが、では、「違例」表記についてはどのように考えられるだろうか。「違例」は、いわば語を同定することでようやくその語に存する甲類・乙類の音が復元される（同時に、イレギュラー例だと判明もする）ものである。ということは、復元された語形の中にこそ、甲類・乙類が存在しているといわねばならない。そのことは、「違例」分析にあたって明確に知られることである。そのとき、上代特殊仮名遣いや清濁をめぐって、仮名表記がどのように書かれていたのか——仮名表記に音の別がどのように、どれほど反映されており、またどのように読まれるものであったのか、といったことが問題となる。「違例」として処理されてきた仮名表記は、果たして音の直接の反映といえるのだろうか。本稿ではこれらの点について問題提起する。

上代日本語の解釈に関わる必須の要件とされ、かつ十三音節（濁音を合わせると二十音節）の仮名にわたって区別される、上代特殊仮名遣いが、仮名表記に、どれほど、どのような様相で反映されるのかを検討することは、文学、語学、歴史学に寄与する、重要な知見であると考ええる。さらに、上代日本語における仮名表記が、いかにして語をあらわしていたのか、

「違例」を切り口に考察することが可能となる。

三、本論文の構成

本稿では、以上の問題意識や研究の観点を踏まえて、以下のことを論じる。のべ五章より構成される。第一章・第二章よりなる第一部は、従来の「違例」に関する研究に見直しを図るものである。第三章・第四章・第五章よりなる第二部では、「違例」表記を軸に、語を表記する仮名と、音との関係を論じていく。

第一章では、萬葉集における上代特殊仮名遣いの「違例」について、「適合例」を含め、網羅的に用例を調査・分析し、先行研究の検討を行う。上代特殊仮名遣いの区別の厳密性は、「違例」が認定され、意味づけが与えられることで、担保されてきたことを指摘する。また、「違例」認定のあり方は、歌の解釈に関わるものであるがゆえに、すぐれて個別的なものであり、萬葉集において上代特殊仮名遣いの「違例」をどう認定するかは、明確に決定でき得るものではないことを論じる。

第二章では、木簡資料にみえる「違例」を網羅的に調査・分析し、個々の「違例」表記の様相について検討する。木簡の上代特殊仮名遣いは、古事記・日本書紀・萬葉集から得られた上代特殊仮名遣いの体系に立脚することでしか論じられないものであるが、編纂物と木簡という対立軸において、木簡の「違例」は、従来論じられてきたものとは、異なる位置づけがなされるべきであることを指摘する。木簡資料では編纂物に比べて、生活に密着するものであったり、即時的な事務内容を担うといった、書かれる目的・用途の違い、つまり書くという行為次元での違いが浮き彫りになる。その違いが「違例」の現れ方に関与していることを論じる。

第三章では、訓仮名の、その「違例」について、単音節訓仮名だけでなく多音節訓仮名も含め調査・分析し、漢字音にもとづいて書かれる音仮名表記との様相の違いを検討する。訓仮名の「違例」から上代特殊仮名遣いの崩壊過程を論じるには、漢字と結びついた訓の変化を想定する必要があり、音の区別の無くなる状態を音写したものとはみなせない。さらに、訓仮名はその表意性によって「違例」となる場合があり、訓仮名の甲類・乙類として分類される字母は、語の意味の弁別に関与するものとはみなし難い。甲類・乙類の音の別が反省されるよりも、文脈に従って語が同定される仮名表記と捉えられることを論じる。

第四章では、訓仮名の「違例」とされたもののうち、四〇〇例を超えて存在する「跡」(ト乙類)について分析する。訓仮名「跡」は略訓仮名ではなく、語「と」(跡、ト乙類)に由

来する仮名とみなせるため、「違例」とはならない。萬葉集中、訓仮名「跡」が、語「あと」（跡、ト甲類）と甲類・乙類が異なるにも関わらずト乙類に頻用されるのは、助詞「と」に固定的に用いられるからである。語と仮名表記をめぐり、歌の表現に密着した表記の類型が認められることを論じる。

第五章では、上代特殊仮名遣いと同じく仮名字母によって区別され、平安時代以降と異なり、より密接な関係になるように見える清濁の、その「違例」について検討する。〈清音仮名〉〈濁音仮名〉は、訓読された語形の用例全体を、漢字音にもとづき、体系的に整理したことで得られた音節と仮名字母の対応である。〈清音仮名〉〈濁音仮名〉の両方によって書かれる語句があるが、それぞれの仮名の文字列は、同じ意味があらわされた同じ価値を持つ記号である。仮名ごとにみえる清濁の区別は、語の意味の伝達に必須の条件だったとはみなせず、仮名表記は「語形らしさ」をあらわすことによって意味の伝達を果たしていたとみなせることを論じる。

以上をふまえ、終章にて、各章のまとめと結論を述べる。

「異例」という言い方（表記）もあるが、「異例」という言い方には価値判断があらわれているということから、本稿では一貫して「違例」という語を使用する（鈴木喬（奈良大学）の教示による）。

¹⁰尾山慎『二合仮名の研究』（和泉書院、二〇一九）「術語説明にかえて」第2節「歌表記における「表意（性）」と「表語（性）」」（初出二〇一四）による。

¹¹広く萬葉仮名と呼ばれるもの。萬葉仮名の呼称については、山田健三「書記用語「万葉仮名」をめぐって」（『人文科学論集 文化コミュニケーション学科編』四七、二〇一三）により、本稿では単に「仮名」という。

¹²池上禎造「古事記に於ける仮名「毛・母」に就いて」（『国語・国文』二・一〇、一九三二）、有坂秀世「古事記に於けるモの仮名の用法について」（『国語音韻史の研究 補訂新版』（三省堂、一九五七）所収、初出一九三二）。

¹³本居宣長『古事記伝』（一七六四〜一七九八稿、一七九〇刊）一之卷「仮字の事」に、「同音の中にも、其ノ言に随（シタガ）ひて、用ヅる仮字異（コト）にして、各（オノオノ）定まれること多くあり」（二八〜二九頁）とある。本文は『本居宣長全集』第九卷（大野晋編、筑摩書房、一九六八）による。なお、引用にあたっては、適宜、旧字体を新字体に改めた、以下同。
¹⁴『仮字遣奥山路』（正宗敦夫編纂校訂、日本古典全集、伊藤書店、一九二九）。

¹⁵橋本進吉「国語仮名遣研究史上の一発見——石塚龍麿の仮名遣奥山路について——」（『文字及び仮名遣の研究』（橋本進吉博士著作集第三冊、岩波書店、一九四九）所収、初出一九一七）。

- ⁸⁰ 江湖山恒明『上代特殊仮名遣研究史』（明治書院、一九七八）第二部「研究の進展——龍麿・美穂・宣隆」第一「石塚龍麿」第三章「宣長の研究内容との比較」による。
- ⁸¹ 『文字及び仮名遣の研究』（橋本進吉博士著作集第三冊、岩波書店、一九四九）所収、初出一九三二。
- ⁸² 安田尚道「橋本進吉は何を発見しよう呼んだのか——上代特殊仮名遣の研究史を再検討する——」（『国語と国文学』八一・三、二〇〇四）、六頁。
- ⁸³ 注7に同じ。続く引用は、一二三頁、一三四頁、一四二頁による。
- ⁸⁴ 朝倉書店、二〇一四、「上代語」【音韻】の項、沖森卓也。
- ⁸⁵ 佐藤武義・前田富祺編、平凡社、改訂新版二〇〇七、「上代特殊仮名遣い」の項、山田俊雄。
- ⁸⁶ 日本古典文学大系『萬葉集』一（高木市之助・五味智英・大野晋校注、岩波書店、一九五七）。
- ⁸⁷ 有坂秀世『上代音韻攷』（三省堂、一九五五）、八三頁。
- ⁸⁸ 大野晋「上代日本語の母音体系について」（『月間言語』五・八、一九七六）では、仮名の甲類・乙類は、語の意味の弁別に関与するものであることが論じられている。
- ⁸⁹ 『国語音韻史（講義集一）』（橋本進吉博士著作集第六冊、岩波書店、一九六六）、一五七頁。
- ⁹⁰ 『国語音韻の研究』（橋本進吉博士著作集第四冊、岩波書店、一九五〇）所収、初出一九四二。
- ⁹¹ 大野晋『上代仮名遣の研究』（岩波書店、一九五三）。
- ⁹² 注15 論著に同じ。
- ⁹³ 安田尚道「石塚龍麿と橋本進吉——上代特殊仮名遣の研究史を再検討する——」（『国語学』五四・二、二〇〇三）に「実は橋本は、上代には母音がいくつあった、という言い方を全くしていないのであるが。」（八頁）と指摘がある。
- ⁹⁴ 服部四郎「上代日本語の母音体系と母音調和」（『月間言語』五・六、一九七六）。
- ⁹⁵ 松本克己「日本語の母音組織」（『月間言語』五・六、一九七六）、同『古代日本語母音論 上代特殊仮名遣の再解釈』（ひつじ書房、一九九五）。松本克己の論では、上代文献にあらわれている仮名表記例から上代日本語の才列にまつわる変異音現象を見出ししており、その点で、文献にあらわれていない語形はその現象に反映されていないという留意点がある。
- ⁹⁶ 森博達「漢字音より観た上代日本語の母音組織」（『国語学』一二六、一九八一）。
- ⁹⁷ 水島義治「東歌における上代特殊仮名遣の違例」（『日本文学文理学部研究年報』一八、一九七〇）、同「防人歌における上代特殊仮名遣の違例」（『語文』三三三、一九七〇）。
- ⁹⁸ 犬飼隆『木簡による日本語記史【2011増訂版】』（笠間書房、初版二〇〇五、二〇一一増訂版）第七章「古事記と木簡の漢字使用」は、古事記と木簡の文字表記をめぐって、以下のように述べる。
- 天皇に献上する「晴」の文献に対して、日常ふだんに使い捨てる「褻」のもの、という相違は、漢字使用の相違にも明瞭にあらわれている（一八七頁、要旨より抜粋）
- ⁹⁹ 乾善彦『日本語書記用文体の成立基盤——表記体から文体へ——』（塙書房、二〇一七）第二章「ウタの仮名書と万葉集」第七節「万葉集「仮名書」歌巻の位置」（初出二〇一四）は、萬葉

集の文字表記を、木簡の歌（乾は「ウタ」とする）表記と異なるものとしてとりあげ、「日常の文字生活からはやや離れたところに位置するもの」（一九四頁）と位置づける。

※ 『文字及び仮名遣の研究』所収、初出一九四二、八六頁。

※ 橋本四郎「ことば」と「字音仮名」——上代語の清濁を中心に——（『橋本四郎論文集 国語学編』（角川書店、一九八六）所収、初出一九五九）にて論じられる。また、亀井孝「かなはなぜ濁音専用の字体をもたなかったか——をめぐってかたる」（『言語文化くさぐさ』（亀井孝論文集5、吉川弘文館、一九八六）所収、初出一九七〇）は、以下のように述べる。

言語の文字化は、聴覚にうったえる印象を視覚の印象に転移するところにその本質があるのではなく、音の連続を非連続の単位に還元するこの抽象のわざにその本質がある（一三二頁）

※ 萬葉集中の語彙について表記の固定は、佐野宏「仮名の成立について——万葉仮名から「仮名」へ——」（『万葉仮名と平仮名 その連続・不連続』（内田賢徳・乾善彦編、三省堂、二〇一九））にて論じられる。

※ 表記の慣習という観点は、犬飼隆「白村江敗戦前後の日本の文字文化」（『いくさの歴史と文字文化』（遠山一郎・丸山裕美子編、三弥井書店、二〇一〇））にて論じられる。

※ 森博達によって中国人述作者説が唱えられる日本書紀 α 群の歌謡の表記は、漢字音による甲類・乙類の区別が、β 群に比べて厳密であるとされる（森博達「漢字音より観た上代日本語の母音組織」）。

※ 「取る」「問ふ」のトは甲類と乙類で意味に差異があることが論じられてきた。これについては、水島義治「東歌における上代特殊仮名遣の違例」に詳しい。

第一部 上代特殊仮名遣いの「違例」論

第一章 上代特殊仮名遣いの「違例」について

はじめに

「上代特殊仮名遣い」は、古事記、日本書紀、萬葉集など、すべての上代文献にあらわれる現象と一般にみなされているが、「書き分け」に一致しない用例——「違例」も存在する。

「違例」はこれまで、とりわけ萬葉集において、様々な方法論でもって意味づけがなされてきた。だが一方で、木簡の「違例」とされるものについては、個別的な意味づけがなされていない。現在では、「一般論として、木簡などの出土物に書かれた万葉仮名は上代特殊仮名遣いの区別がずさんなところがある」^①や、「上代特殊仮名遣の区別は比較的ルーズである」^②とされ、つまりは、文献の位相差^③によるものというのが、木簡の「違例」をめぐる研究の、一つの到達点のようである。しかし、萬葉集の「違例」について研究がなされる以上、

木簡の「違例」についても、何らかの発生理由が考えられなければならないはずである。たとえば字書木簡と呼ばれる「椿ツ婆木」(「つばき」、観音寺遺跡出土)や、「阿支波支乃之多波毛美□〔智カ〕」(「あきはぎ」、馬場南遺跡出土)のように、萬葉集には見られない「違例」が存する(第二章にて詳述)。では、萬葉集と木簡とでなぜ「違例」の字母や様相が異なるのか。これまで、「書き分けがルーズな木簡」対「厳密な萬葉集」という対比によって木簡の「違例」の理由づけがなされてきたが、それは萬葉集と木簡という言語の場の違いに起因するものであるのか。そうであれば、どのような要因が上代特殊仮名遣いの現れ方の違いに関わっているのか、という問い直しが必要となってくるであろう。

本章では、時代差、地域差のある歌々が収載されており、歌集として多様な語彙、仮名表記例を数量的にも豊富に含んでいる文学作品として、萬葉集をとりあげる。上代特殊仮名遣いの甲類と乙類の仮名の区別が認められない用例を「違例」とみて、誤写や訛音、崩壊過程の一部など、従来様々な意味づけがなされてきたことについて分析していく。

仮名表記は漢字音にもとづく形で日本語の音を直接表記するものと捉えられ、仮名字母の甲類・乙類の別は、語の意味の差異を伴う音の別であるとみなされてきた。その一方、様々な、時に場当たりのとも言える意味づけが与えられたことで、「違例」は、区別の厳密性を揺らがすものではなく、むしろそれを保証するものとして位置づけられてきた。上代特殊仮名遣いの区別の厳密性は、「違例」が認定され、意味づけが与えられることで、担保されてきたのだといえる。

一、上代特殊仮名遣いの「違例」一覧

萬葉集の「違例」について、まずその全用例を列挙する。先行研究で萬葉集の「違例」が論じられるとき、当然ながら各々が「違例」とみなした用例のみが取り出される。しかし、甲類と乙類の用例数が拮抗しているために、「違例」を決定し難い語も存在する。よってここでは、甲類・乙類両方の仮名が使われている語の全用例を一覧にして示した（甲類・乙類一方の類しか認められない語については、先行研究にて「違例」と指摘されているものでもって不掲載とした）。同じ語に甲類・乙類両方の仮名表記がみえるものを取りあげること、萬葉集内部で上代特殊仮名遣いがどれほど区別されているのかという点だが、客観的に明らかになると考える。

なお、甲類・乙類の仮名の分類は、日本古典文学大系『萬葉集』一「奈良時代の音節及び万葉仮名一覧」⁽⁴⁾に従った。本文と訓みは萬葉集の訓・本文ともに『補訂版 萬葉集 本文篇』⁽⁵⁾、語釈は、上代特殊仮名遣いに関する記述が詳細であるという点で、ここでは日本古典文学大系に依拠しつつ、『時代別国語大辞典上代編』⁽⁶⁾などを参照して掲載している。語句を列挙するさい、問題となる音節に傍線を引き、語釈を「」に入れ、用例数を示したうえで、歌番号と仮名表記例を記載している。なお、用例は、一音節仮名を対象とし、地名、人名、氏族名については、同定が難しい場合もあることから、用例からは一律に除外している⁽⁷⁾。また、動詞と名詞など品詞の異なりがあっても同一の語根をもつと判断される語句については、異なり語では一語として数えて掲載している。助詞「と」を挙げずに助詞「ど」を挙げている点など、便宜上、清濁を区別して立項しているものもある（清濁について第五章にて論じる）。

以下、用例数による「違例」認定の基準を、語に対する少数類の割合の平均値に求めた。

- ① 少数類の割合が語の用例数全体の平均以下のもの（「違例」の認定が可能とみられるもの）、
- ② 少数類の割合が平均以上のもの（「違例」の認定が困難であるもの）、
- ③ 割合が等しいもの（萬葉集中で「違例」の認定が不可能であるもの）と分類して掲載する⁽⁸⁾。

① 少数類の割合が平均以下のもの

1. いそ・ありそ・そ「磯」甲類二五例（巻十四・三五六一「安里蘇夜尔」）、乙類一例（巻九・一六八九「在衣邊」）

2. い・く・へ「家」甲類五二例（巻五・七九四「伊弊那良婆」）、乙類二例（巻二十・四三五

三「伊倍加是波」）

3. き「来(カ行変格活用動詞連用形)」甲類一〇四例(卷五・七九四「斯多比枳摩斯提」)、乙類一例(卷二十・四三四九「美知波紀尔志乎」)
4. けふ「今日」甲類二四例(卷五・八三一「家布能阿比太波」)、乙類二例(卷十八・四〇四七「介敷乃日波」)
5. けり・けらし「助動詞」甲類二六七例(卷一・二二五「雪者落家留」)、乙類二例(卷十八・四〇四九「見礼度安可須介利」)
6. こ「子」甲類一〇九例(卷一・四三「吾勢枯波」)、乙類四例(卷五・八九九「許良尔佐夜利奴」)
7. しのふ「偲ぶ」甲類四八例(卷一・一六「取而曾思努布」)、乙類一例(卷二十・四四二七「和乎之乃布良之」)
8. すべ「術」甲類七五例(卷三・四六〇「将言為便」)、乙類一例(卷二十・四三七九「伊刀毛須倍奈美」)
9. すめ「皇、接頭語」甲類一七例(卷一・七七「須壳神乃」)、乙類一例(卷二十・四三七〇「須米良美久佐尔」)
10. たび「旅」甲類四一例(卷一・四五「多目夜取世須」)、乙類一例(卷二十・四三四八「多非乃加里保尔」)
11. ひも「紐」甲類二五例(卷十四・三三六一「許吕安礼比毛等久」)、乙類一例(卷二十・四四〇四「都氣之非毛我乎」)
12. うく・く「上」甲類一例(卷十四・三三三九「安受乃宇敝尔」)、乙類三三例(卷一・五〇「藤原我宇倍尔」)
13. こ「木」甲類一例(卷二十・四三五〇「古志波佐之」)、乙類二〇例(卷五・八二七「許奴礼我久利弓」)
14. こ「来(カ行変格活用動詞未然形、命令形)」甲類一例(卷十四・三四三一「許己波故賀多尔」)、乙類五三例(卷一・六一「早還許年」)
15. こそ「助詞」甲類一例(卷十四・三三九四「和須良許婆古曾」)、乙類一〇九例(卷一・一「吾己曾座」)
16. こひ「恋ひ(名詞・形容詞・ハ行上二段活用他動詞未然形、連用形)」甲類五例(卷十五・三六八二「可未乎許比都々」)、乙類一〇四例(卷五・八六四「那我古飛世殊波」)
17. さく「副助詞」甲類一例(卷十四・三五四人「比等佐敝余須母」)、乙類三八例(卷二・一九八、一云「左倍」)

18. ど「助詞」甲類二例（巻四・七八〇「仕目利」）、乙類一五九例（巻一・三六「見礼跡」不飽可聞）⁽⁹⁾
19. とく「解く」甲類一例（巻十七・三九四〇「許己呂波刀氣氏」）、乙類二六例（巻十四・三三六一「許呂安礼比毛等久」）
20. とも「助詞」甲類三例（巻二・二二五「生刀毛無」）、乙類一〇〇例（巻二・二二二「生跡毛無」）⁽¹⁰⁾
21. のみ「助詞」甲類一例（巻二十・四三五五「余曾尔能美」）、乙類四一例（巻二・一六二「塩氣能味」）
22. ひと「人」甲類一例（巻十八・四〇八二「安米比度之」）、乙類一二二例（巻五・八〇〇「由久智布比等波」）
23. ぐし「助動詞」甲類二例（巻二十・四三六四「奈流弊伎己等乎」）、乙類五一例（巻一・一七「隠障倍之也」）
24. め「助動詞「む」已然形」甲類三例（巻十四・三三九四「那乎可家奈波壳」）、乙類一五七例（巻一・一「告目」）

② 少数類の割合が平均以上のもの

1. あそぶ「遊ぶ」甲類一四例（巻五・八〇四「阿蘇比家武」）、乙類一例（巻十八・四〇四七「多努之久安曾弊」）
2. いさよふ「たゆたう」甲類九例（巻三・三七二「心射左欲比」）、乙類二例（巻三・二六四「不知代経浪乃」）⁽¹¹⁾
3. いはひ「齋ひ（ハ行四段活用他動詞連用形）」甲類一三例（巻五・八一三「伊波比多麻比斯」）、乙類一例（巻二十・四三四七「伊波非弓之加母」）
4. かへる・かへりみる「変へる・帰る・顧みる」甲類四三例（巻五・八〇一「伊弊尔可弊利提」）、乙類三例（巻二十・四三五〇「加倍理久麻泥尔」）
5. くる（連濁含む）「黒」甲類三例（巻五・八〇四「迦具漏伎可美尔」）、乙類一例（巻十五・三六四九「可具呂伎可美尔」）
6. こ「小」甲類八例（巻十四・三三六九「麻萬能古須氣乃」）、乙類一例（巻十四・三四二四「許奈良能須」）
7. し「しつとりとなびく・小竹」甲類九例（巻三・二六六「情毛思努尔」）、乙類一例（巻一・四五「四能乎押摩」）

8. しろ・しろたへの「白」甲類一三例(巻五・九〇四「志路多倍乃」)、乙類一例(巻十五・三七五一「之呂多倍能」)
9. そふ「添ふ」甲類四例(巻十四・三四八五「身尔素布伊母乎」)、乙類一例(巻八・一六四二「曾倍而谷将見」)
10. そら「空」甲類一例(巻十四・三四二五「蘇良由登伎奴与」)、乙類一例(巻十八・四一一六「故敷流曾良」)
11. なぎ「風・和ぎ(ガ行上二段活用自動詞未然形、連用形)」甲類二七例(巻三・五〇九「朝名寸」)、乙類三例(巻十九・四一八五「情奈疑牟等」)⁽¹³⁾
12. の「野」甲類一〇例(巻五・八三九「波流能努尔」)、乙類二例(巻十四・三三五二「須我能安良能尔」)
13. ひめ「日女・姫」甲類九例(巻五・八一三「多良志比咩」)、乙類一例(巻五・八七一「麻通良佐用比米」)
14. く・く「辺・行方・春へなど」甲類七四例(巻一・七二「奥蔽波不榜」)、乙類五例(巻八・一五二〇、一云「夕倍尔毛」)
15. みかど「朝廷」甲類三例(巻五・八七九「美加度佐良受豆」)、乙類一例(巻十八・四一三「等保能美可等々」)
16. やど「宿」甲類一九例(巻五・八二六「和我夜度能」)、乙類二例(巻五・八一八「麻豆佐久耶登能」)
17. よひ・こよひ「宵」甲類五例(巻十五・三六三九「宇伎祢世之欲比」)、乙類一二例(巻十四・三三七五「伊尔之与比欲利」)
18. よぶ「呼ぶ」甲類一例(巻十四・三三六二「伊毛我名欲妣豆」)、乙類一例(巻十五・三六四三「与妣与勢豆」)
19. より「助詞」甲類三九例(巻五・八〇〇「伊波紀欲利」)、乙類五例(巻二・一九九、一云「曾知余里久礼婆」)
20. あけ・あさけ「明け(カ行下二段活用自動詞未然形、連用形)」甲類一例(巻十四・三四六一「安家奴思太久流」)、乙類一六例(巻四・五九一「開阿氣津都」)
21. あどもふ「率いる」甲類一例(巻九・一七一八「足利思代」)、乙類五例(巻二・一九九「安騰毛比賜」)⁽¹³⁾
22. あへ「合く(ハ行下二段活用他動詞連用形)」甲類一例(巻二十・四三七七「阿蔽麻可麻久母」)、乙類五例(巻十七・四〇〇六「許惠尔安倍奴久」)

23. いと「甚」甲類三例(卷八・一五二四「伊^刀河浪者」)、乙類六例(卷四・七八六「伊^等若美可聞」)
24. いはひ^へ「甕」甲類一例(卷二十・四三九三「以波比^弊等於枳^豆」)、乙類七例(卷三・三七九「齋^戸乎」)
25. 言^く「言^く(ハ行四段活用他動詞已然形)」甲類二例(卷十四・三五四三「古呂波伊^敵杼母」)、乙類一四例(卷四・六七四「言齒五十^戸常」)
26. うつろ^ふ「移ろう」甲類二例(卷十七・三九一六「宇都^路比奴良牟」)、乙類一二例(卷五・八〇四、一云「宇都^呂比尔家里」)
27. おも^へ「思^へ(ハ行四段活用自動詞已然形)」甲類一〇例(卷十四・三四三五「比多敵登於毛^敵婆」)、乙類二三例(卷一・三一、一云「将会跡母^戸人」)
28. かけ「懸^け(カ行下二段活用他動詞未然形、連用形)」甲類二例(卷十四・三三九四「那乎可^家奈波売」)、乙類一二例(卷十四・三三六二、或本歌曰「伎美我名可^氣豆」)
29. が^へ「係助詞「かは」の訛・東国語」甲類一例(卷二十・四四二九「於久流我^弁」)、乙類二例(卷十四・三四二〇「和波左可流賀^倍」)
30. かみ「神」甲類八例(卷十八・四一一「可^見能大御世尔」)、乙類二〇例(卷五・八一三「可^尾能弥許等」)
31. しげる・しげし「繁」甲類一例(卷十四・三四八九「之^牙可久尔」)、乙類一三例(卷五・八一九「古飛斯^宜志惠夜」)
32. しめ「助動詞「しむ」未然形、連用形」甲類一例(卷十四・三四三七「西良思^馬伎那婆」)、乙類三例(卷十四・三三六〇「美太礼志^米梅楊」)
33. たどき「手段」甲類四例(卷十・二〇九二「多^土伎乎不知」)、乙類五例(卷五・九〇四「多^杼伎乎之良尔」)
34. しか^へ「仕^へ(名詞・ハ行下二段活用自動詞連用形)」甲類一例(卷二十・四三五九「都加^敵麻都里豆」)、乙類一四例(卷一・五三「大宮都加^倍」)
35. つけ「付^け(カ行下二段活用他動詞未然形、連用形、命令形)」甲類一例(卷二十・四三六六「志留志豆都^祈豆」)、乙類一〇例(卷十五・三七六六「由比都^氣毛知豆」)
36. と^う「問^う」甲類五例(卷十七・三九五七「安我麻知^刀敷尔」)、乙類一四例(卷五・八一三「許^等騰^波奴」)
37. とる「取^る」甲類八例(卷五・八〇四「許志尔^刀利波枳」)、乙類三九例(卷五・八〇四「等^利都々伎」)

38. ならへ「並べ(ハ行下二段活用他動詞連用形)」甲類二例(卷十四・三四五〇「那良蔽弓美礼婆」)、乙類二例(卷十九・四二六四「船能倍奈良倍」)
39. はへ「延へ(ハ行下二段活用他動詞連用形・連体形)」甲類一例(卷十四・三五二五「許等乎呂波蔽而」)、乙類六例(卷五・八九四「播倍多留期等久」)
40. はろはろ・はろばろ「遙々」甲類一例(卷五・八六六「波漏々々」尔)、乙類三例(卷十五・三五八八「波呂波呂尔」)
41. へ「経(ハ行下二段活用自動詞未然形、連用形)」甲類一例(卷十五・三七四五「伊能知多尔蔽波」)、乙類一五例(卷十五・三六二二「伊久与乎倍弓加」)
42. へ「舳」甲類二例(卷二十・四三五九「蔽牟加流布祢乃」)、乙類八例(卷五・八九四、反云「布奈能閤尔」)
43. み「身」甲類四例(卷十六・三七九一「若子蚊見庭」)、乙類六例(卷五・八四八「伊夜之吉阿何微」)
44. あおやぎ・やなぎ「柳」甲類一例(卷二十・四三八六「以都母等夜奈枳」)、乙類一二例(卷五・八一七「阿遠也疑波」)
45. をと「男」甲類一例(卷五・八〇四「遠刀古佐備周等」)、乙類四例(卷十五・三六一一「月人乎登古」)

③ 甲類・乙類の割合が等しいもの

1. しのの「しっとり」甲類一例(卷十・一八三一「之努々尔所沾而」)、乙類一例(卷十・一九七七「小竹野尔所沾而」)⁽¹⁴⁾
2. とけ「解け(力行下二段活用自動詞未然形・連用形)」甲類三例(卷十四・三四八三「欲流等家也須家」)、乙類一例(卷十七・三九四〇「許己呂波刀氣氏」)
3. とこしへ「常しへ」甲類一例(卷十八・四一〇六「等己之へ尔」)、乙類一例(卷九・一六八二「常之倍尔」)
4. とつみや「外つ宮」甲類一例(卷十三・三三三二「礪津宮地」)、乙類一例(卷十三・三三三一、或本歌曰「跡津宮地」)
5. な_レや「な_レやか」甲類一例(卷四・五二四「奈胡也我下丹」)、乙類一例(卷十四・三四九九「麻許等奈其夜波」)
6. をへ「終へ(ハ行下二段活用他動詞未然形)」甲類一例(卷十四・三五〇〇「祢乎遠蔽奈久尔」)、乙類一例(卷五・八一五「多努之岐乎倍米」)

二、「違例」の認定をめぐる問題

二・一、数量差から「違例」を決定する

以上の七五項目は、上代特殊仮名遣いに関わる音節のうち、甲類・乙類両方の仮名表記が認められる語であって、語釈や訓読の仕方、異なり語の数え方によって、「違例」の用例数には、変動が生じる。例えば、本章では②-38「ならレ」「並べ」に数え入れた「左奈良レ流」(巻十七・四〇一一)は、「さレ馴らレる」と「違例」ではない語釈がなされることがある。また、①-1「ありそ」「荒磯」に数え入れた「在衣邊」(巻九・一六八九、ありそレへ)は、上代特殊仮名遣い上「違例」となることから、「在衣 辺著而榜尼」(ありきぬの へつきてこがね)と訓読される場合もある(後述)。

以上の七五項目は、上代特殊仮名遣いの区別に照らせば、甲類の仮名表記あるいは乙類の仮名表記のどちらか一方が、「違例」ということになる。ここでは、①-22「ひと」「人」甲類一例、乙類一一二例のように、一方の乙類表記が極めて多く、もう一方の甲類表記がごく僅かであるものが存在するものがある一方で、②-33「たどき」「手段」甲類四例、乙類五例のように、甲類・乙類の用例数が拮抗しているものがある。また、③のように甲類と乙類の用例が同数で、かつ一例ずつのみしか認められない語もある。上代特殊仮名遣いをめぐって、仮名表記に甲類・乙類が混在しない語句については、上代特殊仮名遣いの区別が厳密であると云いうるし、甲類と乙類両方の仮名表記が認められる語句についても、一方の用例数が圧倒的に多数であり、もう一方の用例数が圧倒的に少数である場合は、「正用」を定め、数量的に、少数例を「違例」とみなして問題はない。しかし、上でみたように、仮名の用例数が甲類・乙類で拮抗している語は、どう「違例」を認定すればよいか。

二・二、甲類・乙類の用例数が拮抗している場合

たとえば③-5「なレや」「なレやか」について、「なレや」「なレやか」という語に存する音節は、仮に、「音節結合の法則」(註)に従うと、ア列音と同一語根に属する才列は甲類になる傾向があることから、巻十四の東歌ではないほうの仮名書き例を「正用」とみなすのが妥当となる。『日本国語大辞典』(註)には、「奈胡也我下丹」(巻四・五二四)と「麻許等奈其夜波」(巻十四・三四九九)について、

語構成から見て前者が正しく、後者は東国ゆえの異例

とみている(古事記上巻の歌謡にある「爾古夜レにレや」が下に「をその根拠としている)。

その一方、『時代別国語大辞典上代編』⁽¹³⁾は

「其」は東歌で、仮名違いかとも思われるが、ナグが上二段であったこと、上二段の連用形活用語尾が乙類であることから考えて、違例とも断定できないと述べる。

②-33 「たどき」「手段」では、歌が書かれた当時、「たどき」という語への語源意識が不安定になっていたか、語形（に存する音韻）が変化したといった理由から、「たどき」の「ど」に、すでに甲類と乙類の両方の仮名が使われていたと解釈されている。日本古典文学大系『萬葉集』二⁽¹⁴⁾は、以下のように述べる。

タヅキは、起源的には手付きであろう。しかし、奈良時代にはすでに、その語源意識は失われていたと覚しく、タヅキのタに手の字をあてて書いた例はない。タヅキ taduki は、それと音の近いタドキ（下甲類）tadoki と書いたものもあり（母音 u と o との交替は例が多い）、さらに tadoki と、ド乙類で書いたものもある。こうしたことがあるのは、その語源意識が失われて、語形が不安定になったからであろう

一方、大野透『萬葉仮名の研究』⁽¹⁵⁾では以下のような指摘がみえる。

音変化としては、タド_乙キ_甲∨タド_甲キ_甲∨タヅキ_甲の音転が最も自然であると言へよう。「違例」については明言されず、「たどき」（ど甲類）という古い語形から、「たどき」（ど乙類）という新しい語形へ（あるいはその反対に）変化したというプロセスの中に、甲類・乙類の両形が位置づけられている。この想定ははたして妥当といえるのだろうか。つまり、語「たどき」をめぐる、萬葉集中の用例から、正確に音・語形の変化というプロセスを推定することができるのであろうか。

二・三、甲類・乙類をめぐる語形変化について

「たどき」の仮名表記（九例）は、ドが甲類の表記は卷十・二〇九二に初めて見え、乙類では、卷五・九〇四に初めてみえる。そのほか、甲類の表記は、卷十三に一例（三三二九）、卷十五に一例（三七七七）、卷十七に一例（三八九八）あり、乙類の表記は、卷十五に一例（三六九六）、卷十七に三例（三九六二、三九六九、四〇一一）みえる。「音節結合の法則」からみると「たどき」の「ど」は甲類であることが期待されるが、萬葉集の巻五の例が乙類であるという点で、「たどき」（ど甲類）の方が古い用例であるとは実証できない。甲類の表記、乙類の表記がともに、卷十五・十七にみえるため、萬葉集中の表記から語形を復元する（仮名が音を写すとみて語形を定める）場合、あくまでも「たどき」（ド甲類）と「たどき」

(ド乙類)が併存しているとみるのが妥当であろう。先行研究では、古事記や日本書紀の仮名表記例を参照したうえで、ト・ド音節を持つ語の甲類・乙類の表記の混在を語形の混乱とみて、「取る」「問ふ」といった語を含め包括的に、古い甲類形から新しい乙類形への変化として論じられることがある。しかしながら、萬葉集の個々の語の現れ方を分析してみると、甲類・乙類の表記の混在は一概に語形変化であるとはいえないのである⁽²¹⁰⁾。

さらに、古事記・日本書紀の用例を含めて萬葉集の用例を観察するとき、萬葉集内部では用例数的に優勢である乙類の方が、「違例」と認定されることがある。

うつろふ「移ろう」甲類二例(卷十七・三九一六「宇都路比奴良牟」)、乙類一二例

(卷五・八〇四、一云「宇都呂比尔家利」)

はろはろ・はろぼろ「遙々」甲類一例(卷五・八六六「波漏々々尔」)、乙類三例(卷

十五・三五八八「波呂波呂尔」)

のりと「祝詞」乙類一例のみ(卷十七・四〇三一「敷刀能里等其等」)

まつろふ「奉ろう」乙類四例のみ(卷十八・四〇九四「麻都呂倍乃」)

これらの用例は、萬葉集内部に限って言えば乙類を「正用」とみなすことができそうであるが、古事記に現れる類を基準に「違例」と認定されており、いずれも乙類が「違例」とされる⁽²¹¹⁾。

以上みたように、ト・ロ音節をめぐって、古い甲類の語形から新しい乙類の語形へという音韻の変化が想定されているが、ここで、萬葉集よりも古い木簡の用例に注目したい。七世紀中頃の木簡に、「皮留久佐乃皮斯米之^カ刀斯^カ」(春草の初めの「^カ」年、難波宮跡出土)⁽²¹²⁾がある。萬葉集では仮名書きの「年」のトは二九例すべてが乙類の仮名で表記される。それに対して、この木簡の存在によって、萬葉集の用例を「違例」とみなすことは可能となるのであろうか。現在のところ、その見方は行われておらず、また、上代文献から体系的に帰納された上代特殊仮名遣いの区別と、それを支える個々の語の例を、木簡の用例をもつて覆すことは考え難い。上代特殊仮名遣いの「違例」に関して、用例数で判断がつかない場合に、他文献の仮名表記との関係から甲類形・乙類形の新旧を論じ、「違例」を認定することは、二重規範(ダブルスタンダード)を生じさせている。

二・四、「違例」を解消する語釈

以上、数量的な判断によって「違例」が認定される場合をみてきたが、次に、上代特殊仮名遣いの「違例」表記があることで、歌一首全体の解釈にそぐう形で、語釈を変更する――

つまり、「違例」を解消する手続きがあることをみていく。山上憶良作歌「老身重病経年辛
苦及思兒等歌」(巻五・八九九)をとりあげる。

周弊母奈久 苦志久阿礼婆 出波之利 伊奈々等思騰 許良尔佐夜利奴

術も無く 苦しくあれば 出で走り いななと思へど コらに障りぬ

結句の「許良尔佐夜利奴」(コらにさやりぬ)は、従来「子らに障りぬ」と解釈されてきた。

しかし、上代特殊仮名遣いの規則から見ると、「許」は乙類に属する仮名であるのに対し、「子」という語は、甲類に属する仮名で記される語(つまり、甲類の音をもつ語)である。

「許良尔佐夜利奴」(子らに障りぬ)は、甲類の語が乙類の仮名で書かれている点で、上代特殊仮名遣いが区別されていない「違例」表記とみなされる。これによって、語釈を改めることで、「違例」を解消する試みがなされた。これは、大野透『萬葉仮名の研究』⁽²³⁾に

許良は此ラに当るのであれば、此はコ_乙相当である事として、この許は異例ではないが、この推定が正しいかは明らかではない

との指摘がみえ、これより以降、「コらに障りぬ」(巻五・八八九)を「此らに障りぬ」と解釈する注釈書がみえている。

現行の主な注釈書として、新潮日本古典集成『萬葉集』⁽²⁴⁾、新編日本古典文学全集『萬葉集』⁽²⁵⁾、新日本古典文学大系『萬葉集』⁽²⁶⁾(および岩波文庫『萬葉集』⁽²⁷⁾)を参照すると、大野透の説を踏まえる形で、従来説「子らに障りぬ」から改められた、「此らに障りぬ」説が採用されている。題詞に「思兒等歌」とあることを踏まえると、「子らに障りぬ」という語でもって解釈するのが妥当といえるが、現在のところ、「違例」表記をめぐって、従来説と「違例」を解消する新説が併存している状態である。「違例」表記を認めるか否かは、注釈書や注釈を施す研究者ごとに異なるものである。

二・五、歌の解釈と「違例」

さらに、歌とその解釈によっても、「違例」にあたる表記を、「違例」として認めるか否かが異なっている。つまり、従来通りの語釈を採るか、「違例」を解消する語釈を採るか、きわめて個別的に決められている状態だといえる。上代特殊仮名遣いに関わって二通りの語釈があるものに、音仮名表記では、①「許良尔佐夜利奴」(巻五・八九九)、②「許己波故賀多尔」(巻十四・三四三二)、③「左奈良敵流」(巻十七・四〇一一)があり、訓仮名表記では、④「在衣邊」(巻九・一六八九)、⑤「若子蚊見庭」(巻十六・三七九二)がある。①「許良尔佐夜利奴」では、前述の通り、従来説の「子らに障りぬ」と「違例」を解消する「此ら

に障りぬ」、②「許己波故賀多尔」では、従来説の「ここば来難に」と「違例」を解消する「ここば子難に」⁽²⁸⁾、③「左奈良敝流」では、従来説の「さ並らへる」と「違例」を解消する「さ馴へる」⁽²⁹⁾、④「在衣邊」(著而榜尼と文字が続く)では、従来説の「荒磯(ソ)辺につきて漕がさね」から「違例」を解消する「あり衣(キヌ)の 辺つきて漕がに」⁽³⁰⁾、⑤「若子蚊見庭」では、従来説の「若子が身(ミ)には」から「違例」を解消する「若子髪(カミ)には」⁽³¹⁾という語釈が併存する。

諸注釈書をみていくと、①・②・③・⑤ともに新潮日本古典集成、新編日本古典文学全集、新日本古典文学大系(および岩波文庫)で「違例」を解消する語釈を採用しているが、④のみ、新編日本古典文学全集と新日本古典文学大系(および岩波文庫)が、「違例」のままの語釈(従来説)を採用している(①「許良尔佐夜利奴」について、新潮日本古典集成では、「騒ぎ廻るこいつらに妨げられてしまう」と現代語訳を施し、「こ」は「此」か」と明言を避ける形で「此ら」の解釈を取り入れている)。また、澤瀉久孝『萬葉集注釈』では、①・⑤では「違例」を認める解釈がとられているが、②では「違例」でない語釈を採用している⁽³²⁾。伊藤博『萬葉集釈注』では、①についてのみ「傍らの子を「此」と呼んだものと見ておく」⁽³³⁾と「子」と「此」と両方に係る解釈を示し、それ以外は「違例」を認めない形で語釈を施している。『萬葉集全注』(①巻五・井村哲夫、②巻十四・水島義治、③巻十七・橋本達雄、④巻九・金井清一)では、「違例」にあたる従来説を認める解釈がとられている⁽³⁴⁾。注釈書ごと、あるいは注釈を施す研究者それぞれによって、一律に「違例」を解消することも、「違例」のままの語釈を採用することも可能ではある。しかし、実際には、歌一首の解釈が踏まえられた上で、解釈に破綻が無ければ積極的にも消極的にも「違例」が解消される語釈が採用されることがあるし、従来の語釈に従う形の方が歌の解釈としてふさわしい(歌になじむ)ものと判断された場合は、上代特殊仮名遣いの「違例」が認められている。

二・六、「違例」認定の曖昧さ

当時の音韻体系を反映するものとして上代特殊仮名遣いの区別の規則性が重んじられ、個々の仮名表記の語釈が見直されることがあったが、語の同定が歌の解釈に関与するものであるからこそ、歌あるいはそれを解釈する研究者ごとに、「違例」の認定が行われてきたものとみることができる。「違例」認定のあり方は、歌の解釈に関わるものであるがゆえに、すぐれて個別的な性質のものであり、また、上代特殊仮名遣いの規則性を重んじる立場と歌の解釈の厳密さを重んじる立場とは、「違例」表記をめぐるっては、双方が双方の立場に対す

る反証となっているため、どちらの方法が正しいかを決定するのは非常に難しい。

概して、上代特殊仮名遣いは、歌の解釈が成立する範囲内で扱われているといえ、上代特殊仮名遣いの区別に即すことで歌の解釈が妨げられる場合は、「違例」として処理される。解釈の妨げになるかどうかの線引きが、それを判断する研究者や歌ごとに異なるために、「違例」認定のありかたが統一的ではないといえる。その線引きをどこに設けるか——つまり、萬葉集における上代特殊仮名遣いの「違例」をどう認定するかは、明確に決定でき得るものではないといえよう。「違例」は、甲類・乙類の区別に反する例外として処理されてきたもので、あるいは気づかれず、あるいは無視されたものでもあるが、どの文献、どの用例を基準とみなすかによって「違例」の様相や用例数には変動が生じうるものとなっている。また、語の意味を解釈するという研究者ごとの判断が介入せざるを得ないものであるため、「違例」を認定すること自体、例外と判断すること自体に曖昧さがあるのだといえよう。

三、「違例」の意味づけと上代特殊仮名遣い

三・一、「外部的要因による不規則性」

以上、萬葉集の「違例」認定をめぐる問題点を論じてきたが、「違例」を認定することについては、「違例」をどのように意味づけるかということと表裏の関係にある。よってここでは、「違例」の発生理由をまとめた早い時期の指摘として、池上禎造「上代特殊仮名遣の万葉集への適用と解釈」⁽⁵³⁾を参照する。池上の論の冒頭には、「上代特殊仮名遣い」と呼ばれる現象が「上代文献の解釈に切札のように使われすぎること警戒したのであるが」⁽⁵⁴⁾との言及がみえ、「違例」をめぐる、用字法として考察すべき問題があることを示している。文字表記外部からの影響による「外部的要因による不規則性」(A↔D)と、文字表記内部の問題として見出される「内部的要因による混用」(A↔d)が、「違例」を生じさせる要因として取り上げられている。ここでは、文字が書かれる段階に属さない問題と分類される、「外部的要因による不規則性」⁽⁵⁵⁾の方をとりあげていく。

a 伝来途上の手入 現存万葉集がすべて転写を経てきたものであるからには、本により良否があるの言うまでもない。流布の寛永本系が古本によつて正されることは、校本万葉集を少し使えば誰も了解するところである。ところが現存諸本では動きがとれなくてしかも後世の手入かと思われるふしもある。

b 東国文献 東歌並に防人歌にはこの仮名遣の例外が多いから、これを別扱いすべきことが常識になっている。

- c 時代差 万葉に限らず他の文献をも加えて、この仮名遣の時代的な動きがどんなになつていゝるかは重要な問題である。また換言すればこの二類の別が如何にくずれてゆくかという問題である。
- d 個人差 時代差とも関連し、また仮名書の巻に関係があるが、憶良や家持という個人の傾向が考えられる。

三・二、誤写と「違例」

「a 伝来途上の手入」とは、萬葉集が写本として伝来する過程で、文字の写し誤りが想定されるという、いわゆる誤写説のことである。卷十八における平安時代の補修部^⑧を筆頭に、後世の誤写や改変が想定されてきた。例えば、武田祐吉『萬葉集全註釈』十の、卷十四・三三五二では、

安良能は、荒野の意であるから、能の字を使つたのは、仮字違いである。しかし集中往々にしてこの用例があり、後に整理した際にこれが使用されたのであろう

とみなす。その一方で、原筆者が文字を書くとき結果的に上代特殊仮名遣いの誤つた文字遣いとなつたという可能性も想定されてよい。誤写という見立ては、萬葉集が編纂された当時は、上代特殊仮名遣いの区別が正確であつたという前提に基づくものであるが、実際は写本上に異同のない用例に関しても誤写説が指摘されている。上代特殊仮名遣いは厳密であるという前提のもと、その反例にあたる「違例」が誤写とみなされ、その結果区別は厳密であるという結論が導かれるという、上代特殊仮名遣いの体系性を重んじるが故（あるいは、寄りかかるが故）の循環論が展開されてきたといえる。

三・三、方言と「違例」

「b 東国文献」にまつわる「違例」とは、卷十四の東歌、卷二十の防人歌について説かれてきたものである。東歌や防人歌にみえる方言の語形が、奈良を中心とした中央の言語に対する母音の交替形であるということ（「引く」に対する「引こ」など）がすでに明らかにされている。研究史上、上代特殊仮名遣いの区別の体系性とは、「中央語」と称される、方言を排除した語形から抽出されたものであると言え、東歌・防人歌にみえる表記は、「中央語」における上代特殊仮名遣いの規則からみると、古い形であり、「違例」的な語形として位置づけられたものであつた^⑨。たとえば、日本古典文学大系『萬葉集』

二、日本古典文学大系『萬葉集』四には、以下の記述がある。

「許志尔刀利波枳」(巻五・八〇四の補注)

古事記・日本書紀の時代には、toFu, toFu; toru, toru という形が並び行われていた。それが、万葉集の時代になると toFu, toru の形が一般的になって、toFu, toru という形は古語になって行った。しかし、山上憶良とか、大伴家持とか、自分で歌集を編んだりするような、編集者としての興味を持ち、古歌を学んだ人たちは、意識的に、古語となった toFu, toru の形を使ったのではなからうか。また、方言の歌の中にも、やはり古形が残っているのではなからうか。それが巻十四や防人歌の中に見えるのではないか。

「由布氣刀比都追」(巻十七・三九七八)

問フのトは万葉集では甲類と乙類とが混用されている。しかし、記紀歌謡では、甲類のトを使った例の方が多い。従って、甲類のトを使うのが古い言葉だったのである。万葉集で甲類のトを使うのは、東国の人々と山上憶良と、大伴家持だけである。

これは東国に古語が残り、また、山上憶良のような学者が古語を使い、それを大伴家持が模倣したものであろう。

ただし、東国の歌には古形が残りやすく、かつ、その歌の表記には上代特殊仮名遣いの「違例」が多いという見方には、矛盾がある。先に「うつろふ」「移ろう」や「はろはろ・はろばろ」「遙々」の例をみたように、古形であることが上代特殊仮名遣いの「正用」を決定する基準となっているからである。右に引用した議論では、仮名は、方言の音を厳密に音写するものであるという前提がうかがえる。

現在では、出土資料である木簡に多数の仮名表記例が認められている。平城宮跡から出土した、「なにはつの歌」が書かれた木簡では、「伊真役春部止作古矢己乃者奈」(今は春へと咲こやこの花)⁽⁴⁶⁾とあって、「咲くやこの花」は「咲こやこの花」と書かれている。ウ列音が才列音に交替している現象がみえ、これは方言的な母音交替の現象と位置づけることができる一方で、平城宮から出土したものであることをふまえると、「咲く」のク音節を文字化するにあたって、「古」があてられることがあった(つまり、音節を文字化するにあたってあてる仮名字母に幅があった)とみるのが可能ではなからうか。奈良時代にあっても、奈良やその周辺と東国では、言語的に差のあった可能性は考えられてよいが、仮名表記が音をあらわすとみなす、音自体の、当時の捉えられ方・把握のされ方に、幅があったと考えることもできる。

三・四、上代特殊仮名遣いの崩壊過程

「c 時代差」とは、これまで論じてきたように、時代の移り変わりと、甲類・乙類をめぐる語形の変化、あるいは音韻体系自体の変化が論じられたもので、上代特殊仮名遣いの区別が崩壊（消滅）した過程があり、「違例」はその過程の中で必然的に生じたものと考えられてきた。甲類・乙類の別が音韻体系の中で崩れ、それが表記の上にも反映したとされる。ただし、表記は、語の意味をあらわす視覚的な記号である以上、一度書かれ、定着したものである（たとえば、地名など）に関しては固定性があると言え、音の変化を逐一反映したものとそのまま受けとることはできない。さらに、音の変化とは、通時的に見てはじめて観察可能なものである。ト甲類からト乙類へという音の変化が、ある時点で自覚され、古形とは異なる新形として、自覚的に語を書き分けていたとみる場合、音が変化した時点から書き記された時点において、時間的な隔たりが想定される。その点で、仮名表記を当時話されていた語の音の反映とみることは、厳密な捉え方ではない。「d 個人差」とあるのも、以上に述べた「b・c」と同様に、時代の変化とともに音韻体系が変化したという論の中に位置づけられるもので、山上憶良が古語となる語形を用い、大伴家持がそれを用字のレベルで模倣したとされる（注20参照）。

三・五、先行研究における「違例」

「違例」があることについて、書き手、資料、地域の異なりや、また池上禎造が主に訓仮名について、「内部的要因」としてあげる「A・B・C・D」があるように、表記の側に、様々な要因が想定される（「内部的要因」については、第三章にて詳述する）。先行研究では、仮名表記を音の反映とみるために、「違例」を捨象するという手続きが必要とされており、また「違例」の発生要因が説明されることによって、「違例」の存在も、上代特殊仮名遣いの区別の厳密さを担保するものとなっていたのである。

本章では、全用例を語の単位で表示したが、「違例」が生じた理由については、音、語、歌の作者、巻の単位でそれぞれの用例ごとにいわば場当たりのともいえる意味づけが与えられてきている。数量的に多数である「正用」の類に対して、少数の類であることから「違例」とまずは判断されるが、そのとき上代特殊仮名遣いの厳密さを前提に、やはり上代特殊仮名遣いが厳密であるという結論ありきの中で、「違例」が論じられ、位置づけられてきたのではないだろうか。

おわりに

上代特殊仮名遣いの区別にそぐわない仮名表記——「違例」については、従来もその存在は認められてきた^(註10)。萬葉集を一つの総体として捉えると、伝本上に存在するという事情も含めて、上代特殊仮名遣いの甲類・乙類の区別のあり方は、極めて厳密なものというわけではなく、それが必ず表記に反映されているわけではなかったとみなされる。

一方で、萬葉集中、甲類の仮名のみ、あるいは乙類の仮名のみを用いて書かれる語が多いことから、上代特殊仮名遣いが区別されている状態は確かに認められる。ただ、それと同時に、「違例」の存在も上代特殊仮名遣いの表記の厳密さを問い直すものとして、注目されるべきであると考ええる。

では、このように、「書き分け」が絶対ではない上代特殊仮名遣いと仮名表記との関係は、どのようなものとして捉えられるか。木簡の「違例」分析が必要となるのだが、本章の冒頭で、木簡の「違例」がこれまでそもそも十分に論じられてこなかったということを指摘した。木簡の「違例」は、七世紀中頃のものとなる用例があるなど、古事記、日本書紀、萬葉集から得られた「違例」の様相——音韻体系の変化によって「違例」が生じうるという知見に組み込むことができず、一次資料ゆえ当然誤写も想定することができないために、位相差にその理由が求められ、個々の「違例」の検討は顧みられなくなっているところがある。本来は、それら「違例」をもって帰納することで、「書き分けがルーズな木簡」という位相を捉える構図であったはずだが、木簡という位相だからルーズであると、演繹的にそれらを個別に捉えることにすり替わってしまったといえる。木簡は、古代日本語の一面を確実にとどめているという言い方が可能であるが、それゆえに、「違例」が萬葉集ほど詳細に論じられてこなかったことについて、あらためて疑義を呈したい。木簡の「違例」を認定する場合は、何に依拠すればよいのか。萬葉集の「違例」は、木簡においても「違例」なのか。上代特殊仮名遣いと仮名表記の関係をめぐっては、適合例よりもむしろ「違例」を通して再考するところに研究上の可能性があると考ええる。

「犬飼隆『木簡から探る和歌の起源 「難波津の歌」がうたわれ書かれた時代』(笠間書院、二〇〇八)、三六頁。

「乾善彦『日本語書記用文体の成立基盤——表記体から文体へ——』第二章「ウタの仮名書と万葉集」第二節「歌木簡の仮名使用」(初出の論文は二〇〇九〜二〇一〇のもの)、八二頁。第一章注26に同じ。

⁵位相に関しては、犬飼隆前掲論著が、「晴」(ハレ)と「褻」(ケ)という概念を用い、「晴」の萬葉集とその文字表記に対して、「褻」の木簡とその文字表記(日常ふだんの文字表記)と位置づけ、以下のように述べる。

字面の少ない万葉仮名を用い、音韻の清濁と上代特殊仮名遣いにこだわらないのが「褻」の様相である(一一二頁)

⁴序章注13に同じ。

⁵佐竹昭広・木下正俊・小島憲之、塙書房、一九九八。

⁶三省堂、一九六七。

⁷地名では、上野国・下野国において甲類・乙類が両用されている。卷十四・三四一二「賀美都家野」(甲類、ほか三例)と、卷十四・三四一五「可美都気努」(乙類、ほか九例)がある。

⁸甲類・乙類両方の表記が現れている語について、それぞれの用例数の差がどれほどであれば

「違例」や「正用」を認定することができるのか、基準が必要となる。ある語に対して、少数の類がどれほどの割合で現れているかを算出したところ、その平均はおよそ六パーセントであった。これは、用例数の少ない類を仮に「違例」と設定し、掲出した語の全用例数について、その割合の加重平均値を求めたものである。たとえば、**②**・「**あそぶ**」「**遊ぶ**」は甲類・乙類の用例数差が一二で、**②**・「**くべ**」「**辺**・**行方**・**春へなど**」は用例数差が六九であるが、「**違例**」(少数類)の割合はそれぞれ六・六七パーセントと六・三三パーセントで、ほぼ同じである。また、**①**・「**けり**・**けらし**」「**助動詞**」は〇・七四パーセントと最も割合が低く、**③**に挙げた用例はすべて五〇・〇〇パーセントで最も高い。割合が高いほど、より「違例」の認定は困難となる。

⁹甲類二例のうち、訓仮名一例(卷四・七八〇「**仕目利**」)。

¹⁰トを名詞として訓む「いけるともなし」を含む。甲類四例のうち、訓仮名一例(卷十一・二五二五「**生戸**裳名寸」)。

¹¹乙類二例のうち、訓仮名二例(卷三・二六四「**不知代**経浪乃」、卷六・一〇〇八「**不知世**経月乃」)。

¹²「**あさなぎ**・**朝風**」「**ゆふなぎ**・**夕風**」の「**ぎ**」は、「**朝名藝**」**尔** 玉藻茹りつつ 暮菜寸二 藻塩焼きつつ」(卷六・九三五)と甲類の仮名で表記されるのに対して、上二段活用動詞「**なぐ**」の連用形「**なぎ**・**和ぎ**」は、「見るごとに 情奈疑**牟**等」(卷十九・四一八五)や「海つ路の 名木名六時毛」(卷九・一七八二)と乙類の仮名で表記される。『時代別国語大辞典上代編』では四段活用動詞、上二段活用動詞どちらも「**②**海が穏やかに静まる。」(「**なぐ**」の項)意として説明されており、本章では同一語根とみた。訓仮名は「**名木**名六時毛」(卷九・一七八一)の一例。

¹³甲類一例のうち、訓仮名一例(卷九・一七二八「**足利**思代」)。

¹⁴語「野」はノ甲類音節で、仮名「野」は新編日本古典文学全集『萬葉集』一(小島憲之・木下正俊・東野治之校注、小学館、一九九四)の仮名字母一覧(四〇九頁)では甲類とされる。

一方、日本古典文学大系『萬葉集』では乙類とされている。仮名の甲類・乙類認定の段階で揺れがあるものである。「**小竹野**尔所沾而」(卷十・一九七七)の「野」を甲類の仮名とみれば、「**之努**尔所沾而」(卷十・一八三一)にみえる「**努**」(甲類)と一致する。「野」が仮名とし

て登場するのは卷十八の補修部に比定される、「多流比売野」(四〇四七)、「奈良野和芸弊乎」(四〇四八)、「安利蘇野米具利」(四〇四九)、「伊都婆多野」(四〇五五)、「須久奈比古奈野」(四一〇六)と限られており、すべて乙類の「の」[助詞]にあてられている。

¹⁵ 池上禎造「古事記に於ける仮名「毛・母」に就いて」、有坂秀世「古事記に於けるもの仮名の用法について」にて論じられる。序章注4に同じ。

¹⁶ 小学館、第二版、二〇〇一、「なごや【和】(名)」の項。

¹⁷ 「なご」の項、【考】。

¹⁸ 岩波書店、一九五九、卷五・九〇四の補注。

¹⁹ 明治書院、一九六二、九四七頁。

²⁰ 「取る」や「問ふ」についても、同様である。日本古典文学大系『萬葉集』では少数例の甲類表記は、東歌や防人歌以外では、山上憶良や大伴家持の歌にのみみえると指摘する(本章三・三にて詳述)。しかしながら、「取る」の甲類八例のうち、山上憶良の歌とされるものは六例(卷五・八〇四、八一三、八八六、八八九)で、乙類三九例のうちでは、山上憶良の歌は二例(八〇四、九〇四)である。卷五・八〇四の歌では、一首中に「腰に取り佩き」(ト甲類)、「取りつつき」(ト乙類)と「取る」の甲類・乙類の混在が見える。また、「問ふ」の甲類五例のうち、大伴家持の歌は三例(卷十七・三九五七、三九七八、卷十八・四一二七)で、乙類一四例のうちでは大伴家持の歌は四例(卷十七・四〇〇六、卷十八・四〇三七、四一二五、卷二十・四四〇八)である。甲類・乙類の用例数は同じ作者の歌の表記においても拮抗している状態である。

²¹ 「うつろふ」[「移ろう」]について、日本古典文学大系『萬葉集』四(岩波書店、一九六二)に、以下のようにみえる。

マツルから転じたマツロフが古事記に二例あって、その口には漏・樓とロ甲類を使い、万葉の例ではマツロフの口は乙類呂が四例あるだけになっている。それとウツロフとは語構成が同じであるから、甲類の口、路(ㄱ)を使う語は古い形で、乙類の口、呂(ㄴ)を使うのは新しい語形と見るべきであろう。ロの仮名は万葉末期には、混同の例が比較的多い方に属している(卷二十・四四八四)

さらに、日本古典文学全集『萬葉集』四(小学館、一九七五)には、「音節結合の法則」の観点から、以下の指摘がある。

ウ・ツのウ列音の後であり、ウ列音と共存することの多いオ列甲類の「路」のほうが音韻的には正しいが、ロの仮名遣いはかなり早くから混乱していたようで(以下略)(卷十 七・三九一六)

²² 『木簡研究』三一(二〇〇九)、三四頁。

²³ 九六八頁。

²⁴ 青木生子・井手至・伊藤博・清水克彦・橋本四郎校注、新潮社、一九七六～一九八四。

²⁵ 注14記載のもの。

²⁶ 佐竹昭広・山田英雄・工藤力男・大谷雅夫・山崎福之校注、岩波書店、一九九九～二〇〇三。

三。

²⁷ 佐竹昭広・山田英雄・工藤力男・大谷雅夫・山崎福之校注、岩波書店、二〇一三～二〇一

五。

³² 「こぼ来難に」という解釈では「故」（コ甲類の仮名）が乙類の動詞語幹「来（こ）」に合致せず、「違例」となる。一方、「こぼ子が為に」では「子」は甲類の語であり「違例」とならない（後者は、武田祐吉『萬葉集全註釈』十（角川書店、一九五七）による解釈）。

³³ 「さ並べる」という解釈では、上二段活用動詞の連用形がへ乙類であるのに対して、「敵」（へ甲類）が「違例」となる。一方、「さ馴へる」という解釈では、「ふ」は継続の状態をあらわす助動詞とみなせ、「違例」とならないとされる（後者は、日本古典文学全集『萬葉集』四および新日本古典文学大系『萬葉集』四（岩波書店、二〇〇三）による解釈）。

³⁴ 「荒磯辺に つきて漕がさね」という解釈では「衣」（ソ乙類の仮名）が甲類の語「磯」（そ）に合致せず、「違例」となる。「あり衣（キヌ）の 辺つきて漕がに」という解釈では「違例」とならない（後者は、新潮日本古典文学集成『萬葉集』二（新潮社、一九七八）による解釈）。なお、『新校注 萬葉集』（井手至・毛利正守校注、和泉書院、二〇〇八）ではこれに倣う形で、「ありきぬの へつきてこがね」と訓む。

³⁵ 「若子が身には」という解釈では、仮名「見」（ミ甲類）が乙類の語「身」に対して「違例」となる。「身と見との誤写か」（日本古典文学大系『萬葉集』四）とあるほか、「若子髪には」という解釈では、髪のははは甲類であるので、「違例」とならない（後者は、橋本四郎「竹取翁歌の構成とその性格」（『橋本四郎論文集 万葉集編』（角川書店、一九八六）所収、初出一九六三）による解釈）。

³⁶ 巻第五（中央公論社、一九五七）、巻第十四（一九六五）、巻第十六（一九六六）。

³⁷ 七（集英社、一九九七）。

³⁸ 以下のように論じられる。

- ①……違例の仮名遣いとして処理すべきものであろうか、未審（有斐閣、一九八四）
- ②……「来」に甲類の「故」を当てている点が上代特殊仮名遣上違例であることを承知の上で、（中略）これを「来難に」に解すれば、稀にしか来ない夫を、少しでも長く引き留めていたいと願う妻の歌となる。「こ」は「き」の訛りであり、しかも東歌には乙類が甲類に訛った例が三九例も存することと、「引かし」の語義から「来難に」とし、女の歌と見た（一九八六）

③……通説の方が語続きが自然と思われる（一九八五）

④……「あり衣」は高級な絹の着物で、ぴったりと身につくので「へつきて」にかかるといふ。しかし、当代に「あり衣」はぴったりと身体にまとわりつくものという一般的通念があったかどうかは分明でない。（中略）「衣」は本来「麻」と同根の語で甲類の仮名であったと思われる（岩波古語辞典）。したがって「荒磯」のソ甲類に用いられたものと見ておく。舟を漕ぐことが下句にあり、「荒磯辺」と解した方が続き具合もよい。（二〇〇三）

³⁵ 『国文学 解釈と鑑賞』二一・一〇、一九五六。

³⁶ 一〇九頁。

³⁷ 一一一～一二二頁。

³⁸ 大野晋「萬葉集卷第十八の本文に就いて」（『国語と国文』二二・三一―九四五）による。

これは言うまでもなく方言周圏論と密接に関わっている。ただし、大野晋『上代仮名遣の研究』⁵⁶では、漢字音から「中央語の音韻」を中心に研究する立場をとり、

従来現れた音価推定の方法の中には、方言に於ける変化した音韻を以て有力な資料とするものがある。(中略)方言の音韻を如何に解釈するか、古影の残存とするか、新しい変形とするかは、難しい問題となる。(二六五頁)

と言及がある。

⁵⁷ 『平城宮木簡』七、一二七六四(奈良文化財研究所編、八木書店、二〇一〇)。

⁵⁸ 日本古典文学大系『萬葉集』四に、以下のようにみえる。

万葉集の中にも甲類乙類の書き分けの誤った例は、全然ない訳ではなく、ところどころに発見される。しかし、その大部分は、新しい誤写で、古写本を調べると訂正されることが多い。また、これまでの解釈が間違っていたことの方もある。そういうことを考えに入れると、甲類乙類の誤っている例は、極めて少ない(二九頁)

第二章 木簡における上代特殊仮名遣いの「違例」について

はじめに

第一章にて、萬葉集の「違例」は、上代特殊仮名遣いの区別の厳密さを揺るがすものではなく、むしろ、結果的に厳密さを保証するものとして論じられてきたところがあることを指摘した。萬葉集全体を観察すると、たしかに上代特殊仮名遣いの区別を認めることができる。事実、この区別は、古事記、日本書紀、萬葉集を中心に、諸先行研究によって、上代文献すべてにあてはまるものと、事実上結論づけられてきた。数々の上代日本語の音韻、音声に関する議論は、今日、その前提から出発している。しかし、これらはすべて、編纂物の中から導き出された結論である。いったん、編纂物という括りを外せばどうなるのか。たとえば一次資料である木簡にも敷衍できることなのか。古事記・日本書紀・萬葉集から帰納された上代特殊仮名遣いの区別は、上代の日本語のありようとして一般化できるものなのか。本章はこの問題意識から出発しており、木簡の「違例」を分析し、萬葉集との異なりを論じることによって、木簡における上代特殊仮名遣いを問い直すものである。

一、木簡の適合例について

木簡の上代特殊仮名遣いは、第一章で触れたように、「一般論として、木簡などの出土物に書かれた万葉仮名は上代特殊仮名遣いの区別がずさんなところがある」^①や、古事記・日本書紀・萬葉集に対して「上代特殊仮名遣いの区別は比較的ルーズである」^②と認識されてきた。具体的に用例をみていくと、現状では以下のような上代特殊仮名遣いの適合例を見出すことができる。ここでいう適合例とは、木簡資料群の中で、上代特殊仮名遣いに関わる音節に、甲類・乙類一方の仮名のみしか現れていない語の用例のことである。なお、用例の収集にあたっては奈良文化財研究所のデータベース「木簡庫」を活用している。上代特殊仮名遣いに該当する甲類には右傍線を付し、乙類は□で囲んで示す。

加支|鮠□〔蝮カ〕□□〔石神遺跡出土〕^③

戊寅年十二月尾張海評津嶋五十戸 韓人マ田根春〔春〕赤米斗加支|各田マ金〔飛鳥京跡出土、六七八年〕^④

加支|鮠〔藤原宮跡出土〕^⑤

加岐|蝮〔藤原宮跡出土〕^⑥

賀吉|蝮廿一貝〔平城京跡出土〕ほか^⑦

荷札木簡の、物名の「かき」（牡蠣）のキが、すべて甲類に属する仮名で書かれている。藤原京から平城京の時代で共通する適合例、つまり、時代の幅のある適合例である。「加支」と「加岐」、「賀吉」という表記の異なりが認められつつも、キをめぐって甲類と乙類の仮名は混在している様子はないものである。

また、次のように、時代の幅だけではなく、地域的にも幅のある適合例も存する。

大贄佐 目五十斤（藤原宮跡出土）^⑧

佐 目腊一古（八幡林遺跡出土、新潟県）^⑨

佐 米楚割（藤原宮跡出土）^⑩

参河国播豆郡析嶋海部供奉六月料御贄佐 米楚割（平城京跡出土）^⑪

物名の「さめ」（鮫）の表記について、藤原宮出土木簡から、平城京出土木簡まで、時代の幅が認められ、なおかつ、八幡林遺跡（新潟県）や「参河国播豆郡析嶋」（愛知県佐久島）の用例もあり、地域の異なりもある。ここでも、現存する表記の大多数が「佐米」であり、また「佐目」とも書かれる。「さめ」のメはすべて乙類に属する仮名で書かれており、上代特殊仮名遣いの適合例とみなせる。

また、一つの木簡内部で、適合例を見出せる場合がある。伊場遺跡（静岡県）の大溝から出土した木簡で、一方の面に「蘇可マ」「宗何マ」とあり、もう一方の面に「宗可マ」、「宗何マ」という氏族名が散見するものがある^⑫。甲類に属する仮名である「蘇」と「宗」が、氏族名「そがべ」のソを表記する仮名として、一つの木簡内部で用いられており、上代特殊仮名遣いの適合例と認められる。

以上でとりあげた例は、木簡資料内部から甲類・乙類一方の仮名のみで書かれていることが顕著に分かる例であり、結果的に、荷札木簡にみえる物産品名や、氏族名、地名などに用例が偏っている。海産物の名である「かき」は、古事記の歌謡に「其歌曰、那都久佐能 阿比泥能波麻能 加岐加比尔 阿斯布麻須那 阿加斯弓杼富礼」（夏草のあひねの浜の蠣貝に足踏ますな明かして通れ、允恭天皇、歌謡八六）と見え、古事記にも木簡と同様の表記がみえる。一方、「さめ」の仮名表記例は、古事記、日本書紀、萬葉集といった上代文献にはみられないものである。

しかし、このような適合例の存在によって、木簡においても上代特殊仮名遣いが区別されていると直ちに認めることはできない。なぜなら、古事記・日本書紀・萬葉集を基準とした上代特殊仮名遣いの区別にあてはまらない、「違例」となる仮名表記が存在しているからである。上代文献から見出されてきた上代特殊仮名遣いをそのまま木簡にも適用できるのか

どうかについて、さらなる議論を要すると述べたのは、この「違例」をめぐるところに焦点がある。

二、木簡の「違例」について

二・一、木簡の「違例」一覧

木簡にみえる上代特殊仮名遣いの「違例」は、古事記・日本書紀・萬葉集の仮名表記例と比較することで認定されるものが多数存在する。その一方、木簡資料内部でも、同一の語の音節に、甲類の仮名・乙類の仮名の両方がみえ、区別が混乱している様相が認められるものがある。以下、これらを二つに分けて「違例」を掲載する。なお、木簡の用例は本文を適宜抜粋して示しており、萬葉集の用例は歌番号をもって示し、古事記・日本書紀の用例は「記」「紀」を付した上で、二段下げとした。本文は、萬葉集は『補訂版 万葉集 本文篇』、古事記は『古事記 修訂版』⁽³⁶⁾、日本書紀は新編日本古典文学全集『日本書紀』⁽³⁷⁾による。

① 古事記・日本書紀・萬葉集と比較した場合の「違例」

【椿】

①比乃木 椿ツ婆[□]木[□]（観音寺遺跡出土）⁽³⁸⁾

夜都乎乃都婆吉[□]（卷二十・四四八二）

由都麻都婆岐[□]（下卷・仁徳天皇記）ほか一例

【年】

②皮留久佐乃皮斯米之[□]刀斯[□]（難波宮跡出土）⁽³⁹⁾

得[□]之波岐布得母[□]（卷五・八三〇）ほか二八例

登[□]斯賀岐布礼婆[□]（中卷・景行天皇記）

【菘】

③阿支波支[□]乃之多波毛美[□]（智カ）（神雄寺跡出土）⁽⁴⁰⁾

安伎波[□]疑[□]尔[□]（卷十五・三六五六）ほか一二例

【夜】

④津玖[□]余[□]々美宇我礼[□]（平城宮跡出土）⁽⁴¹⁾

佐祢斯欲[□]能[□]（卷五・八〇四）ほか四四例

用波伊傳那牟[□]（上卷・大国主神記）ほか一例

異玖用[□]伽禰菟流[□]（卷七・景行天皇紀）ほか三例

【取る】

- ⑤ 此番止羅无（薬師寺出土、七一六年）⁽²⁶⁾
- ⑥ 波流奈礼波伊万志……由米余伊母波夜久伊□□奴□□止利阿波志（秋田城跡出土）⁽²⁰⁾
許志尔刀利波枳（卷五・八〇四）ほか七例
等利都々伎（卷五・八〇四）ほか三八例
本隋理斗理（下卷・雄略天皇記）ほか四例
本隋理登良湏母（下卷・雄略天皇記）ほか七例
佐烏刀利珥（卷十一・仁德天皇紀）ほか五例
須儒赴泥苔羅齐（卷十一・仁德天皇紀）ほか六例

② 木簡資料内部での「違例」

【と（助詞）】

- ⑦ □〔人カ〕斗己止乃於母不斗（平城京・二条大路跡出土）⁽²¹⁾
卿尔受給請欲止申（藤原宮跡出土）⁽²²⁾
大夫登（卷一・五）ほか一一三六例
阿理登岐加志弓（上卷・大国主神記）ほか三例
比訶利播阿利登（卷二・神代下紀）ほか二七例

【とも（助詞）】

- ⑧ 田□之比等等々流刀毛意夜志己々呂曾（平城宮跡出土）⁽²³⁾
阿万留止毛宇乎弥可々多（平城宮跡出土）⁽²⁴⁾
生刀毛無（卷二・二一五）ほか三例⁽²⁵⁾
生跡毛無（卷二・二一二）ほか九九例
那波伊布登母（上卷・大国主神記）ほか六例
異離烏利苔毛（卷三・神武天皇紀）ほか四例

【美濃国武芸（地名）】

- ⑨ 乙丑年十二月三野国ム下評（石神遺跡出土、六六五年）⁽²⁶⁾
□〔美〕濃国牟義郡稻朽郷□□里（平城京跡出土）⁽²⁷⁾
美濃国武義郡揖可郷庸米□斗 天平十五年十一月（宮町遺跡出土、七四三年）（注²⁸）

【阿部（氏族名）】

- ⑩ 阿部朝臣大野（平城宮跡出土）⁽²⁹⁾

阿倍朝臣梗虫(平城京・長屋王邸跡出土)⁽³⁰⁾

従六位下安倍朝臣宮守(平城京・二条大路跡出土)⁽³¹⁾

【地名(習書の一部)】

⑪阿木郡(平城京・西大寺出土)⁽³²⁾

安芸国安芸□(郡カ)□里(藤原宮跡出土)⁽³³⁾

□□(土左カ)国安藝郡□□年魚二斗七升(平城宮跡出土)⁽³⁴⁾

⑫主紀郡郡(平城京跡出土)⁽³⁵⁾

隱伎国周吉郡新野里 和銅七年(平城京・長屋王邸跡出土、七一四年)⁽³⁶⁾

二・二、上代特殊仮名遣いの木簡への適用

冒頭で、上代特殊仮名遣いの適合例と位置づけた海産物の「かき」「さめ」、氏族名の「そがべ」について、「支」や「吉」、「目」や「米」、「蘇」や「宗」などの仮名字母の異なりは、木簡資料だけを見る限りでいえば、単なる表記の異なりにすぎないものである。その意味で、木簡の用例は、古事記・日本書紀・萬葉集などの編纂された上代文献から見出された、上代特殊仮名遣いの体系にもとづいて分析していることになる。ある語について、甲類の仮名だけで書かれている、乙類の仮名だけで書かれているとみなし、それらを適合例とみなすことは、編纂された上代文献にみえる表記を、上代特殊仮名遣いの規範と定めた前提での捉え方であり、同様に、「違例」も、編纂された上代文献にある表記に反するものとして位置づけることになる。その一方で、用例⑦⑧⑩は、ある語の音節の表記に、甲類の仮名・乙類の仮名が混在しているうちの一方であり、木簡の用例中でも、上代特殊仮名遣いの「違例」が存在することが明らかになるものであるが、甲類・乙類という仮名の分類や仮名が音を区別するという観点そのものが、古事記・日本書紀・萬葉集の用例なしには得られないものであった。そうである以上、木簡の上代特殊仮名遣いは、古事記・日本書紀・萬葉集から得られた上代特殊仮名遣いの体系に立脚することでは論じられないもの、ということになる。

その一方で、編纂物という枠組みでは、より年代の古い用例が「正用」と捉えられ、語に存する甲類・乙類を決定するための判断基準となつているという事実がある。第一章でみたように、用例数に関わらず、萬葉集の用例が「違例」と認定され、古事記の用例が「正用」とみなされることもあった。しかし、この手続きを木簡にあてはめることはできないと言つてよい。例えば、七世紀中頃に書かれたと推定されている②「皮留久佐乃皮斯米之刀斯」は、古事記編纂よりも年代の古い用例であるが、古事記や萬葉集に見える表記とはト音節が合

わず、「違例」として認定される。つまりこの時点ですでに、用例の年代の古さは、上代特殊仮名遣いの「正用」を決定するための絶対的な条件とはならない。木簡の仮名表記にみえる区別の有無は、古事記などの年代の古い用例を規範とする、編纂物からみた上代特殊仮名遣いの枠組みに、組み入れることはできないのである。

二・三、文献の位相差と上代特殊仮名遣い

また、第一章でも触れたように、犬飼隆によつて「字画の少ない万葉仮名を用い、音韻の清濁と上代特殊仮名遣いにこだわらないのが「藝」の様相である」³⁵⁾と指摘されている。木簡を、編纂された上代文献と比べた場合、古事記・日本書紀・万葉集といった歴史書・文学作品に対して、木簡は、律令の規定にもとづいた行政のほか、日常的な事務仕事に関わるもの、漢籍や文字の学習に関わるもの、歌など、公的・私的を問わず内容的に雑多な資料群であるといえ、まず第一に書かれる内容面での異なりがある。そして、万葉集と木簡では、歌の語句に一致がみられるものもあるが、巻によつて訓字と仮名が混在する万葉集に対し、木簡の歌表記は原則として一字一音で仮名書きされるなど、表記に顕著な違いを認めることができる。さらに木簡では、書記者やその地域も多岐にわたつており、書物の編纂に関わる層が文字を書く場合も、書物の編纂に関わらない役人が文字を書く場合も想定される。長期間にわたる記録・保存を目的とし、より公的な書物として編纂されたものに比べて、木簡は、それ自体の活用は一時的なもので、いずれも廃棄されることを前提として作成されるものであり、ある文章を後世にまで残すことを意図しているわけではない³⁶⁾。この点で、より実用に即したものと位置づけられる。ここには、編纂物と木簡という対立軸において、書かれる目的・用途の違いが、書記者の書くことへの意識や態度の違いとして表記に現れ出ることがあるものと考えられる。

木簡の上代特殊仮名遣いは、木簡であればすべての用例で他の上代文献の表記と反するわけではなく、また木簡であれば、すべての語で甲類と乙類をめぐる仮名表記の揺れがあるというわけでもない。その一方、万葉集にも「違例」は存在していることは第一章で述べた通りである。編纂物の万葉集と一次資料の木簡という資料の位相的対立は、必ずしも上代特殊仮名遣いの区別の現れと連動するわけではない。しかしながら、木簡の文字表記には、文学作品としての歌集や歴史書に対して、生活に密着するメモとして書かれたり、即時的な事務内容を担うといった違いがある。その違いを捨象して、編纂物にみえる区別の様相を木簡に敷衍するだけでは、上代特殊仮名遣いを厳密に把握することはできないのではないか。以

上をふまえると、木簡の「違例」とは、従来論じられてきた古事記・日本書紀・萬葉集の「違例」とは、異なる位置づけがなされるべきであろう。

三、木簡の「違例」と上代特殊仮名遣いの崩壊過程

三・一、「違例」が生じた要因

以上で述べた木簡と編纂物との違いをふまえ、木簡の「違例」の意味づけについて、萬葉集の「違例」と比較し、検討していく。第一章に引き続き、池上禎造「上代特殊仮名遣の万葉集への適用と解釈」⁽⁶⁶⁾に従い、「内部的要因による混用」(A～D)とされるものも含めて、「違例」の発生要因を分類していく。以下の分類が木簡に適用しうるかを検討していく。

外部的要因による不規則性(再掲)

- a 伝来途上の手入 後世の手入かと思われるふしもある
- b 東国文献 東歌並に防人歌にはこの仮名遣の例外が多い
- c 時代差 二類の別が如何にくずれてゆくかという問題
- d 個人差 憶良や家持という個人の傾向

内部的要因による混用

- A 表意的意図が入るとやや弱まる
- B 固有名詞といつても訓仮名に関係があるが、紀州の磐代は磐白という形でも出る
- C 掛詞 この仮名の両類にまたがることをも許す
- D 枕詞のような古語に由来するもの その原義と後人の理解とが異なるためか両様の用法がよくある

三・二、書き誤り

a について、「伝来途上の手入」つまり誤写の可能性は、一次資料である木簡では否定されてよい。もちろん、木簡が何かを書き写したものである場合は、写し誤りが想定されるかもしれないが、同時代資料で即時的に、ある木簡からある木簡へ書き写される場合の写し誤りと、過去に書かれたものを読み解きながら当代の人が書き写す、その際に生じた誤りとは、写本として読み継がれる後者の方が、書き写す人の解釈や時代性が反映されると想像される点で、いずれにせよ質的に異なるものとみななければならないであろう。この点で、木簡の場合は、一次的な書き誤りはいずれのものともみられるが、その場限りの用途として、書き誤りのある状態で活用され、木簡としての機能が担わされていたであろうと思われる。

三・三、地方性

b について、木簡では、上述したように、奈良の地域だけではなく、地域に幅のある用例が多数認められる。これは、上代特殊仮名遣いの「違例」についても同様であって、古事記・日本書紀・萬葉集の仮名表記と比較することで、①「ツ婆木」(徳島県観音寺遺跡)、⑥「止利阿波志」(秋田城跡)を「違例」と認めることが可能となる。ただし、これら地方から出土した木簡①・⑥の表記を、中央に対する方言的な音の現れだとみなせる根拠はないのである。①「ツ婆木」のキはそれが訓仮名であることから、A「表意的意図」による「違例」とみることもできる。また⑥「止利阿波志」は、同じ「取る」という語を⑤「此番止羅无」と書いたものがあり、⑤は奈良県薬師寺から出土した木簡である。都から地方に派遣された役人が、木簡に文字を書くことも考えられるため、地方から出土した木簡に「違例」表記がみえるからといって、それが地域差による音の揺れだと、直ちに断定することはできないといえる。

三・四、上代特殊仮名遣いの崩壊過程

c について、木簡では、古事記・日本書紀・萬葉集よりも年代の古い用例がある。前述の通り、七世紀中頃のものとして推定される②「皮留久佐乃皮斯米之刀斯」(難波宮跡)や、年紀が記されることで木簡の作成年代が明らかになるものとして、⑨「三野国ム下評」(石神遺跡)がある。⑨には「乙丑年」とあり、六六五年のものとされる。さらに、⑤「此番止羅无」(薬師寺)の裏面には「靈亀二年」とあり、七一六年のものである。⑧「田□〔延カ〕之比」等々流刀毛意夜志己々呂曾(平城宮跡)の木簡には、「天平十八年」とあり、七四六年のものであるとみてよい。「違例」とされるものに、六六五～七四六年という年代の幅があり、古い時代には上代特殊仮名遣いが厳密に区別され、時代が下るほど上代特殊仮名遣いの区別が崩壊していくという徴証は、出土資料上では認められない。歌や散文が書かれたものとして釈読された仮名表記の用例数は、出土した木簡全体の総量からすると相対的に少ないのであるが、現状において認められる限りでも「違例」は散見しており、上代特殊仮名遣いの崩壊過程は、木簡資料内部では論じることができないものとしてある。

さらに、第一章にて、上代特殊仮名遣いは、ト音節を中心に甲類・乙類の混乱が指摘され、崩壊過程が論じられてきたことをみたが、約一〇〇年の年代の幅がある②「皮留久佐乃皮斯米之刀斯」と⑧「田□〔延カ〕之比」等々流刀毛意夜志己々呂曾の双方の木簡に、甲類の

「刀」の仮名で表記される「違例」がみえる。木簡の仮名表記の実例をみても、甲類トから乙類トに収斂したと一概には言い難いことが確認される。また、「取る」という語の仮名表記をみても、⑤「此番止羅无」（薬師寺）、⑥「止利阿波志」（秋田城跡）とあって、どちらも同じ乙類の仮名に分類される「止」がみえる。古事記・日本書紀・萬葉集にはあらわれにくい「止」であるという点で、ト乙類音が仮名によって表記されているとみるよりも、文字が書かれるメディアの違いが文字表記に作用していると言いうるものであろう。

三・五、教養の差

dについて、木簡は、習書されたものや、歌が書かれたものでは、基本的に、具体的な書き手は不明である（行政に用いられた木簡では、発信者名が記されることがある）。さらに、具体的な書き手の固有名が判明したとしても、その人物がどれほどの識字能力を有し、どのような教養を持つ人物であったか、分からない場合がほとんどであろう。筆者は、文字表記外部の要因として位置づけられる「違例」について、書き手の個人差や能力差に帰するよりも、文字を書く場面やその目的・用途、メディアの違いが関与していると考ええる。たとえば、漢字・漢籍に関する豊富な知識を持つ、上代特殊仮名遣いを区別し書き分けられる人物があつても、木簡に私的な用途で書く場合は区別しないということが、理論上考えられるということである。

以上より、池上の指摘した「外部的要因による不規則性」（a↔d）は、これまでに発見されている木簡の「違例」の意味づけについては、あてはめられるものではないと考える。

三・六、漢字の表意性

続けて、「違例」の発生要因を、文字表記内部に求める場合ではどうか。Aでは、①「ツ婆木」（徳島県観音寺遺跡）のように、「椿」字に対して樹木の意味を上乗せする形であらわたくて書いたとみなせるものがある。また、「ツ婆木」直前には「比乃木」の文字列があり、やはり、樹木を指す語であるとの意味が働いて訓仮名「木」があてられていると意味づけることが可能であろう。ただし、これらは、萬葉集で説明される場合のように——たとえば「不知代経浪乃」（巻三・二六四）の「代」が「違例」であるのは、幾代を経たか知らないという意味が込められているといったもの（第三章にて詳述する）——と違って、語義を漢字によってあらわすという、書き手の明確な意図があつたとまでは断言できないものであろう。これは、何度も推敲することが可能な編纂物の文字表記と比べて、即時的に書か

れた木簡の表記では、慣習に従って書くことやその場・その時限りに通用する書き方をする
ことがあったと考えられるからである。氏族名の「違例」である⑩「阿部」（平城宮跡）で
も、本来は「阿倍」と書くべきところだが、はつきりした楷書で、文字は明瞭に書かれてい
る。たとえば「物部」のような集団を表わす「部」に牽引されて書いたと考えることができ、
何かすでにある表記が手本となる形で、「違例」となる表記が生じたと考えることができる。
C・Dは、現在確認されている歌が書かれた木簡には該当しないものである。

以上で論じたように、木簡の「違例」とされる用例は、萬葉集などの編纂物にて論じられ
てきた「違例」の位置づけとは、相違があるということが明らかとなる。また、「違例」の
年代をもとに上代特殊仮名遣いの崩壊のプロセスを論じることが、木簡では困難であると
いえよう。木簡資料では、上代特殊仮名遣いの区別が一貫して行われていたとはみなし難く、
同時に、編纂物から見出された上代特殊仮名遣いは、木簡にみえる文字表記に、あてはめる
ことはできないものだと指摘できる。

四、木簡における上代特殊仮名遣いとその「違例」

萬葉集に収載される歌々は、音・声によって再現され、うたわれることを前提としたもの
であるとみてよく、また編纂物として、音声としての歌を記録し、後世にまで残すことが意
図されたものと考えられ、そのことは歌を記録・保存する際の文字の選択に関与するものだ
と考えられる。

その一方、一つの書物として編纂されたものと異なり、個々の木簡は、独立したテキスト
として存在している。多くは、書記者も、年代も、書かれた場所、地域も異なる個別のもの
としてある。個々の木簡がどのような文脈に属し、書き手と読み手、発信者と受信者の間の
いかなる前提をもとにテキストが書かれ、読解されていたのかは、文字化されていない場合
が多い。また、木簡は、用途が終われば廃棄されるという前提にあり、その表記は、書かれ
たその時間、その空間内で通用すればよいものであった。そして、萬葉集と比べて、原則と
して推敲を経ない、その場限りのものと考えられる木簡の表記では、発話される音を表記に
反映することの厳密さは、さほど求められない傾向にあったのではないだろうか。

例えば、行政における地名や氏族名などの固有名は、音声化せずとも表記によって同定さ
れるものであるし、メモ書きであれば、情報を残せばよく、習書は書くという行為に目的
があるため、いずれも音に還元する必要はないものだといえる。また、木簡に書かれた歌で
あれば、書いた人およびそれを享受する人が固有の歌や語句を共有していれば（あるいは、

知識として知っている歌から語の同定がなされれば)、発話された音をあらわすのに厳密でない表記であったとしても、表記から歌を声に再現することは達成されるものであろう。

以上をふまえると、木簡における上代特殊仮名遣いの区別は、語の同定を妨げない場合に、時に捨象され得たものとみられる。ある特定の語をあらわすにあたって、語形を厳密に表示しなくとも、場や文脈を共有する人々の間では、書かれた語や意味内容の伝達が可能となる。つまり、「違例」は、規則に対する違反というよりテキストの内容を共有する人々の間で了解される表記の、その一つの形と位置づけることができるのではないか。本章で示した木簡の「違例」について、その傾向の一端を認めることができる。一方、冒頭で示した、上代特殊仮名遣いの「区別」が認められる木簡の表記は、慣習となった表記が存していたゆえという可能性が考えられる。

おわりに

上代特殊仮名遣いは、古事記・日本書紀・萬葉集をもとにその別が明らかとなり、またそのうち漢字音を支えとする音仮名表記によって、音韻(ないし音声)的な差異が論じられてきた。そして、橋本進吉³⁶⁾が、上代特殊仮名遣いについて

古代の文献に於ける仮名の用法の問題として、当時の音韻組織にまでも関係させて考へようとすれば、一つの例外でも忽諸に附することはできないのである

と言及したように、「違例」であることの理由は常に追求され、個々の用例に意味づけが必要とされてきた背景がある。その中で個々の独立したテキストである木簡の用例は、木簡資料群として括られ、位相差による説明がなされてきたところがある。

本章では、萬葉集の「違例」の要因として挙げられたこと——とりわけ崩壊過程説については、木簡には適用させることができないということ——を明らかにし、また萬葉集と木簡という、語を記す、書くという行為次元での目的の違いから、木簡の「違例」を捉えるべきであることを指摘した。

『犬飼隆』『木簡から探る和歌の起源 「難波津の歌」がうたわれ書かれた時代』、第一章注1に同じ。

『乾善彦』『日本語書記用文体の成立基盤——表記体から文体へ——』、第一章注2および序章注27に同じ。

『飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報』十八(二〇〇四)、二八頁。

- 4 『評制下荷札木簡集成』（奈良文化財研究所編、東京大学出版会、二〇〇六）、二二。
- 5 『藤原宮木簡』三（奈良文化財研究所編、八木書店、二〇一二）、一二四七。
- 6 『藤原宮木簡』三、一二四九。
- 7 『平城宮発掘調査出土木簡概報』三十一（一九九五）、三四頁。
- 8 『藤原宮木簡』三、一二二五。
- 9 『木簡研究』一六（一九九四）、一六〇頁。
- 10 『藤原宮木簡』三、一二二五。
- 11 『平城宮発掘調査出土木簡概報』二十四（一九九一）、二四頁。
- 12 『木簡研究』四〇、図版二・三（二〇一八）。
- 13 西宮一民編、おうふう、二〇〇〇。
- 14 小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守校注、小学館、一九九四～一九九八。
- 15 『木簡研究』二一（一九九九）、二〇五頁。
- 16 『木簡研究』三一（二〇〇九）、三四頁。
- 17 『木簡研究』三一、二八頁。
- 18 『平城宮木簡』一（奈良国立文化財研究所編、真陽社、一九六九）、七九。
- 19 『平城宮発掘調査出土木簡概報』十二（一九七八）、一九頁。
- 20 『木簡研究』二九（二〇〇七）、一六〇頁。
- 21 『平城宮発掘調査出土木簡概報』二十九、四〇頁。「斗」については、犬飼隆より、音仮名トではなく、「ばかり」と読む可能性があるという教示を受けた。この用例は「違例」ではないと判断される可能性がある（犬飼隆「木簡を日本語資料として利用する」（『国語と国文学』九六・五、二〇一九））。
- 22 『藤原宮木簡』一（奈良国立文化財研究所、一九七八）、八。
- 23 『平城宮木簡』一、一七四。阪倉篤義「国語史資料としての木簡―藤原・平城両宮跡出土の木簡について―」（『国語学』七六、一九六九）では、「田延之比等等流刀毛意夜志已々呂曾」と釈読する。本章ではこの釈文に従う。
- 24 『平城宮木簡』一、六。
- 25 萬葉集卷十四・三五四一「安也波刀文」のほか、諸説ある「生けるともなし」を含めて用例を提示した。卷二・二一五「生刀毛無」と卷二・二二二「生跡毛無」は、トに甲類と乙類の仮名字母の違いがみえることから、別語とみなすのが一般的である。
- 26 『評制下荷札木簡集成』一〇二。
- 27 『木簡研究』一一（一九八九）、二五頁。
- 28 『木簡研究』二二（二〇〇〇）、一一〇頁。
- 29 『平城宮発掘調査出土木簡概報』十五（一九八二）、二六頁。
- 30 『平城宮木簡』六（奈良文化財研究所、二〇〇四）、八九三一。
- 31 『平城宮発掘調査出土木簡概報』三十一、一七頁。
- 32 『西大寺旧境内発掘調査報告書1―西大寺旧境内第25次調査―』文字資料篇（二〇一三）、一二七。この木簡の同じ面には、「阿不郡」と読める習書が認められるが、「阿木郡」の「木」が「不」である可能性は低いであろう。

³³ 『藤原宮木簡』三、一一八八。

³⁴ 『平城宮発掘調査出土木簡概報』三十八(二〇〇七)、二二頁。

³⁵ 『木簡研究』三四(二〇一二)、八頁。

³⁶ 『平城宮発掘調査出土木簡概報』二十七(一九九三)、二〇頁。

³⁷ 『木簡から探る和歌の起源 「難波津の歌」がうたわれ書かれた時代』、第一章注1・注3に同じ。

³⁸ 東野治之「飛鳥時代木簡と上代語」(『橿原考古学研究所論集』第十五(二〇〇八)は、

木簡は特殊なものを除き、あくまで当座の用に供する書写材料であり、長く伝えることを目指していない。それに対し写本は、多くの場合、その内容を長期に亘って保存、伝承する目的で作られる。書記者の態度が異なってくるのは勿論であって、写本には使い捨ての木簡と違って、周到的配慮が働くのは当然であろう(三九七〜三九八頁)

と述べる。なお、

(筆者注…当座の用に供する)書写材料としての木簡の性質上、現実に生じていた乱れが反映され易かったと考えるべきである(三九九頁)

とも述べるが、仮名表記が音を厳密に反映しているとは考えなくてよい場合がある。

³⁹ 第一章注35に同じ。

⁴⁰ 橋本進吉「国語仮名遣研究史上の一発見——石塚龍磨の仮名遣奥山路について——」、序章注7。

第二部 仮名表記と音・語の関係

第三章 訓仮名と上代特殊仮名遣い

はじめに

本章では、上代特殊仮名遣いの訓仮名の「違例」について考察する。漢字の六書の一つに、仮借があるが、漢字の、意味ではなく音によって別語をあらわすという点では、訓仮名にも音仮名にも通じるところがある。音仮名は、異国語である中国語の音（厳密にはそれを日本語化したもの）を借りて日本語にあてられる。それに対し、訓（くん）とは、中国では、漢字に必ずそなわっている意味のことを指す^①が、日本では、たとえば「鳥」（とり）という語自体を指し示す術語となっている（本稿もこちらの意で使う）。訓仮名とは、もとは中国の文字であった漢字が日本語と結びつき（上代であれば訓字と呼ぶ）、それが表音用法（すなわち仮名）として使われたものをいう。萬葉集中で、訓字とは、たとえば「鳥毛鳴奴」（とりもきなきぬ、巻一・一六）のようなものであり、訓仮名とは、たとえば「君も我も相鳥羽梨丹」（あふとはなしに、巻十一・二五五七）などを指す。前者では、語「鳥」（とり）があらわされており、後者では、それを仮名として用いて、助詞「と」があらわされている。この訓仮名は、漢字（訓字）と日本語との結びつきが相応に固定化したことを前提に出来るものと考えてよい。

上代特殊仮名遣いは、これまでの章でも見てきたとおり、研究史上、音仮名表記の字母の異なりをもとに語ごとに見出され、語の単位で甲類・乙類に分類されてきた。つまり甲類・乙類の別は、すなわち語に存するものである。その一方、仮名字母の異なりが音の違いであるとみなされたことで、結果的には、一音節ずつにばらされ、一覧された仮名字母が、ある語に存する甲類・乙類を決定してきた。佐佐木隆は、上代特殊仮名遣いについて以下のよう

に概観する^②。

各音節のうち、その二種の区別は『古事記』と『萬葉集』の巻第五に認められるが、『萬葉集』のほかの部分と『日本書紀』には認められない。また、トという音節は、語によっては文献に相違のある場合がある。これらの事実と、i ē öの三種がすべての行にそなわっているわけではないという事実とは、右の音韻体系がある程度まで急激な変化の途上にあつたらしいことを物語る。

この説をうけると、音韻体系の、急激な変化の途上（崩壊過程や消滅過程といわれるもの）が、仮名表記に反映されているということになる。それはつまり、仮名で書くこととは、語の各音節の音を忠実に表記にうつしとることであつたとみていることになる。

その一方で、訓仮名については、大野晋「上代語の訓詁と上代特殊仮名遣」^⑤に次のような指摘がある。

訓仮名が用いられる場合も、甲類乙類の区別は無視されてゐない。ただ、訓仮名は、音韻の表記として字音仮名ほど厳密なものでないから、清濁の表記に於ても例外が少なくないが、特殊仮名遣の場合も応々例外がある。

現在のところ、訓仮名についても、音をあらわす仮名として体系的に把握・整理され、音節仮名表にて甲類・乙類の別が示されている。では、訓仮名では、甲類・乙類の区別はどのように捉えられていたのだろうか。訓仮名は、訓字の字体を用いつつも、訓字にそなわった日本語の意味を捨てて、語形のみをもって、別語を書き記す仮名だといえる。その仮名としての用いられ方は、語に存する上代特殊仮名遣いの表記に、どのように関わってくるのであるうか。

本章では、従来体系的に論じられることのなかった上代特殊仮名遣いにかかわる訓仮名の「違例」に関して、その用例を示し、音仮名との違いをもとに、位置づけることを目的とする。

一、訓仮名と上代特殊仮名遣いの関係

一・一、甲類・乙類をめぐる訓字と訓仮名の関係

先に、訓仮名は、訓字の意味を捨て、音のみを借りた、表音用法であると述べた。訓仮名は、原則として訓字にそなわったものとの語形のまま用いられると考えられるため、訓字と訓仮名の間で、甲類・乙類を含めた語形は一致するものと考えられる。以下にその実例を示す。

訓字「十」：「やそ|うちかは」(八十氏河)

もののふの八十氏河乃(やそ|うちかはの) 網代木にいさよふ波の行くへ知らずも

(卷三・二六四)

音仮名「蘇」：「やそ|しま」(八十島) **甲類**

海原を夜蘇之麻我久里(やそ|しまがくり) 来ぬれども奈良の都は忘れかねつも

(卷十五・三六一三)

訓仮名「十」：「まそ|かがみ」(真澄鏡)

恐みと仕へまつりてひさかたの天見るごとく真十鏡(まそ|かがみ) 仰ぎて見れど

(卷三・二三九)

音仮名「蘇」：「まそ|かがみ」(真澄鏡) **甲類**

せむすべのたどきを知らに白たへのたすきを掛け麻蘇鏡(まそかがみ) 手に取り持ちて
(巻五・九〇四)

これらの例をみると、訓字表記の「八十」(やそ)は、音仮名では、「夜蘇」と書かれ、訓仮名「十」があらわす「まそかがみ」という語のソは、音仮名では「麻蘇鏡」と書かれる。つまり、訓字と訓仮名のあらわす語は、両方ともソ音節をもち、その音仮名例は同じソ甲類であるということが確認される。訓字と訓仮名は甲類・乙類が一致するとみてよい例であって、理論的にも整合する表記といえよう。

一・二、多音節訓仮名の場合

多音節訓仮名においても訓字と訓仮名の間で、上代特殊仮名遣いの整合する例が見出される。なお、多音節訓仮名は、清濁をめぐって、西宮一民「萬葉集の借訓表記と清濁」^(七)、鶴久「萬葉集における借訓仮名の清濁表記——特に二音節訓仮名をめぐって——」^(八)に、その第二音節以下は、清濁の区別が正確であることが論じられている。多音節語の第一音節については、他の語と複合したさいに連濁を起こすという性質があることから、訓仮名の場合においてもその性質が反映し第一音節の清濁の区別に自由さが生まれると考えられている(清濁については、第五章にて詳述する)。一方で、上代特殊仮名遣いでは、第一音節・第二音節以下で、その用いられ方に違いはないものだといえる。

まず、多音節訓仮名の第一音節について、「うつせみの命を長くありこそと留まれる我は五十羽早将待」(いはひてまたむ 卷十三・三二九二)には、訓仮名「早」が「斎ひて待たむ」のヒテにあてられている。動詞であれば、活用形による推定(四段活用動詞「いはひ」の連用形「いはひ」はヒ甲類とみなせる)が可能となり、また「早」を「日・照り」と分析すること、「早」のヒ(日)は甲類であると推定することが可能である。「斎ひて待たむ」の音仮名表記例をみていくと、「伊波比弓麻多牟」(卷十五・三五八七、「比」は甲類)とあり、よって訓仮名「早」(ひて)のヒは、やはり甲類の音節にあたる。また、訓字「早」は、日本書紀に「此皆良田。雖経霖早、無所損傷。」(ながめひでりを経と雖も、卷第一、神代上第七段一書第三)とある(観智院本類聚名義抄^(九)には「早」字に「ヒデリ」(佛中九一)とみえる)。その音仮名表記例は古事記歌謡に「纏向の日代の宮は阿佐比能比伝流美夜」(朝日の日照る宮、下卷、雄略天皇、九九)とあって、やはりそのヒは甲類である。

また、多音節訓仮名の第二音節以下について、訓字表記「一杯乃 濁酒乎」(一杯の濁れるさけを、卷三・三三八)は音仮名表記では「左氣尔于可倍許曾」(「氣」はケ乙類、卷五・

八五二)とみえる。訓仮名表記「奥從酒嘗」(沖ゆ放けなむ、卷七・一四〇二)は、音仮名表記では「天原 振左氣見者」(天の原 振り放け見れば、卷十三・三二八〇)とみえる。以上のように多音節訓仮名についても、第一音節・第二音節以下とともに、訓字と訓仮名の間で甲類・乙類が一致する、適合例が認められる。

一・三、「違例」となる訓仮名

一方で、次のように、明らかに、訓字表記と訓仮名表記の間で、語の音節に甲類・乙類をめぐる不一致が認められるものがある。

訓字「跡」:「あと」(跡)

世の中を何に譬へむ朝開き漕ぎ去にし船の跡無如(あとなきごとし)(卷三・三五一)

音仮名「刀」:「あと」(跡) **甲類**

吹く風の見えぬがごとく安刀毛奈吉(あともなき)世の人にして(卷十五・三六二五)

訓仮名「跡」:「と」(助詞)

よき人の良跡吉見而(よしとよくみて)よしと言ひし吉野よく見よよき人よく見

(卷一・二七)

音仮名「登」:「と」(助詞) **乙類**

大夫登(ますらをと)思へる我も草枕旅にしあれば(卷一・五)

訓字があらわす「跡」(あと)という語は、音仮名では、「安刀」と書かれ、「刀」は甲類である。一方で、訓仮名で書かれる助詞の「と」という語は、音仮名では「登」と書かれ、乙類である。ここでは、訓字と訓仮名で書かれた語のうちの、ト音節の甲類・乙類が一致していない(訓仮名「跡」については、第四章にて詳述する)。後に掲載するように、多音節訓仮名にも第一音節・第二音節以下ともに「違例」がみえている。

上代特殊仮名遣いの発見と、研究の方法論がそうであったように、訓字(語)のみでは甲類・乙類を決定することができない。つまり、訓字(語)が、音仮名で書かれた例を参照して、その語形とともに、語に存する甲類・乙類を決定することができるのである。訓仮名の場合も、その語の甲類・乙類は、他文献の仮名表記例や音仮名表記例を根拠として決定せざるをえないものであって、訓仮名の「違例」は、このように、訓字と、訓仮名と、さらにそれぞれの語の、音仮名表記例とを比較対照させることではじめて認定される性質のものである。裏返せば、音仮名表記例が存在しなければ、仮名の用いられ方として「違例」であるのか、適合例であるのか、証明できないことを意味する。

なお、大半の訓仮名で甲類・乙類に違反せず用いられているということを検証するには、萬葉集中では用例が限られているという問題がある。萬葉集内部で、訓字・訓仮名と双方の音仮名表記の用例が揃っているものは、日本古典文学大系『萬葉集』の仮名字母一覧掲載の単音節訓仮名で、萬葉集中に用例のある五〇字母中、三八字母である。そのうち、訓字の甲類・乙類と一致し、かつ音仮名に「違例」がないという訓仮名は、一三字母である。上代特殊仮名遣いに整合するとみなせるものは、条件が揃うもののうち、およそ三割にすぎないのである。

一・四、訓仮名の「違例」認定の方法

さて、本章で問題とする訓仮名のその「違例」認定の方法には、以下の三つがある。一つめは、同じ訓仮名が、甲類・乙類の異なる別々の語の音節にあてられているとき。たとえば、以下にあげる①の用例⑤・⑥の、「しろ」(白)という語について、音仮名表記例からロは甲類であるとみなせるが、訓仮名「白」はロ甲類の「いちしろく」と、ロ乙類の「あじろ」にあてられている。次の二つめは、同じ語に、甲類・乙類の異なる別々の訓仮名があてられているとき。これらは、それぞれどちらか一方の表記が「違例」となる。たとえば、②の用例⑬・⑭にあげるように、「つくよみ」という語は、音仮名表記例に「月余美」(巻十五・三五九九、三六二二)とあることをふまえると、ヨ乙類となるが、その語には、ヨ甲類となる訓仮名「夜」とヨ乙類となる訓仮名「読」があてられている。最後の三つめは、訓字で書かれた語の音節と対照すると、甲類・乙類が合わないときである。たとえば、③の用例⑱にあげるように、訓仮名「篋」の由来となった語を「しの」とみなすと、「しの」はノ甲類であるため、助詞「の」(ノ乙類)に用いられる訓仮名「篋」は、訓字の場合と合わず「違例」と判断される。ただし、三番目の手続きによるイレギュラー例は、必ずしも「違例」とはならないこともある^⑳。これらの手続きで見出された訓仮名の「違例」は、原則として訓字で書かれた語の、甲類・乙類と合わないことになる。

そのほか、訓仮名で書かれた語の、甲類・乙類を決定できないことがある。それは、音仮名例の中でも、甲類と乙類の用例数が拮抗している場合である。その場合は、訓字と訓仮名との間で甲類・乙類が一致するかどうか不明であって、一致しないと判断されると「違例」と認定される^㉑。

以上のように、訓仮名の甲類・乙類は、訓仮名で書かれた語や、訓仮名が音を借りているもとの訓字(語)や、それを記した音仮名表記例によって決定される。つまり、研究上の手

続きとして、甲類・乙類を訓仮名自身で決定できないのであり、これは韻鏡の等位などに照らして、字母ごとに甲類・乙類が帰納される音仮名との大きな違いといえよう。

二、訓仮名の「違例」と先行研究での位置づけ

二・一、「違例」となる用例一覧

以下では、上述の手続きによつて抽出した訓仮名の「違例」を示す。なお、本章で分析対象とするものは、すべて萬葉集の用例である。以下では、訓仮名の具体例のみをあげ、なおかつ訓字と訓仮名のそれぞれが、音仮名（萬葉集中のもの）では甲類と乙類のどちらで書かれるかを示した。また、「違例」は単音節訓仮名、多音節訓仮名問わず認められるため、それらを等しく扱った。全用例を載せているわけではなく、仮名字母の異なりも、注で指摘するにとどめた。萬葉集の本文と訓みは、『補訂版 萬葉集 本文篇』書き下しは岩波文庫『万葉集』に従った。

① 同じ訓仮名が、甲類・乙類の異なる別々の語の音節にあてられている場合

○用例①「跡」 ト甲類 月も日も変はらひぬとも久に経る三諸の山の離宮所／但し或本歌曰古き都の跡津宮地也（卷十三・三三三一 とつみやとこ 甲類）

用例②「跡」 ト甲類 よき人の良跡吉見而よしと言ひし吉野よく見よよき人よく見（卷一・

二七 よしとよくみて 乙類）^⑥

○用例③「利」 ト甲類 君と我と隔てて恋ふる利波山飛び越え行きて（卷十九・四一七七 となみやま 甲類）

用例④「利」 ト甲類 黒木取り草も刈りつつ仕目利勤しきわけと褒むともあらず（卷四・

七八〇 つかへめど 乙類）

○用例⑤「白」 ロ甲類 我がやどの秋萩の上に置く露の市白霜我恋ひめやも（卷十・二二

五五 いちしろくしも 甲類）

用例⑥「白」 ロ甲類 宇治人の譬乃足白我ならば今はなましこつみ来ずとも（卷七・

一一三七 たとへのあじろ 乙類）

② 同じ語に、甲類・乙類の異なる別々の訓仮名があてられている場合

○用例⑦「木」 キ乙類 足目木乃山のしづくに妹待つとわれ立ち濡れぬ山のしづくに（卷

二・一〇七 あしひきの 乙類）

用例⑧「引」キ甲類 足引乃山に生ひたる菅の根のねもころ見まく欲しき君かも（巻四・五八〇 あしひきの乙類）⁽¹⁰⁾

○用例⑨「起」コ乙類 汝をと我を人を離くなるいで我が君人の中言聞起名湯目（巻四・六六〇 ききこすなゆめ乙類）

用例⑩「超」コ甲類 言速くは中は淀ませ水無し川絶ゆといふことを有超名湯目（巻十・二七二 ありこすなゆめ乙類）

○用例⑪「跡」ト甲類 あらたまの年の経行けば阿跡念登夜渡る我を問ふ人や誰（巻十・二一四〇 あどもふと乙類）

用例⑫「利」ト甲類 足利思代漕ぎ去にし船は高島の阿渡の水門に泊てにけむかも（巻九・一七一八 あどもひて乙類）

○用例⑬「読」ヨ乙類 月読之光は清く照らせれど惑へる心思ひあへなくに（巻四・六七 一つくよみの乙類）

用例⑭「夜」ヨ甲類 天橋も長くもがも高山も高くもがも月夜見乃持てるをち水い取り来て君に奉りてをち得てしかも（巻十三・三二四五 つくよみの乙類）

○用例⑮「夜」ヨ甲類 山の端に不知夜歴月乎出でむかと待ちつつ居るに夜そふけにける（巻七・一〇七一 いさよふつきを甲類）⁽¹¹⁾

用例⑯「世」ヨ乙類 山の端に不知世経月乃出でむかと我が待つ君が夜はふけにつつ（巻六・一〇〇八 いさよふつきの甲類）

③ 訓字との間で甲類・乙類が合わない場合

○用例⑰「咲」キ甲類 おみなへし咲沢二生流花かつみかっても知らぬ恋もするかも（巻四・六七五 さきさはにおふる乙類）⁽¹²⁾

○用例⑱「篋」ノ甲類 このころの朝明に聞けば足日本篋山呼びとよめさ雄鹿鳴くも（巻八・一六〇三 あしひきの乙類）⁽¹³⁾

○用例⑲「呼」ヨ甲類 常呼二跡我が行かなくに小金門にも悲しらに思へりし我が子の刀自をぬばたまの夜昼といはず思ふにし我が身は瘦せぬ（巻四・七二三 とこよにと乙類）

④ 甲類・乙類どちらであるか決められない場合

○用例⑳「時」ト乙類 逢はぬ日のまねく過ぐれば恋ふる日の重なり行けば思ひやる田時乎

白土(卷九・一七九二たどきをしらに 甲類あるいは乙類)⁽³⁾

二・二、「表意的意図」

池上禎造「上代特殊仮名遣の万葉集への適用と解釈」⁽⁴⁾は、「違例」が生じた理由について、「外部的要因による不規則性」(第一章にて詳述)のほか、ことに訓仮名について、「内部的要因による混用」(AとD)という分類を立てた。第二章でも触れたが、これを以下にあげる。本章では特に、「表意的意図」という観点に着目する。

A この区別はすべての場合に行われるのが原則だが、一字一音の音仮名の時に最も著しく、表意的意図が入るとやや弱まる。(中略)すなわち音の区別が弱い場合には訓仮名はこうして異例になることがある。

B 固有名詞といつても訓仮名に関係があるが、(中略)伝承上の神名などが訓仮名でも書かれる時にかなりの幅をもつことがあるのである。

C 掛詞はもともと音が類似したらよいのだから、(中略)この仮名の両類にまたがることをも許すであろう。

D 枕詞のような古語に由来するものにあつては、その原義と後人の理解とが異なるためか両様の用法がよくある。

二・三、先行研究の様相

一 覧した用例をふまえて、ここでは代表的な先行研究を掲載する。それぞれの論が、どの点に注目して「違例」であることの理由を説明しているのか、私に分類して示した。

(1)音韻体系の崩壊過程とみなす処置例⁽⁵⁾

用例②「時」と乙類 逢はぬ日のまねく過ぐれば恋ふる日の重なり行けば思ひやる田時平白土(卷九・一七九二たどきをしらに 甲類あるいは乙類)

タヅキは、起源的には手付きであろう。しかし、奈良時代にはすでに、その語源意識は失われていたと覚しく、タヅキの夕に手の字をあてて書いた例はない。タヅキ taduki は、それと音の近いタドキ(下甲類) tadoki と書いたものもあり(母音 u と o との交替は例が多い)、さらに tadoki と、ド乙類で書いたものもある。こうしたことがあるのは、その語源意識が失われて、語形が不安定になったからであろう。(日本古典文学大

系『萬葉集』二、卷五・九〇四補注)

(2)表記の違いに、意味の違いを見出すという処置例

用例①「跡」と甲類 月も日も変はらひぬとも久に経る三諸の山の離宮所／但し或本歌曰古き都の跡津宮地也 (巻十三・三三三二一)とつみやとこ 甲類)

「久経流三諸之山礪津宮也」の「トツミヤどころ」(外之宮所、離宮処)と、その注「或本歌曰故王都跡津宮地」の「とツミヤどころ」(遺跡なる宮所)とは、恐らく意味が違ふのであらう。(有坂秀世『上代音韻攷』第一部「古代日本語に於ける音節結合の法則」
「萬葉集にあらはれる音節結合の法則について」、八三頁)

(3)語源解釈の反映とみなす処置例⁽²¹⁾

用例⑬「読」よ乙類 月詭之光は清く照らせれど惑へる心思ひあへなくに (巻四・六七二) つくよみの 乙類)

用例⑭「夜」よ甲類 天橋も長くもがも高山も高くもがも月夜見乃持てるをち水い取り来て君に奉りてをち得てしかも (巻十三・三二四五) つくよみの 乙類)

月の神。原文、月夜見。夜はヨ甲類 yo で、読ミのヨは乙類 yo である。(中略) ツクヨミは、月をヨム(数える)意と、月夜のミ(山ツミ・ワタツミのミに同じ。神)の意と、二つの語源意識があつて混同したものである。(日本古典文学大系『萬葉集』三⁽¹⁸⁾、巻十三・三二四五)

原文の「月夜見」は、空の月を望見する意で書いたのであらう。(日本古典文学全集『萬葉集』三⁽¹⁹⁾、巻十三・三二四五)

ユミ・ヨ(甲)ミ・ヨ(乙)ミのどれが原形か不明だが、読と書くのは、月の形で日数を数える習慣に基づく。(日本古典文学全集『萬葉集』一⁽²⁰⁾、巻四・六七〇)

(4)音の違いを利用した、掛詞によるとみる処置例⁽²¹⁾

用例⑰「咲」き甲類 おみなへし咲沢二生流花かつみかつても知らぬ恋もするかも (巻四・六七五) さきさはにおふる 乙類⁽²²⁾

言葉のしやれば現在でも類似音を用ゐる事が常であるやうに、必ずしも正確に同音をかけるものとは考へられず、前に「あさもよし紀」(一・五五)の場合に述べたやうに、

特にキの甲乙二音がかけ言葉になつたと思はれる例がいくつもあるので、今も同様の例と認めるべきだと私は考へる。(澤瀉久孝『萬葉集注釈』巻第四⁽²³⁾)

(5)文字によって文学的表現がなされているとする処置例

用例⑭「白」ろ甲類・「代」よ乙類 もののふの八十字治川の阿白木尔不知代経浪乃行く
へ知らずも(卷三・二六四 あじろきに 乙類・いさよふ 甲類)⁽²⁶⁾

代の口は乙類、白の口は甲類で仮名遣いの上では違例。白の視覚的效果をねらった用字が。

このヨも仮名遣いの違例であるが、幾代を経たかわからないという気持を、「不知代経」の字に託した用字か。(日本古典文学全集『萬葉集』一)

(6)訓字と結びついた語形を問い直す処置例

用例⑲「呼」よ甲類 常呼二跡我が行かなくに小金門にも悲しらに思へりし我が子の刀自をぬばたまの夜昼といはず思ふにし我が身は瘦せぬ(卷四・七二三とこよにと 乙類)

とこよ(常世) 「常呼」の「呼」は、もし動詞「ヨブ」(呼)の語尾を略いて仮名に用ゐたものならば、「よ」(世)或は「とこよ」(常世)の仮名遣としては常と違つてゐる。

もし「よ」といふ呼び声をあらはしたものと見られれば都合がよいけれども、果してどうであらうか。(有坂秀世『上代音韻攷』同上、八六頁)

常世にと呼は人に呼びかける意味を持つ漢字であるから、呼びかけの助詞ヨに借用したもの。助詞のヨと世のヨはいずれもヨ乙類^ヨ。ここはヨブという動詞の語幹と見ることは出来ない。ヨブのヨは甲類^ヨ。(日本古典文学大系『萬葉集』一)

(7)表音ではなく表語の表記とみなす処置例

用例⑳「咲」き甲類 おみなへし咲沢二生流花かつみかつても知らぬ恋もするかも(卷四・六七五 さきさはにおふる 乙類)

咲く沢 佐紀沢と解するは誤。紀はキ乙類^キ。咲きはsakiでキ甲類。(日本古典文学大系『萬葉集』一)

花の咲くのサキのキは甲類、地名の佐紀のキは乙類であつて一致しないから、開、咲をそれぞれサクと読むべきであろう。しかし枕詞のアシヒキノのキは乙類であるのに、しばしば足引と書かれている。(武田祐吉『増訂版萬葉集全註釈』五⁽²⁷⁾)

三、「違例」となる訓仮名と音

三・一、訓仮名が音を写すとみる先行研究

上代特殊仮名遣いにかかわる音節をもつ語であれば、自動的に、甲類か乙類かのいずれかが存しているときみなすことになる。ただし、仮名による語の表記をめぐっては、仮名がどのように用いられるのかという点や、あるいは語がどのように書かれるのか(語の表記のされ方)にどのような選択肢や可能性があるのか)という点において、語の各音節に上代特殊仮名遣いが存することとは別次元の問題があるのではないか。「違例」は、仮名の用いられ方や語の表記のされ方という次元から、分析されるものであろう。

先行研究が「違例」を説明する際に明言していない点は、「違例」となる訓仮名の表記と、音との関係についてである。たとえば、歌が声に出してうたわれた際に、ある語句に偶発的に「違例」的な発音があらわれ、訓仮名はその音を写しとったものであるとみる分析の仕方がまず想定され、また、語自体に甲類音・乙類音をめぐる語形の揺れがあったために、甲類・乙類両方の仮名で書かれることがあったとみる先行研究がある(①)。その一方、発話された際の語の音は「違例」ではなく、歌を文字化するにあたって区別に反する文字が選ばれたとみる場合がある(⑤)。このことを踏まえると、訓仮名が音をあらわすといった場合、訓仮名と結びついた訓字由来の音は、果たして声に出された音を直接写すものとみることができるのだろうか。

仮名が、音を直接表記すると分析している先行研究は、(1)・(2)・(3)・(4)にあたり、さらに(2)は音の違いを語の意味の違いとみるもの、(3)は語形をめぐる音の違いとともに意味の違い(書き手による語源解釈)を認めるもの、(4)は語形と仮名という音の違いによって二重の語の意味が生じているとみるものである。(2)・(3)・(4)では、訓仮名によって区別されているとみなす音の違いは、語の意味の差異を伴うものであると考えられている。つまり、音の別と語の意味とは切り離せない関係にあるものだとみている。(6)・(7)は訓仮名の「違例」を解消する方法がとられているもので、(5)は訓仮名が甲類・乙類の音の別を表記しているとはみないものである。(5)については顕著に、池上論文のいうところの、書き手の「表意的意図」があるとされ、歌や語の意味だけでなく、文字の意味を上乘せするために表記上は「違例」となる書き方がされた、と解釈される。

三・二、音の区別を包摂する訓仮名表記

その一方で、(3)・(4)についても、仮名は歌がうたわれた際に発話された音を表記に写すも

のではなく、書き手の語源解釈や歌における二重の意味(掛詞)が表記にあらわされたものとして理解する余地がある。たとえば(5)に関連して、日本書紀には「次生月神。(筆者注以下割書)一書云、月弓尊、月夜見尊、月読尊。」(巻第一 神代上 第五段正文)とみえる。従来、音の異なる複数の語形を記したものと考えられている⁽³⁾が、その表記は、漢字の意味によって語の多義性を(表記の上で)分析しているものとも解釈される。この観点では、同語にみえる仮名字母の異なり(つまり、甲類・乙類の異なり)は、語自体の意味の差異や意味の弁別の機能を担っているものとはならないといえる。

また、用例⑬・⑭の「月読」の「ヨは乙類」・「月夜見」の「夜」のヨは甲類)の歌では、甲類形と乙類形のどちらの語形で発音されていたとみているのか、先行研究では明確にされていない。訓仮名が音を写すという前提に立って、「月夜見」ではヨ甲類の音、「月読」ではヨ乙類の音だったとすると、(3)語源解釈の反映とみなす処置例としてあげたものは、甲類・乙類をめぐって語形の揺れがあることになる。つまり、(3)は、音の区別の崩壊過程という論(①)に組み入れられるものとして位置づけられよう。しかし、訓仮名を上代特殊仮名遣いの崩壊過程説に組み入れることは理論上できないのではないか。なぜならば、訓仮名の場合、現実起こった音の変化があるとしても、それに合わせて、漢字と結びついた訓の変化をも想定しなければならず、訓仮名を、音の区別が無くなりつつある状態をそのまま表記に写したものと位置づけることは困難であるからである。

(4)の掛詞による「違例」についても、用例⑰は、地名の「佐紀沢」と、おみなへしが「咲く沢」の双方の語が掛けられているとされる。では、このとき歌の中で声に出して発話された語形は、どちらであったか。「咲沢」(キ甲類)が地名「佐紀沢」(キ乙類)と解されるとすれば、ここでの訓仮名「咲」は発話された音をそのまま写したものとはいえないことになり、仮名字母にみえる甲類・乙類は、語の意味の弁別に関与していないことになる。

四、「違例」の要因の検討

四・一、「仕目利」の場合

先行研究で、「違例」であること理由が特に説明されていないものがある。用例④の「仕目利」(つかへめど)と、用例⑩の「有超名湯目」(ありこすなゆめ)である。これについては、以下に述べるように、先行研究の(1)～(7)の分類に当てはめて意味づけることができない用例である。

まず、用例④の「仕目利」(つかへめど)について、訓仮名「利」は助詞「ど」にあてら

れていることが確認される。助詞「ど」にあてられる音仮名一三例をみると、一つの例外を除いて、すべてが乙類のものである。その一つの例外も、卷十八の平安時代の補修部にあるもの（「見礼度安可須介利」（みれどあかずけり、卷十八・四〇四九）、「度」は下甲類）で、後世の表記とみてよい。したがって、この訓仮名「利」は乙類の語の音節にあてられているものとみて間違いない。そして、訓字「利」をみると、「恋の繁きに情利文梨」（こころどもなし、卷十三・三二七五）とある。音仮名表記例は、「君に恋ふるに許己呂度母奈思」（こころどもなし、卷十七・三九七二）であるため、訓字「利」についても、甲類の音節をもつ語をあらわしているともみて間違いない。

では次に、先行研究による分類をあてはめ、検討する。まず(1)音韻体系の崩壊過程とみならず処置例であるが、トの音節に「違例」が多いということは従来から指摘されており、この場合も、音の区別の崩壊過程を示すものではないかということが考えられる。しかし、助詞「ど」に関して言えば、前述のように、その音仮名表記例に「違例」はほとんどなく、語の単位で見ると、(1)は採用し難い。次に、(5)文字によって文学的表現がなされているとする処置例を検討する。用例④の卷四・七八〇は、「大伴宿祢家持更贈紀女郎歌五首」のうちの一首である。「黒樹取り草も苅りつつ仕目利」とあり「苅」と意味上呼応する形で「利」字を用いたのではないかということも想像される。助詞に「利」字が用いられているのは萬葉集中で当該例のみであるが、しかし、上代特殊仮名遣いに反するということを根拠に、訓仮名から漢字の意味を読み取ることは、歌の解釈にとっては過剰な解釈となる恐れがある。

そのほか(6)訓字と結びついた語形を問い直す処置例は、萬葉集中に、訓字の例があり、またそれと同じ語句の音仮名表記例から語形が確定するので、訓字の語形を見直す必要はない。(7)表音ではなく表語の表記とみなす処置例は、下二段活用動詞の未然形「仕」（つかへ）＋助動詞已然形「目」（め）に「利」が接続することをふまえると、「利」は訓字ではなく、助詞を表記する訓仮名であるとみるのが妥当である。さらに、(2)表記の違いに、意味の違いを見出すという処置例・(3)語源解釈の反映とみなす処置例・(4)音の違いを利用した、掛詞によるとみる処置例も該当しない。このように、先行研究による分類では、「違例」の意味づけをすることができない用例がある。

四・二、「有超名湯目」の場合

用例⑩の「有超名湯目」（ありこすなゆめ）についても同様に検討する。訓仮名「超」は、助動詞「こす」にあてられている。助動詞「こす」の音仮名表記例は九例あるすべてが乙類

である（「梅の花やまのあらしに落訃須莫湯目」（ちりこすなゆめ、巻八・一四三七）。そして訓字は、「荒磯超波は恐し」（ありそこす、巻七・一三九七）があり、その音仮名表記例には、「高田の乎婆奈布伎故須秋風に」（をばなふきこす、巻二十・四二九五、「故」はコ甲類）がある。この例でも、甲類・乙類を決定するための根拠となる、音仮名表記例に問題はない。

続けて、先行研究の分類によって検討すると、(1)について、オ列の「違例」という点は注目されるが、訓仮名「超」と、助動詞「こす」の「違例」自体、孤例であるため、語「こす」にまとまった甲類・乙類の語形の揺れが見出せるのではない。(6)では、先の例と同様、訓字の例とともに、語形の確定する音仮名表記例があるため、訓字の語形を改める必要はない。

(7)も、動詞「有」（あり）に接続する助動詞「こす」であることが明確なので、否定される。

(2)は、用例⑨であげた「聞起名湯目」と「有超名湯目」とで意味の違いは見出し難い。また、

(3)・(4)・(5)も該当しないと考えられる。

さらに、上の分類とは別に、「超」は「起」の誤写である可能性を検討するが、廣瀬本萬葉集では用例⑨の「起」と用例⑩の「超」は別字とみなせるし、また用例⑩の五首後にある、訓字「超」（巻十一・二七一七）は、用例⑩と同字とみなせるものであって、「有超名湯目」の「超」が、誤写であるという徴証は、認められない⁽³⁾。これも、先行研究の分類によって、「違例」であることの意味づけをすることができない用例だといえる。

五、歌の文脈と訓仮名の「違例」

五・一、語の表記と「表意的意図」

用例⑮・⑯は、「山之葉尔 不知世経月乃 将出香常 我待君之 夜者更降管」と、「山末尔 不知夜歴月乎 将出香登 待乍居尔 夜曾降家類」とあって、表記をみると、「山」、「不知」、「月」、「将出」、「待」、「夜」が一致し、歌の内容を鑑みても、類歌とみなしうる。これらは、「不知世経」と「不知夜歴」のどちらか一方の表記が誤りというわけではなく、甲類・乙類の音の別を表記に反映させることよりも、文字による歌の表現が優先されている例とみなしうる。

「いさよふく」という形式は、音仮名表記では「伊佐欲布久母能」（いさよふ雲の、巻十四・三五二二）がある一方で、他の六例はすべて訓字主体表記歌巻に収載されており、「いさ夜歴く」とあるものが三例、「不知よふく」とあるものが四例ある。ヨが「夜」であるものは四例であり、ヨが「世」・「代」であるものはそれぞれ一例ずつある。「射狭夜歴月乎」（いさよふ月を、巻三・三九三）、「伊佐夜歴雲者」（いさよふ雲は、巻三・四二八）、「不

知夜_レ歴月乎」(いさよふ月を、巻七・一〇七一)、「不知夜_レ経月乎」(いさよふ月を、巻七・一〇八四) に対して、「不知代_レ経浪乃」(いさよふ波の、巻三・二六四)、「不知世_レ経月乃」(いさよふ月の、巻六・一〇〇八) が上代特殊仮名遣いの上では「違例」とみなされるものである。

「表意的意図」とは、訓仮名表記自体や、語の前後、歌の文脈によって、「いさよふ」という語が同定されることを前提としたものである。「いさよふく」という語句をめぐって表記の種類が認められるといえる中では、「夜」字だけではなく「代」・「世」字をも歌の表現の一つとして選択されたものと考えられる。「いさよふ」という語句の意味との関連において「不知世経」「不知代経」にみえる訓仮名の表意性を解釈することができ、従来指摘されてきたように(⑤)、「世」・「代」から喚起される意味を上乘せることが試みられた表記とみることができる。

五・二、訓仮名の「違例」の位置づけ

本章で整理した(1)～(7)の先行研究の分類は、個別の用例に対する意味づけとして提示されたものであって、一般化してすべての用例にあてはめることができないものだと言える。とりわけ、助詞「と」や助詞「の」に多く使用され、そのため乙類の仮名とみなされる用例②「跡」(「迹」)や用例⑧「篋」(「笑」)をも包括した説明は、先行研究においてなされていない。「跡」「迹」については第四章で考察する。ただし、(1)～(7)の分類にあてはまらない訓仮名の「違例」であっても、語の前後や歌の文脈によって、その語は同定されている。つまり、「違例」にあたる表記であることが歌の読みを破綻させるほどの妨げとなるわけではないのだ。研究上のことに鑑みても、「違例」を認定できるということ自体、上代特殊仮名遣いに反していても文脈から結局は読むことができている、ということを裏つけている。

音仮名表記では、仮借の表記と連続するものとして、漢字音にもとづき甲類・乙類の区別が明らかとなる。それに対し、訓仮名が使用される訓字主体表記の巻という環境では、おもに訓字によって表語が果される。訓字の場合、音仮名のように一字一音節表記でなくとも、文脈から語が同定されると、甲類・乙類は自動的に定まる。また、訓仮名から前述したような表意性を読み取ることができるのは、訓仮名が、もとの訓字にそなわっている語自体を喚起するからである。訓仮名表記では、訓字にそなわった語の、その形によって語があらわされているといえ、音仮名表記と比べて、表記のあり方が異なっているものと考えられる。

訓字にそなわった語に存する甲類・乙類は、理論的には訓仮名にも受け継がれるものであ

ると考えられるが、仮名の用いられ方や語の表記のされ方には幅が認められ、その幅の中に現代の研究者からみて「違例」として認定される表記も含まれているものだと考えられる。少なくとも一面では、訓仮名に表意性があることによって、上代特殊仮名遣いの「違例」にあたる表記があらわれることがあるものだと考えられる点で、訓仮名の甲類あるいは乙類として分類される字母は、語の意味の弁別に関与するものであるとは言えない場合がある。つまり、甲類・乙類という発音の別とされるものが、訓仮名表記でもって写像されていたとは一概に言えないのではないか。訓仮名表記に「違例」が認められるのは、表記されたものが研究者によって分析された、結果的なものと位置づけられ⁽⁸⁾、歌が書かれた当時であっても、音をあらわすのに「違例」となる表記だったとは、必ずしもみなす必要はないものと考えられる。

おわりに

訓仮名が、すでに述べたように、漢字と日本語との結びつきが固定化した結果、生まれたものだと考えると、当然、音の違いである甲類・乙類は、そのまま反映されるはずである。しかし、実例をみると、必ずしもそうではないものが散見する。その一方で、従来考えられてきたように、大半の訓仮名では、もともなった訓の甲類・乙類と齟齬せず用いられているということが認められてよいが、それを証明するには、萬葉集中では用例が限られている。

音仮名で書くことを、仮借と連続するものとして考えると、それは漢字音によって、できるだけ日本語のその音節に近い音で書きあらわす方法であったと想定される。冒頭で佐佐木隆の言及をあげたが、甲類・乙類の「違例」が、音韻体系の急激な変化が反映したものであるとみなすと、音仮名は、日本語の音韻体系の変化や乱れまでも精密にうつしとったもの、ということになる。しかし、訓仮名の「違例」の場合、音韻体系の急激な変化が即座に表記に反映されることは考え難く、すくなくとも、現実に起こった音の変化に合わせて、漢字と結びついた訓の方が先に変化するという順序を想定しなければならないが、それは考え難い。また、音仮名でも、語の表記が、綴りのような形で固定し、慣習化した表記によって語があらわされている状態も想定されるが、一つ一つの用例について、例えばことに孤例など、それが慣習化した表記であるのか、それとも語の音をそのつど精密にあらわした表記であるのか、実証的に判断し難い。一方、訓仮名は、漢字と日本語の結びつきが固定したものと、表記と訓みの定着を、すでに内包している状態、それをもって書かれるものだとはいえる。

本章で上代特殊仮名遣いについて訓仮名の「違例」をみたように、訓仮名とは、語をあらわす訓字をもとにした表音用法であるから、音仮名の場合のような音の再現を目的とした表記ではないと考えられる。

一 『爾雅』「釈訓第三」の「訓」の部分について、『經典釈文』には、「張揖雜字云、訓者謂字有意義也」と引用してある。『經典釈文』〔唐〕陸德明撰（下巻、上海古籍出版社出版、一九八五）、一六一八頁による。

二 佐佐木隆「音韻と表記」（『音声と書くこと』（叢書想像する平安文学第8巻、勉誠出版、二〇〇一）、一四～一五頁）。

三 大野晋「上代語の訓話と上代特殊仮名遣」（『萬葉集大成（訓話篇上）』（平凡社、一九五四）、三七頁）。

四 西宮一民『日本上代の文章と表記』（風間書房 一九七〇）所収、初出一九六〇。

五 鶴久『萬葉集訓法の研究』（おうふう 一九九五）に「借訓仮名による清濁表記」として所収、初出一九六〇。

六 『類聚名義抄第壹卷』（正宗敦夫校訂、風間書房、一九七八）による。

七 「訓仮名「跡」・「迹」（ト）、「筧」・「笑」（ノ）のように、助詞「と」「の」に頻用されるため、イレギュラー例であっても、「違例」とはみなされないものがある。これらを一括して「違例」とみなすと、助詞「と」に使われる訓仮名「跡」の、四〇〇例あまりを「違例」とみなさなければならなくなる。そのため、日本古典文学大系『萬葉集』一、『時代別国語大辞典上代編』、新編日本古典文学全集『萬葉集』一、『万葉事始』（坂本信幸・毛利正守編、和泉書院、一九九五）の仮名字母一覧では、訓仮名「跡」・「迹」および「筧」・「笑」は、乙類の仮名として掲載されている。

八 卷九・一七九二にあるような「思ひやるたどきを知らに」の「田時」は「違例」とみなされてきた。鈴木喬「上代特殊仮名遣とその異例」（『第六六回萬葉学会全国大会発表要項集』、二〇一三）など。注14参照。

九 ほか、訓仮名「迹」がある。卷六・一〇二三「過迹云莫国」（すぐといはなくに）。

一〇 「あしひきの」のキにあてられる訓仮名の字母は、ほかに、卷四・六七〇「足疾乃」、卷七・一二六二「足病之」、卷七・一三四〇「足檜之」、卷十・一八四二「足曳之」がある。

一一 ほか、訓仮名「代」がある。(5)に用例②として掲載した。

一二 地名「佐紀」のキにあてられる訓仮名の字母には、ほかに、卷七・一三四六「生澤邊之」（さきさはのへの）、卷十一・二八一八「開沼之菅乎」（さきぬのすげを）がある。

一三 ほか、訓仮名「笑」がある（卷六・九二六「飽津之小野笑」（あきづのをのの））。なお、「笑」・「筧」字が、語「しの」（ノは甲類、「小竹」と書かれる）をあらわす文字であると判断して掲出したが、「笑」・「筧」字が「しの」と訓まれている確例はない。木村正辞『萬葉集訓義弁証』（上巻、一八五五書、勉誠社文庫（一九八二）所収）には、「笑は筧の俗字にて、ノ又はシノと訓ムべき字なるを明らかにむべし」（六一頁）とある。

¹⁴ 語「たどき」の音仮名例は、甲類四例、乙類五例ある。

¹⁵ 第一章注35に同じ。

¹⁶ ほか、用例②の「不知代経」（いさよふ）について、澤瀉久孝『萬葉集注釈』巻第三（中央公論社、一九五八）では、「ヨの両類ははやく混同されるに至つたものかと思はれる」（巻三・二六四）とある。

¹⁷ 「つくよみの」の表記について、蜂矢真郷「上代特殊仮名遣に関わる語彙」（『萬葉』一九八、二〇〇七）。ほか、用例⑦・⑧の「あしひきの」の表記について、澤瀉久孝『萬葉集注釈』巻第二（六版一九六六、初版一九五八）には、以下のように指摘される。

この枕詞の原義がはやくわからなくなつてゐて、人麻呂の時代には原義とは違つた解釈を勝手に試みたものではないかと思はれる。（巻二・一〇七）

また、小柳智一「あしひきの」に関する試論―表記とその解釈―（『国学院雑誌』一〇二・一一、二〇〇一）がある。なお、小柳論文は、当代の「あしひきの」に対する解釈を明らかにしており、「足引」や「あしひ木」などは、訓仮名とはみなさない。

¹⁸ 岩波書店、一九六〇。

¹⁹ 小学館、二版一九七五、初版一九七三。

²⁰ 小学館、三版一九七五、初版一九七一。

²¹ ほか、用例②にあげた「足利思代」（あどもひて）について、大野晋「上代語の訓詁と上代特殊仮名遣」では、以下のようにある。

作者は、「アドモフ」といふ語のドが乙類であることを知りつつ、船泊てをしたらうと思はれる「足速アトの水門ミナト」にかけて、「足利思代アトモヒテ」といふやうに歌つたのである。（四九頁）

また、日本古典文学全集『萬葉集』二（四版一九七五、初版一九七二）では、「ここは掛詞として「阿渡思ひて」（阿渡の湊をさして）の意をかけたものか。」（巻九・一七二八）とある。

²² 山口佳紀「古代の歌における掛詞と「類音」」（『論集上代文学』第三十七冊（笠間書院、二〇一六））に、以下のようにある。

「さき甲（咲）」と「さき乙（佐紀）」との掛詞である（二頁）

これらは音韻的に混同したのではなくて、別音であることを認識した上で、修辭的な動機から、甲類音と乙類音とを交換可能な「類音」として扱つたものであろう（三頁）

²³ 中央公論社、一九五九。なお、『萬葉集注釈』巻第一（一九五七）には以下のようにみえる。

「朝裳」を「着」とつゞけて「紀」とかけたので、着と紀とは仮名遣甲乙類を異にするが、類似音のかけ言葉（九・一七九五、十一・二四五三）と見るべきでないかと思ふ（巻一・五五）

²⁴ 月岡道晴「不知代経浪乃去邊白不母―宇治河邊作歌から見る人麻呂の表記態度について―」（『上代文学』一一八、二〇一七）。

²⁵ 角川書店、一九五七。

²⁶ 安田尚道「有坂秀世「上代に於ける特殊な仮名づかひ」と橘守部『稜威道別』」（『訓点語と訓点資料』一一八（二〇〇七）、一〇〇―一二頁による）。

⁵⁷ 卷十一・二七一二の結句が廣瀬本萬葉集で「有超名陽日」のようにあることから、「超」字の誤写の可能性を検証した。なお、西本願寺本萬葉集でも、用例⑨の「起」と用例⑩の「超」は別字であることが確認されるものの、卷十一・二七一七は「越」である。『校本萬葉集』別冊一（廣瀬本萬葉集一、岩波書店、一九九四）および『校本萬葉集』別冊二（廣瀬本萬葉集二、同上）、『西本願寺本萬葉集（普及版）』巻第四（おうふう、一九九三）および『西本願寺本萬葉集（普及版）』巻第十一（同上、一九九五）による。

⁵⁸ 「分析者」の観点については、尾山慎『上代日本語表記論の構想』（花鳥社、二〇二二）第1章「表記論における諸問題」第2節「我々は何を知らたいのか——土佐日記表記論を例に——」（初出二〇一七）による。

第四章 萬葉集の「跡」字

はじめに

本章では、第三章に引き続き、上代特殊仮名遣いに関わる訓仮名の「違例」を取り上げる。なかでも助詞「と」を中心に萬葉集中に四〇〇例あらわれ、その用例数の多さから、単なる

「違例」とは位置づけ難い訓仮名「跡」に着目する。

「跡」字は、広韻^㉔をみると、「資昔切又資賜切」の「積」(入聲、二十二)に、「迹 足迹、跡 上同」とあり、「迹」字と「跡」字は、同じセキ(資昔切)という音である。大治本一切経音義^㉕には「道跡」の「跡」について「又作蹟、迹二形同、子亦反、足跡也」(玄応撰、卷第十八)とある。観智院本類聚名義抄^㉖には、「迹 音積 アト タツヌ 跡同」(佛上五七)、「迹 迹並正 アトツク タツヌ 音積」(法上八一)とある。これらから、「迹」「跡」は同字であって、「迹」字には「アト」訓があることが確認される。

上代文献中、語「あと」の仮名書き例は、日本書紀、萬葉集、仏足石歌に例がある。日本書紀では、イザナキノミコトが、妻のイザナミノミコトの死に直面し枕元、足元に取りすぎる場面で、足元を意味する「あとへ」(「脚辺。此云阿度陞。」)(日本書紀、卷一、神代上第五段一書第七)^㉗がみえる。ここでの「あと」のトは甲類である。一方で、仏足石歌には、その題詞に「佛跡」とあって、歌に「美阿止都久留(ミアト造る)石の響きは 天に至り 地さへ揺すれ」(二番歌)とあり、「あと」のトは乙類である。萬葉集には、卷十五の遣新羅使人歌群中に、唯一の仮名書き例がみえる。「行く水のかへらぬ如く 吹く風の見えぬが如く 安刀毛奈吉(アトも無き)世の人にして」(三六二五)とあり、その「あと」のトは甲類である。上代文献中では、「あと」のトには、甲類と乙類の両方の表記が認められる。

一方で、前章で述べたように、訓仮名が存在するということは、そのもとなつた語が存在し、それは訓仮名と同じ音をもつものと考えられる。つまり、訓仮名「跡」はト乙類として用いられているので、「跡」の意味をあらわす語として単音節語「と」(ト乙類)の存在が推定されてよい。しかし、上代文献中にあらわれる語「あと」をみると、前述のように、日本書紀、萬葉集の仮名表記「あと」はト甲類で書かれ、仏足石歌の仮名表記「あと」はト乙類で書かれる。現在、『時代別国語大辞典上代編』^㉘では語「あと」はト甲類とし、

アトのトはもと甲類だが、トの両類の別はやや早く失われるので、乙類の例もまじつて
ている。

と記述する。

右の通り、上代特殊仮名遣いとその「違例」をめぐって、訓仮名「跡」をどのように解釈すべきか、問題が残されているので、本章ではこれについて検討したい。なお、これまでの章と同じく、萬葉集の本文と訓は塙書房『補訂版 萬葉集 本文篇』^⑤に従う。

一、訓仮名「跡」の歌表記中の位置づけ

一・一、「跡」「迹」の用例一覧

はじめに、訓仮名「跡」の用例とその数、及びいかなる語を表記しているのかをみる。なお、題詞と左注にある表記は除き、地名表記としてあらわれる「跡」は、すべて訓仮名として計上した。

【助詞】と・ど・とか・とかも・とぞ・とは・とも・ども・とや

「淑人乃良跡吉見而」(巻一・二七) 三五八首四一六例

【名詞】とみなみ・とかげ・とつみや

「奥見者跡位浪立」(巻二・二二〇) 二首二例

「山之跡陰尔鳴鹿之」(巻十・二一五六) 一首二例

「故王都跡津宮地」(巻十三・三三三二一、異伝) 一首一例

【副詞】ほとほと・のどに

「保等穗跡妹尔不相来尔家里」(巻十・一九七九) 一首一例

「立浪裳篋跡丹者不起」(巻十三・三三三三九) 一首一例

【動詞】あどもふ

「阿跡念登夜渡吾乎」(巻十・二二四〇) 一首一例

【擬音語】とど

「馬音之跡杼登毛為者」(巻十一・二六五三) 一首一例

【固有名詞】やまと・たど・あど・とみ

「虚見津山跡乃國者」(巻一・一) 一八首一八例

「田跡河之瀧乎清美香」(巻六・一〇三五) 一首一例

「遠江吾跡川楊」(巻七・一二九三) 一首二例

「跡見乃岳邊之瞿麦花」(巻八・一五四九) 三首三例

次に、「あと」の訓をもつ「迹」の訓仮名を示す。

【助詞】と・ど・とや

「百船純毛過迹云莫國」(巻六・一〇二三) 一二首一六例

表	卷1	卷2	卷3	卷4	卷6	卷7	卷8	卷9	卷10	卷11	卷12	卷13	卷16	卷19
跡	10(2)	26(2)	47(2)-2	41(2)-1	33(1)-1	28(5)-1	19(2)-1	24(1)	47(6)-1	40(1)-2	42-1	34(5)-1	19	6(3)-1
迹					3	1			1		φ-1	3-2	8(1)	

【名詞】をとめ

「退莫立禁尾迹女蚊」（巻十六・三七九一）一首一例

一・二、助詞「と」に多用される訓仮名「跡」

これらを一覧すると、訓仮名「跡」は、品詞を問わず、複数の語に使用される仮名であり、しかも、「跡津宮地」（巻十三・三三三二）や孤例を除き、音仮名表記例であれば乙類の仮名が当てられる語の音節に用いられていることが確認される。

また、訓仮名「跡」および「迹」について、ともに助詞に多用されるという特徴があることが注目される。巻ごとの用例数を示すと、表の通りである。表では、左から、濁音音節と複合語を含む助詞「と」の用例数、そして参考として、助詞以外の仮名の用例数（かつこ書きのもの）、訓字の用例数（ダッシュ右側）の順番に掲載した。訓字の用例には、「跡状」を「たどき」、「景迹」を「こころ」と訓むような熟した表記も含まれている。表より、「跡」は巻十九を含むすべての訓字主体表記歌巻にあらわれ、音仮名主体表記歌巻にはあらわれないものであり、「迹」は、用例数の偏りは僅かにあるものの、いくつかの訓字主体表記歌巻にわたることが確認される。そして、「跡」では、どの巻を見ても、訓字の用例よりも訓仮名の用例の方が格段に多いというはつきりした傾向を認めることができる。

助詞「と」をあらわす他の仮名を、萬葉集全体の用例数順にランキングにすると、「等」が最も多く、次いで「跡」が多い（「等」は全巻四八四例、訓字主体一六一例。「跡」は訓字主体のみ四一六例）。訓字主体表記歌巻でのみ用いられる「跡」の助詞「と」は、萬葉集全巻を通じて助詞「と」の用例がある「等」に匹敵する数の多さである。また、訓字主体表記歌巻中の用例数のランキングでは、「跡」が最も多く、次いで「登」が多い（「登」全巻二六〇例、訓字主体一七〇例）。萬葉集の訓字主体表記歌巻の歌では、「跡」が最も助詞「と」に固定的に用いられているということが確認される。訓仮名「跡」のうち、九三パーセント（小数点以下切り捨て、以下同）が助詞「と」をあらわし、また訓字主体表記歌巻中で、甲類とされる仮名字母を除いた、仮名表記される助詞「と」九六二例のうち、四三パーセントを「跡」が占めている。訓字主体表記歌巻中で助詞「と」の表記として二番目に多い「登」の占める割合が一七パーセントであることをふまえれば、「跡」は助詞「と」をよくあらわすという固定性が認められる。

また、訓仮名「跡」は助詞「と」のほかは地名「大和」のトに一八例認められるが、その他の語の場合、訓仮名「跡」の用例数は一〜三例と僅かである（これらの語自体の用例数も多くはない）。訓仮名「跡」は、萬葉集中、もっぱら助詞「と」を表記しているとみてよい。

一・三、歌の表記の中の訓仮名「跡」

さらに助詞「と」に着目し用例を観察すると、句末に位置しやすい助詞「と」ではあるが、その句頭の文字や、前後の句頭の文字が、一致する場合が多くあることに気づく⁽³⁾。これをめぐって、同じ表現や語句をとる歌について、「跡」字があらわす助詞「と」を中心に表記の類型があることが明らかとなる。訓仮名「跡」の用例数が比較的多く蓄積したこと的重要因素としては、助詞「と」に固定的に用いられたことが関係しているとみることができているのではないか。なお、助詞「と」の前接・後接それぞれが、同じ歌の表現（同じ語句）であることを基準に表記の差異を観察していくため、清音音節の助詞「と」三七〇例に絞って、以下とりあげる。

まず、助詞「と」に前接する同語句の中で、句頭を中心に文字が一致するものを取りあげたい。助詞「と」に前接の語句を定まった単位で切り取ることは難しいため、句の単位でみていく。

助詞「と」を含む句で、訓みがまったく同一であるものは五七例（異なり二四句）ある。このうち、句頭の文字が一致するものは、四六例（異なり一八句）ある⁽¹⁾。なお、一句全体の文字列が一致するものは、一七例ある。

① 同一句であるもの

氏河乎 船令渡呼跡（船渡せをと） 雖喚 不所聞有之 楫音毛不為（卷七・一一三八）
渡守 船度世乎跡（船渡せをと） 呼音之 不至者疑 梶聲之不為（卷十・二〇七二）

次に、①を除き、助詞「と」に前接する語が同じであるため、句頭の文字が一致するものを見る。前接する語が同じもの九〇例のうち、三二例（二五組）ある⁽²⁾。

② 前接語が同一であるもの

……辞不問 物尔波在跡 吾妹子之 入尔之山乎 因鹿跡叙念（よすかとぞ思ふ）

（卷三・四八一）

打背見乃 世之事尔在者 外尔見之 山矣耶今者 因香跡思波牟 (よすかと思はむ)

(卷三・四八二)

以上みた①と②は、訓仮名「跡」があらわす清音音節の助詞「と」全体では、二パーセントを占める。

次に、助詞「と」の直後にあらわれる語の、頭の文字の一致をみる。助詞「と」が句末に位置する場合は、次句の語頭にあたる。助詞「と」の直後の語頭の文字が一文字以上一致するものは、二二〇例(五五組)ある③。なお、二文字以上、語句・表記ともに一致するものは七五例(三一組)である。

③ 後接語句が同じであるもの

草枕 客去君跡 知麻世婆 (旅ゆく君と 知らませば) 崖乃埴布尔 仁寶播散麻思呼

(卷一・六九)

豫公来座武跡 知麻世婆 (君来まさむと 知らませば) 門尔屋戸尔毛 珠敷益乎

(卷六・一〇一三)

後接語の無い、結句末に位置する「跡」の用例を度外視しても、清音音節の助詞「と」三七〇例中、二〇パーセントの用例で、助詞「と」直後の語句および文字の一致がある。

以上で、「跡」があらわす助詞「と」に前接する同語句と、後接する同語句について、それぞれ二割程度、句頭を中心に文字が一致することをみた。最後に、複数句にわたって文字が一致する場合があることをみる。歌の表現が複数句にわたって一致することで、それにともなって文字の一致も認められるものである。まず、助詞「と」のある句とその前句において、語句が同じでかつ文字が一致するものは、二六例(一三組)ある④。

④ 助詞「と」のある句と前句において語句が同じであるもの

世間者 空物跡 (世の中は空しきものと) 将有登曾 此照月者 満闕為家流

(卷三・四四二)

世間乎 常無物跡 (世の中を常無きものと) 今曾知 平城京師之 移徙見者

(卷六・一〇四五)

次に、助詞「と」の前接語から後接語にかけて、複数句にわたって語句と文字の一致があるものをみる。四九例（二三組）ある⑤。なお、「京師跡成宿」（巻六・九二九、一〇五六）のように一句中で助詞「と」前後の語句および文字が一致するものを含めると、六二例（二九組）になる。

⑤ 助詞「と」の前接・後接語ともに語句が同じであるもの

百濟野乃 芽古枝尔 待春跡 居之鷲（春待つと）居りし鷲 鳴尔鷄鷓鴨

（巻八・一四三一）

真袖持 床打拂 君待跡 居之間尔（君待つと）居りし間に 月傾（巻十一・二六六七）

以上の、複数句にわたって語句と文字の一致が認められるのは、④と⑤の重複を除くと、六八例（三三組）であり、清音音節の助詞「と」全体からすると、一八パーセントを占めるものである。

以上みたように、「訓仮名「跡」で表記される助詞「と」に関して、前接する語句（①・②）、後接する語句（③）、複数句にわたる語句（④・⑤）に着目すると、清音音節の助詞「と」用例全体の、それぞれ二割程度で、文字が一致する歌々が認められる。二割という割合は、訓仮名「跡」の用例全体からすると多いとはいえないが、例えば前接する語句（①・②）の七八例は、助詞「と」をあらわす訓仮名で「跡」の次に多い訓仮名「常」（助詞「と」九八例）に、並ぶ用例数といえる。助詞「と」前後には同じ表現や語句があらわれやすく、それに伴う形で訓仮名「跡」の前後にも表記の類型がみえている。訓仮名「跡」が他の語の仮名としてあまり使われていないように観察でき、結果的に助詞「と」の表記に固定的であったことこの背景には、歌の表現に密着した表記の固定性があつたからだと考えられる。

二、「違例」であることの検証

二・一、「跡」字と「アト」訓の関係

はじめに言及したように、観智院本類聚名義抄から、「迹」には「アト」訓があると分かるが、「迹」と同字の「跡」についても、萬葉集中で、語「あと」をあらわしている。「跡」字のあらわす語「あと」（卜甲類）の仮名書き例は、萬葉集中では唯一、巻十五の遣新羅使人歌群中にみえる。

……由久美都能 可敵良奴其等久 布久可是能 美延奴我其登久 安刀毛奈吉 与能比登

尔之弓 和可礼尔之 伊毛我伎世弓思……(卷十五・三六二五 古挽歌一首)

「あともなき世の人」とあり、この語「あと」は「安刀」とあり、トは甲類の音仮名で書かれる。また、これは訓字の「跡」字によってもあらわされる。

世間乎 何物尔将譬 且開 榜去師船之 跡無如(卷三・三五一 沙弥満誓歌一首)

先の歌の「あともなき世の人」という文脈と、「跡無」という点で共通している。仮名表記「あと」と訓字「跡」とは、意味のうえでも五七の音節数の上でも一致するものであり、同一の語とみなしてよい。

以上をふまえると、訓仮名「跡」(ト乙類)は、同字「跡」であらわされる語「あと」(ト甲類)と、ト音節をめぐって甲類・乙類が一致しないため、訓仮名「跡」は「違例」とみなされてきた。確かに、春登『萬葉用字格』^⑤は、「跡」(ト)を「略訓」とみなし、分類している。「違例」とみる場合、語「あと」(ト甲類)のア音節の脱落形が、訓仮名「と」(ト乙類)であると考えられるのである。

二・二、略訓ではない訓仮名「跡」

しかしながら、池上禎造「真名本の背後」^⑥、橋本四郎「訓仮名をめぐって」^⑦、工藤力男「略訓」^⑧によれば、明らかな略訓仮名は無いとする見解が有力である。

すでに、『時代別国語大辞典上代編』は「と」「跡」(名)「を語として立項し、以下のよう

に述べる。

と「跡」(名) 足跡。あと。「野の上には跡見(とミ) 据ゑおきて御山には射目立てわたし朝獵にししふみ起し夕獵に鳥踏み立て」(万九二六)「迹見首赤禱」(崇峻前紀)「行き来跡見らむ紀人としも」(万五五)「八間跡」(万二)【考】第一、三、四例「跡」は乙類のトの仮名として頻繁に用いられている。アトの略訓仮名というよりもト自体が足

跡の意をもったとみるべきで、複合語トミが獣の足跡を見る役であることから、それが確認できる。ただしアトのトは甲類であるのにこのトはすべて乙類の仮名として用いられる。その理由は不明。

筆者は、『時代別国語大辞典上代編』であげられている地名、氏族名などの固有名(大和、迹見)と一般名詞(助詞・行き来と見らむ)にあらわれる「跡」を訓仮名と判断しており、語「と」(跡、ト乙類)の確例は、「跡見」だとみている(ただし、これは複合語の形でしかあらわれない)。この「跡見」の「跡」については、『時代別国語大辞典上代編』が指摘するように、「獣の足跡」の意味を見出せる。訓仮名「跡」(ト乙類)を略訓仮名とはみず、単音

節の語「と」(ト乙類)に由来する語とみることが可能である。

二・三、「跡見」の古訓「アトミ」について

ただし、「跡見」は、萬葉集の古訓では「アトミ」あるいは「ミチミ」である⁽¹²⁾。先に推定した「トミ」訓が妥当であるのか否か、検討する必要がある。「野上者跡見居置而」(巻六・九二六)について、元暦校本、廣瀬本、細井本、無訓本の本文は「路見」であつて、これらの写本がとる訓は「ミチミ」である(紀州本のみ「跡見」に「ミチミ」とある)⁽¹³⁾。一方で、本文が「跡見」で訓が「アトミ」であるものは古葉略類聚鈔、神宮文庫本、西本願寺本、温故堂本、大矢本、京大本、陽明本、近衛本、附訓本、寛永版本である。

他の歌をみると、大和国の地名「跡見」とされる「跡見乃岳邊之」(巻八・一五四九)では、廣瀬本、紀州本、神宮文庫本、細井本、西本願寺本、大矢本、京大本、陽明本、無訓本および附訓本、寛永版本で「跡見乃岳邊之」と書かれ、「トミノヲカヘノ」と訓まれている。温故堂本のみが「アトミノヲカノ」という訓をとる。「妹目乎 跡見之埜乃」(巻八・一五六〇)は、「妹目乎 始見之埜乃」など、異なる本文がとられ⁽¹⁴⁾、同じく大和国の地名「跡見」とされる「窺良布 跡見山雪之」(巻十・二三四六)は、「跡」は助詞「と」に相当し、句切れの位置が「窺良布跡 見山雪之」(ウカラフト ミルヤマユキノ)である⁽¹⁵⁾。

以上より、地名「跡見」(巻八・一五四九)は概して「トミ」と訓まれるが、巻六・九二六の獸の跡を観察するための人・場所という意味の「跡見」は、この本文をとる写本では「アトミ」と訓まれる。現在、巻六・九二六が「トミ」と訓まれるのは、『萬葉代匠記』精撰本⁽¹⁶⁾の朱の書入に、

第八二、射目立而(イメタテテ)、跡見乃岳邊之(トミノヲカヘノ)トツケタルニヨ
ラハ、今モトミト読ヘキニヤ

とあることに、『萬葉考』や『萬葉集略解』が従ったことによつて以来訓が定まったものである⁽¹⁷⁾。

延喜式には、大和国添下郡に「登弥神社」(巻九、神祇九、神名上)とあり⁽¹⁸⁾、大和国城上郡に「等弥神社」とある。大和国添下郡、城上郡に地名「とみ」が確認され、『萬葉代匠記』精撰本では、萬葉集中にあらわれる地名「跡見」を、城上郡の「とみ」と比定する⁽¹⁹⁾。

現在の注釈書でも契沖の説をうけて、大伴氏の跡見庄は大和国城上郡(現在の奈良県桜井市のあたり)と比定されている。

二・四、語「と」(跡)の推定

地名の「跡見」が題詞、歌ともにあらわれる「射目立而 跡見乃岳邊之 瞿麥花」(巻八・一五四九、典鑄正紀朝臣鹿人至衛門大尉大伴宿祢稻公跡見庄作歌一首)は、「射目立而」という枕詞に地名「跡見」が続いており、初句と第二句のつながりは、修辞上のものだと見える。「射目立而」は、巻六・九二六にも「野上者 跡見居置而 御山者 射目立渡」とあり、「獲物を射るために様子を覗いねらう所」(『時代別国語大辞典上代編』「いめ」[射目](名))を立てるという意味であって、地名ではない「跡見居置而」との対句表現としてあらわれる。「射目立而」が地名「跡見」(とみ)にかかるのは、獣の足跡を見る人・場所という意味の「跡見」と地名「跡見」が同じ語形であるからである。よって、巻六・九二六の「跡見」は古訓には「アトミ」とあるものの、現行の訓み通り「トミ」と訓まれるのがよい。そして、「跡見」(とみ)が獣の足跡を見る人・場所という意味であることは、「射目立渡」という狩猟に関連する語とともによまれるものであることから、疑いないといえる。「とみ」という語があり得るから推定ではあるけれども、跡の意味のト乙類の単音節語があったとみれば、ト乙類の訓仮名「跡」の存在は矛盾しないものである。

三、「跡」字にまつわる語——「あと」(跡)と「あ・と」(足所)の違い

三・一、語「あと」の意味

萬葉集中では、訓字表記の「跡」字一二例のうち⁽³⁶⁾、六例が「あと」と訓まれ、そのトは甲類とみなせる。また、前節で論じた訓仮名のもとになった単音節の語「と」(ト乙類)は、複合語「跡見」のように、単独では現れない。本節では、単音節語「と」(ト乙類)と、多音節語「あと」(ト甲類)との関係を明らかにする。

「跡」字に関わって、説文解字⁽³⁷⁾には「迹、歩處也」(第二篇下疋部)とあって、「迹」字の原義は、歩いた場所・空間を指すものである。この「跡」字であらわされる語「あと」は、仏足石歌と萬葉集に例がある。

薬師寺に現存する仏足石歌⁽³⁸⁾中の語「あと」は、「曾太礼留比止乃 布美志阿止々己呂」(具足れる人の 踏みしアト所、二番歌)、「麻須良乎乃 布美於祁留阿止波 伊波乃宇閑尔 伊麻毛乃己礼利」(大夫の 踏み置けるアトは 石の上に 今も残れり、七番歌)とあるように、踏むという行為によって残った足跡の意味である。また「己乃美阿止乎 多豆祢毛止 米豆」(此のミアトを 尋ね求めて、八番歌)とあって、「みあと」は、尋ね求められ、追慕される仏が残した足跡という意味であり、仏足石歌の語「あと」は、追い求められる獣の足

跡の意味の「と」（ト乙類）に近い。仏足石歌の語「あと」は、題詞の「佛跡」が「みあと」を指すように、「跡」字に対応している⁽²³⁾。

萬葉集中の例を見ると、足跡の意味の「あと」がある。

吾背子之跡履求 追去者 木乃關守伊 將留鴨

（巻四・五四五 神龜元年甲子冬十月幸紀伊國之時為贈從駕人所詠娘子作歌一首 反歌）

秋野乎 且往鹿乃 跡毛奈久 念之君尔 相有今夜香（巻八・一六一三 賀茂女王歌一首）
「わが背子がアト履み求め追ひゆかば」、「秋野をあさゆく鹿のアトもなく」とあって、この語「あと」（ト甲類）は、「わが背子の足跡」「鹿の足跡」という、単音節の語「と」に近い足跡の意味が認められる。ただし、後者の歌の「アトもなく念ひし君」に着目すると、痕跡の意味にもとれる。痕跡の意味は、既にあげた歌にも認められる。

世間乎 何物尔将譬 且開 榜去師船之 跡無如（巻三・三五五 沙弥満誓歌一首）

「世間」が「あさ開き 榜ぎ去にし船の アト無き如し」にたとえられる。「跡」は、船の通ったあと、痕跡の意味である。萬葉集の語「あと」の仮名表記例は、既に述べたところの巻十五・二六二五の一例のみで、「行く水の帰らぬ如く 吹く風の見えぬが如く」に続き「アトもなき世の人」とあらわれ、痕跡が残らない世の人、痕跡が残されない亡くなった妹のことが表現される⁽²⁴⁾。

風散 花橘叫 袖受而 為君御跡 思鶴鴨（巻十・一九六六 詠花）

「君がみあと」とあり、船の通ったあと、場合のように、判然と君の痕跡という意味を取り出すことは難しいが、花橘から君が偲ばれるという点で、痕跡の意味に通じるものと捉えられる。萬葉集にあらわれる、「跡」字で書かれる語「あと」は、足跡のほか、何かが存在したあと、何者かが残した痕跡の意味があるものとみてよい。

三-11 「ア」や「あ」の関係

「跡」字にまつわる二語のうち、単音節の語「と」（ト乙類）は、獣の足跡の意味としてみえ、その一方、萬葉集にみえる語「あと」（ト甲類）は、足跡の意味からさらに拡大し、痕跡の意味であることが読み取れる。萬葉集の「あと」（ト甲類）は、「世間」（よのなか）という抽象的な語があらわれる文脈でよまれており、「と」（ト乙類）があらわす足跡という直接目で見えて確かめられる物の意味から、何者かが存在した痕跡の意味へ、意味上も拡大したものと捉えられる。どちらも「跡」字によってあらわされる語であり、その足跡、痕跡の意味は、漢字「跡」の原義、歩いた場所・空間という意味と対応するものである。単音節の

語「と」は、「あと」のアの脱落形ではなく、「あと」に先行して存在していた語と考えることができよう⁽²⁵⁾。

三・三、「足所」の意味の「あ・と」

ところで、『角川古語大辞典』⁽²⁶⁾や『日本国語大辞典』では、「跡」字であらわされる語「あと」(と甲類)について、原義は、「足十処」であると説明する。これは、本居宣長『古事記伝』が、「匍匐御足方而」(『古事記』上卷)に関して、「ミアトベニハラバヒテ」と訓を付した上で、「阿登は足所なり」(五之卷、神代三之卷)と説明したことに依拠する。しかしながら、「跡」字であらわされる語「あと」(と甲類)の原義を「足十処」とみなすのは妥当でない。それは、「跡」字であらわされる語「あと」(と甲類)やそれに先行して存在する語「と」(と乙類)が、足跡・痕跡を意味し、具体的な足そのものをあらわしているわけではないのに比べて、古事記や日本書紀にあらわれる語「あ・と」(と甲類)は、以下で示すように、足そのものを一義的な意味として指しているからである(足所の意味の語を、区別のため「あ・と」とあらわす)。つまり、「跡」字と対応する語「あと」(と甲類)と、足所の意味の「あ・と」(と甲類)とは、別語とみなすのが妥当である。

日本書紀に、「至_二於火神軻遇突智之生_二也、其母伊奘冉尊見_レ焦而化去。于_レ時伊奘諾尊恨之曰、唯以_二一兒_一替_二我愛之妹者_一乎、則匍_二匍頭辺_一匍_二匍脚辺_一而哭泣流涕焉。」(卷一、神代上、第五段一書第六)とある。イザナキノミコトが妻のイザナミノミコトの死に直面して、イザナミノミコトの枕元、足元に腹這ったという文脈である。この「脚辺」は、一書第七に「脚辺。此云阿度陞。」(アトへ、と甲類)と訓みが示される。このほか、歌謡に「口唱曰……阿都凶喇。都磨怒喇絶底。魔俱囉凶喇。都磨怒喇絶底……」(アト取り妻取りして枕取り妻取りして、日本書紀、卷十七、継体天皇七年九月)⁽²⁷⁾ともあらわれる。前者の「脚辺」は、頭のある辺りを意味する語「頭辺」(二頭辺。此云摩苦羅陞。)(一書第七)と対になってあらわれることから、脚のある辺り、脚のある場所のことを指しているともみなせる。後者の「阿都」(と甲類)の例は、頭部にある枕(「魔俱囉」)と対になってあらわれることから、足を指しているともみることができる。

この「あ・と」からは、足の意味をもつ単音節の語「あ」を取り出すことができる。単音節の語「あ」は、萬葉集中でも、仮名表記例の存する「青駒之 足搔乎速」(卷二・一三六)や「荒木之小田矣 求跡 足結出所沾」(卷七・一一一〇)があり、「足十□」と分析的に書き記されている。他にも、「あ占」「あ搔く」「あな末」「あ悩む」「あ速」「あ踏み」といった

語が認められる(『時代別国語大辞典上代編』「あ(名)」。これらの単音節の語「あ」からは、一義的な「足」の意味を取り出すことができる。また、「足所」の「と」(ト甲類)をみると、萬葉集「寢屋度麻侶 来立呼比奴」(ネヤドまで 来立ち呼ばひぬ、卷五・八九二)、「久麻刀尔多知豆」(クマトに立ちて、卷二十・四三五七)とあるように、複合語語末にくる、所の意味の単音節のトは甲類であることが確認される。日本書紀の仮名表記例「あ・と」のトが甲類である点で、宣長の「足所」説は妥当である。古事記や日本書紀に例のある語「あ・と」(足所)には、足跡や痕跡といった意味はなく、「跡」字であらわされる語「と」「あと」とは本来別語であると考えられる。

おわりに

本章では、上代特殊仮名遣いの「違例」とされてきた訓仮名「跡」について、そのもとなった跡の意味の単音節語「と」(ト乙類)の存在を論証し、「違例」とはならないことを明らかにした。萬葉集中には語「跡」(あと)の仮名表記例がありそのトは甲類であるが、訓仮名「跡」(ト乙類)は、ほとんど助詞「と」を専用として、ト乙類音節に用いられている。この異なりは、「跡」の訓字と訓仮名とで、甲類・乙類をめぐって食い違いが生じているのではなく、萬葉集の訓字「跡」の担う語形が、訓仮名のもととなった語「と」(ト乙類)とは異なっていたために生じた違いであった。

また、訓仮名「跡」には、助詞「と」を表記するという固定性が認められ、語と仮名の結びつきが固定的であるのは、歌の表現とその表記の類型が蓄積されていったことによるものとみることができる。

助詞「と」は、訓字主体表記歌卷を含む萬葉集全巻を通して、ト乙類の音仮名として最も多くあらわれる「等」「登」によって書かれる(「等」「登」だけで助詞「と」全用例の五〇パーセントを占める)。訓仮名「跡」は、「等」「登」と同様に助詞「と」をあらわす仮名として用いられることで、萬葉集テキスト内部でト乙類音節を表記する仮名であるということが担保されていたと考えられる⁽²⁸⁾。

¹ 『広韻校本』上(周祖謨著、中華書局、第二版一九八八)による。

² 『一切経音義(中)』(古辞書音義集成第八卷、古典研究会、汲古書院、一九八〇)による。

³ 第三章注6に同じ。

⁴ 新編日本古典文学全集『日本書紀』一(小学館、一九九四)による。

⁵ 「あと」「足・跡」(名)の項、【考】。第一章注6に同じ。

⁶ 第一章注5に同じ。

「吉岡真由美『万葉集』における訓仮名と訓字」(『萬葉』二二六、二〇一八)に萬葉集訓字主体表記歌巻中の助詞「と」について以下の指摘がある。

「トトイふ」「トとおもふ」に代表される引用の助詞「ト」が多い。そのため、訓仮名

〈跡〉〈常〉は「おもふ」の表記を担う〈念〉や「いふ」の表記を担う〈云〉をよく後接する(四二頁)

⁸ 『萬葉集古註集成』近世編②第一六卷(萬葉集古註集成編集委員会編、日本図書センター、一九九一)による。

⁹ 『漢語研究の構想』(岩波書店、一九八四)所収、初出一九四八。

¹⁰ 『橋本四郎論文集 国語学編』所収、初出一九五九。

¹¹ 『国語・国文』四一・二一、一九七二。

¹² 『校本萬葉集』四〇六、十三、十四、十八、別冊一〇二(岩波書店、新增補版一九七九、一九八一、一九九四)を用いた。

¹³ 語「みちみ」について、『新編国歌大観』CD-ROM版(角川学芸出版、二〇一一)によって検索すると、壬二集(玉吟集)に一首、夫木和歌抄に三首ある。

壬二集……あさかりのみちみすへをのひまをなみとやまのはらにしかそなくなる

(五一三)

夫木和歌抄……あさかりのみち見すゑをくひまをなみとやまのはらにしかそなくなる

(四七八九)

……あきつつのうへののかたにみちみすへししふみをこしかる人はたれ

(二六九六六)

「狩り」「狩る」「据ゑ」(すへ)と「みちみ」が歌一首にあらわれている。鹿などの獣が通った路を見る場所という意味で「みちみ」という語が用いられていると捉えられるが、萬葉集では、当該歌の古写本でのみ語「みちみ」が認められ、初出例は当該歌となる。平安時代以降も、「みちみ」という語は歌にあまりよまれなかったものとみられるもので、この「みちみ据ゑ」という語句は、萬葉集巻六・九二六の古写本の本文「路見居置而」と、それに対応する「ミチミスエ(へ)ヲキテ」という古訓の影響を受けたものであろう。本文は、夫木和歌抄は『作者分類 夫木和歌抄』本文篇(山田清一・小鹿野茂次著、風間書房、一九六七)、壬二集(玉吟集)は『私家集大成』第三卷中世Ⅰ(明治書院、一九七四)に依った。

¹⁴ 類聚古集、廣瀬本、紀州本、神宮文庫本、細井本、西本願寺本、大矢本、京大本、近衛本、無訓本および附訓本で「妹目乎 始見之崎乃」、温故堂本では「妹目乎 始之崎乃」である。

¹⁵ 元暦校本、類聚古集、細井本、紀州本、西本願寺本、温故堂本、大矢本、京大本、近衛本、無訓本および附訓本、寛永版本がこれにあたる。

¹⁶ 『契沖全集』第三卷(岩波書店、一九七三)、一九〇頁。

¹⁷ 『校本萬葉集』によると、『萬葉代匠記』初稿本にも「トミスエオキテ」の書入があるとされる。

¹⁸ 大和国添下郡の地名「跡見」(トミ)は、続日本紀に仮名表記例がある。「大倭国添下郡人大

倭忌寸果安。……登美箭田二郷百姓。咸感恩義。敬愛如親。」(卷六、和銅七年十一月)。本文は、『新訂増補国史大系』2 続日本紀(吉川弘文館、新装版二〇〇〇)による。

⁵⁰ 契沖は、まず、地名「吉隠」(ヨナハリ、卷二・二〇三)について、日本書紀に「冬十月乙亥朔乙酉。幸菟田吉隠。」(卷卅、持統天皇)、延喜式に「吉隠陵【皇太后紀氏。在大和国城上郡。】」(卷二十一、諸陵寮)とあることから、吉隠を宇陀と城上の両郡にかかっていた地であると捉える。また、題詞に「跡見田庄」にてよまれたと記される歌があり(卷八・一五六〇と一五六一)、歌に「吉名張乃猪養山」とあることから、宇陀と城上の両郡にかかる「吉隠」と、それに接する大和国城上郡の「跡見田庄」を比定し、延喜式に仮名表記例のあった地名「とみ」であるとみなす。本文は、『契沖全集』第一、四卷(岩波書店、一九七三)および『新訂増補国史大系』2の延喜式(吉川弘文館、新装版二〇〇〇)による。

⁵¹ 「あと」と訓まれるものを除くと、以下の訓字表記がある。「跡状」(たどき、卷十一・二四八一、卷十二・二九四一)、「跡」(動詞「ふむ」、卷十三・三二四二、卷十三・三三四四)、「事跡」(ことと、卷十九・四二五一)。なお、「事跡」には「ことと」とあるが、これは武田祐吉『増訂萬葉集全注釈』十二(角川書店、一九五七)が、令義解に「事迹分明、尤是撫育有方者也」(考課令)とあることから、「コトトは功状行迹をいう」(卷十九・四二五一)と指摘する。⁵² 『説文解字注』上(漢)許慎撰、(清)段玉裁、鳳凰出版伝媒集団、鳳凰出版社、二〇〇七)による。

⁵³ 蜂矢真郷「ト「門」とト「門」とト「外」」(『京都語文』一四、二〇〇七)は「仏足跡歌」(注一一)と呼称し、廣岡義隆『佛足石記佛足跡歌碑歌研究』(和泉書院、二〇一五)は「佛足跡歌碑歌」(四〇五頁)と呼称する。仏足石歌本文は、廣岡論著に依拠した。

⁵⁴ 萬葉集の仮名表記例からみると、仏足石歌の例は「違例」表記となる。たとえば文字が書かれた物質を享受できる範囲内で通用する表記とみることが可能である。また、廣岡義隆『佛足石記佛足跡歌碑歌研究』が仏足石歌の作者は複数人であることを示した上で「筆録時に、「阿止」など仮名使用上の統一が若干なされている」と考えられる(四四六頁)と指摘するように、語「あと」は剥落箇所を除き全一三例あり、すべて「阿止」とト乙類で表記されている。「違例」表記であっても、題詞に「慕佛跡一十七首」とあって、「阿止」「美阿止」は仏の足跡を意味する語であるという読解が可能である。なお、仏足石歌は、天平勝宝五年(七五三)に造立されたことを参考とすると奈良時代後半の表記となり、「あと」のトが古くは乙類であったと考えることはできない。

⁵⁵ 「跡」は、他に、「跡無し」という語句で、「……跡無 世間尔有者 将為須辨毛奈思」(卷三・四六六)、「匏玉 五年雖経 吾恋 跡無恋 不止恠」(卷十一・二三八五)がある。

⁵⁶ 馬淵和夫『上代のことば』(至文堂、一九六八)、阪倉篤義『日本語表現の流れ』(岩波書店、一九九三)、釘貫亨『古代日本語の形態変化』(和泉書院、一九九六)が示すように、甲類・乙類の混同と同時期に、単音節語から多音節語・複合語へ肥大化したという先行論があり、援用できる。萬葉集にあらわれている「跡」字の「あと」がト乙類でないのは、語頭にア音節が立つ場合、その後ろに続くトは甲類音節となるのが理由だと思われるが、音韻変化であるのか語形成の結果であるのか判断は難しい。三節で述べるように、足「あ」・場所「と」の複合語「あ・と」(足所、ト甲類)と跡の意味の「と」「あと」は、別語ではあるが意味上近い関係に

あるため、跡の意味の「と」（ト乙類）から「あと」（ト甲類）への変化に、一切関与していないとは考えにくい。

※ 角川書店、一九八二。

※ 本文は、新編日本古典文学全集『日本書紀』二（小学館、一九九六）による。

※ たとえば、「神佐扶跡」（かむさぶと、巻二・一九九）、「神左夫跡」（巻四・七六二）と同一表現に助詞「と」が「等」である「神佐夫等」（巻八・二六一二）があり、「何時跡 吾待月毛」（いつしかと、巻七・一三七四）、「何時跡 吾待今夜」（巻十・二〇九二）と同一表現に助詞「と」が「登」である「何時可登 吾待戀之」（巻八・一五二三）や「何時可登 吾待居者」（巻十三・三三四四）がある。前者「かむさぶと」の用例では、訓字「神」（かむ）と音仮名（さぶ）という語句の分節の仕方、文字化のされ方に共通するものが認められる。

第五章 上代の仮名表記と清濁

はじめに

本章では、語によって仮名字母の別が認められ、仮名表記と音・語との関係性を検討することができる、清濁をとりあげる。上代語の清濁について、亀井孝は、濁音は、音節と音節（複合語の場合は、語と語）とを結びつけるアクセントのようなものと指摘した^①。これは、浜田敦、大友信一、早田輝洋、高山倫明らによって、清濁は「非鼻音／鼻音」の対立であると指摘されたことと基本的に齟齬するものではない^②。

清濁を、無標・有標の対立と記述するものに、『言語学大辞典』第6巻術語編^③がある。

音韻論的に清音は無標であり濁音は有標である。平安初期に成立した仮名（後世の平仮名）と片仮名とは、ともに清濁の対立を捨象した音節文字の体系であった。11世紀以降、語の同定を確実にするために、字書や音義などでは、和訓の片仮名に、必要に応じて濁点を加えられるようになり、仮名にもその使用が及んで、しだいに多用されるようになった（以下略）

これは、上代に限らず日本語一般の清濁とその表記に関する指摘であるが、上代語の清濁も、表記から推察するに連濁形と非連濁形の対立があるとみられることから、音韻論的には無標・有標の関係にあったものとみなせる。本章では清濁音については以上の先行研究を前提とした上で、平安時代以降と異なり、より密接な関係になるように見える上代文献における仮名表記と清濁の関係について改めて考えたい。

〈清音仮名〉〈濁音仮名〉による表記は、上代の語に存する清濁を決定し、平安時代以降の語と比較した場合の通時的な形態論に關与することもある。一方で、〈清音仮名〉〈濁音仮名〉の分類は、テキスト全体を観察し、体系性を見出した音節と仮名字母との対応といえる。それを、個別の用例に照らして、そこから〈清音仮名〉〈濁音仮名〉に即した語形を取り出すことはできるのだろうか。この問題意識のもと、上代の仮名が清濁の別を表記するさい、仮名の清濁と語の清濁とが異なる「違例」が生じていることについて、本居宣長・石塚龍麿以来の〈清音仮名〉・〈濁音仮名〉の分類に即して、検討したい。本稿では、『古言清濁考』の「古事記仮字清濁」「日本紀仮字清濁」「萬葉集仮字清濁」において清音・濁音に分類されている仮名をそれぞれ〈清音仮名〉・〈濁音仮名〉と呼ぶ。

一、清濁の「違例」表記の解釈をめぐる

一・一、木簡資料にみえる清濁

清濁の「違例」は、仮名書きされるもののうち、後述する萬葉集や、正倉院仮名文書二通など、写本として残る編纂物とともに一次資料にも認められる。中でも、出土文字資料の木簡は、出土地域を異にする用例が認められ、注目される。これまでの章でも触れたように、大飼隆によって「字画の少ない万葉仮名を用い、音韻の清濁と上代特殊仮名遣いにこだわらないのが「褻」の様相である」^④と指摘されるように、木簡では、萬葉集などの編纂物に比べて、メディアとして、清濁の区別があまり厳密ではないと考えられている。歌の表記では、たとえば、「津玖余々美字我礼」(月夜好み浮かれ、平城宮跡出土木簡)^⑤と書かれたものは、「浮かれ」の力に〈濁音仮名〉の「我」があてられている。「皮留久佐乃皮斯米之刀斯」(春草のはじめの年、難波宮跡出土木簡)^⑥と書かれたものでは、「はじめ」のジに〈清音仮名〉の「斯」があてられている。このように、語に存する清濁音節と〈清音仮名〉〈濁音仮名〉に分類される仮名字母の清濁が合わない用例を、本章では「違例」とみる。さらに、字書木簡、音義木簡と呼ばれるものにも、以下のように清濁の「違例」表記が認められる。

椿ッ婆木(観音寺遺跡出土木簡)^⑦

詮阿佐ム加ム移母(北大津遺跡出土木簡)^⑧

右の例は、掲出字「椿」「詮」に対応する語句をその下に小字で「ッ婆木」「阿佐ム加ム移母」と記すという点では同じ形式であって、仮名書きの中にカタカナ字体の「ッ」「ム」があらわれるといった点でも、共通性が認められる。「椿ッ婆木」の方は、「つばき」のバを〈濁音仮名〉「婆」によって書き記している点で、清濁が区別されているといつてよい。その一方、「詮阿佐ム加ム移母」の方は、「あざむく」のザ音節は、〈清音仮名〉の「佐」で表記される。「つばき」も「あざむく」も、萬葉集からその音節は濁音であるとみてよい(「都婆吉」(卷二十・四四八一)と「阿射無加受」(卷五・九〇六)がある)。つまり、「詮阿佐ム加ム移母」の方が、ザ音節の「佐」表記をめぐる、清濁の「違例」を起こしているとみなせる。

一・二、清濁の区別と語の表記

ここで、同じ表記形態をとる、同じメディアの木簡について、右に見た清濁音節の表記への現れ方の違いを考えたい。どちらも、ことばの意味を記録し伝達するという目的のもと、掲出字に対して小字の仮名書きで日本語の形が示されているが、清濁音節の表記に着目すると、厳密には二つの方法の違いが認められる。「椿ッ婆木」のように、清濁に関して、一

音ずつ厳密に、〈濁音仮名〉を用いて表記するあり方と、「誼阿佐ム加ム移母」のように、清濁の区別よりも、「語形らしさ」^⑤をあらわすことに重きが置かれているあり方である。「椿ッ婆木」の方は、一音節ずつの清濁の区別によって「椿」字に対応する日本語の形が示され、意味が伝達されるが、「誼阿佐ム加ム移母」の方は、まとまりのある語の単位で読解され、語が同定されることで、語に存する清濁が明らかになるものである。このように、清濁が区別されない表記は、清濁が区別される場合と比べて、より文脈依存度の高い表記ともいえ、文字列のまとまりによって読み取られるものといえるであろう。

浜田敦「清濁」^⑥は、以下のように論じる。

記紀、万葉などに、一応区別して表記されている「清濁」は、その様な、知識階級の特
別な耳によつてのみ捉えることの出来たものではなかったかと考えるのである。

清濁の区別は、漢字音にもとづく、仮借的表記であると捉えることも可能であるが、その一方で、個別的には、〈清音仮名〉〈濁音仮名〉の使い分けに反する例があり、そして、木簡だけではなく、後述するように萬葉集にも、「違例」が認められる。

清濁の「違例」があることをめぐって橋本四郎「二ことば」と「字音仮名」——上代語の清濁を中心に——^⑦は、以下のように指摘する。

文字の清濁と語の清濁とは別次元に位する概念であつて、文字と語形の清濁が喰い違つても、決して矛盾と見做すには及ばないのである。

この指摘をふまえ、仮名の清濁であるところの〈清音仮名〉〈濁音仮名〉と、語の清濁との対応関係について整理し、清濁と「違例」をめぐってさらに考察を深めたい。

二、仮名字母の清濁分類と「違例」

二・一、〈清音仮名〉〈濁音仮名〉の研究史

〈清音仮名〉〈濁音仮名〉の分類は、本居宣長『古事記伝』「仮字（カナ）の事」に始まる。そこでは、古事記の、清音音節に用いられる〈清音〉の仮名、清濁音節ともに用いられる〈清濁通用〉の仮名、濁音音節に用いられる〈濁音〉の仮名という、仮名字母の三分類を五十音順に提示する。これを石塚龍磨『古言清濁考』（一七九四稿）^⑧が踏襲し、さらには古事記だけでなく日本書紀や萬葉集にあらわれる仮名字母をも分類対象とした上で、清濁音節を含む語の用例を五十音順に掲載し、それぞれの語にどの仮名が用いられているかによって語の清濁を決定している。

仮名字母の清濁の分類は、基本的には、漢字音の清濁を根拠に分類しているものとみてよ

いであろう。『古事記伝』「文体（カキザマ）の事」⁽¹³⁾には、

故レ歌は、此記と書紀とに載（ノ）れる如くに、字の音のみ仮（カリ）てかける、これを仮字（カナ）といへり

とあって、仮名は、「字の音」（漢字音）を借りているものとみなしていると解釈される。

漢字音によって仮名字母の清濁を決定する方法は、現在の研究からみても、妥当であると言えよう⁽¹⁴⁾。

一方で、『古事記伝』「仮字の事」⁽¹⁵⁾に〈清音〉の仮名としてあげられている「曾」については、どの語に用いられているかという点に注意が払われている。

曾ノ字は、なべては清音にのみ用ひたるに、辞（テニヲハ）のゾの濁音には、あまねく此ノ字を用ひたり、（中略）然るにそのいひとぢむるところのゾにも、一ニニッ曾を書く処もあり、然れば此字、清濁に通はし用ひたるかとも思へど、記中にさる例もなく、又辞（テニヲハ）のゾをおきて、他（ホカ）に濁音に用ひたる処なければ、今は清音と定めつ、

このように、「曾」は、ソにも「てにをは」のゾにも用いられることから、仮名「曾」があらわす清濁を決めかねているという場合もある。

二・二、石塚龍麿による仮名の分類

石塚龍麿『古言清濁考』も、古事記の仮名字母を分類するにあたってのみ〈清濁通用〉の項目を設けるなど、基本的に宣長の分類に従っている。その一方、仮名がどの語に用いられるか（そしてその語は清濁どちらの語形であるか）という点も、やはり詳細に記している。「萬葉集仮字清濁」の仮名一覧では、カ・テに割書きで注釈を付す。

河は集中に。濁音に凡廿処。清音に十処用たり。かれ今は濁としつ。

（「カ」〈濁音〉の「河」）

提は集中に。清音に凡三十処。濁音に凡十処用ひたり。その中七処は。袖のテ迄のテにて。定かに濁音とも定めかたし。袖迄のテには。多く清音のかなを用ひたる例なれば也。かれおほきかたによりて。清音としつ。書紀には濁音に用ふ。堤は四ノ巻に一処用ひたり。書紀にも清音に用ひたれば。今は清としつ。（「テ」〈清音〉の「提」）

萬葉集の仮名の清濁を決定するにあたって、他文献である日本書紀の仮名の用いられ方も参考としており、清濁両方に用いられている仮名「河」「提」は、その仮名があらわす清濁音それぞれの用例数の多い方にもとづいて清濁を決定している。とくに「提」の場合は、

仮名「提」が用いられている語「袖」「迄」は清濁どちらの仮名によって表記されているのかというところまで参照され、その結果、「提」が〈清音〉の仮名であることが、「今は（今のところ）」という留保のもと決定されている⁽¹⁰⁾。

二・三、石塚龍麿による「違例」処理

〈清音仮名〉〈濁音仮名〉が、上代文献で、実際にどの語に用いられる仮名であるかを参照した上で分類されている点は、実証的であると評価されるであろう。また、仮名の清濁とともに語に存する清濁をも決定している点は、仮名が、語の表記とは切り離せないものと認識されている点で、妥当といえよう。これに対して、仮名の清濁と語の清濁音節とが合わない場合の「違例」表記に関しては、「不正」という位置づけを与えている。確かに、書物を写本として残すために手で書き写すことが多く、テキスト自体が本文校訂によって改訂されることがたびたびあった時代にあつては、誤写等によって「違例」表記が生じたと考えられなくはない⁽¹⁷⁾。

さざれなみいそしちなるのとせがはおとのさやけさ たぎつせごと
小浪 磯越道有 能登湍河 音之清左 多藝通瀬每尔 (卷三・三一四)

ちはやぶるうちのわたりの たきつせを みつつわたりて
…… 千速振 氏渡乃 多企都瀬乎 見乍渡而 …… (卷十三・三二四〇)

たぎつ【早流】き● つ〇多芸都【万葉に多し 十三ノ七丁に企を用ひたるは不正。又たきりておつるなど云フ時は。多紀理毘売といへる神号によりて。きを読べし。後世たぎりておつる、たきつながれなどよむは、かへさまなり。】(石塚龍麿『古言清濁考』「たぎつ」の項。●は濁音、○は清音であることを示す記号。読点は筆者により、割書きは括弧で括った。)

しかしながら、テキスト中に実際に存在している表記をとりあげ、「不正」とみなすのは、妥当とは言えない。龍麿は、仮名の清濁を定めた上で、それが語のレベルではどのような用いられるかを探求している。それはつまり、清濁どちらか一方の仮名字母による、規範的な仮名遣いを求めていたということである。「違例」は、規範意識にもとづく「不正」の判定をうけるものとなるが、あくまで清濁音が文字化された一つの結果として、〈清音仮名〉〈濁音仮名〉の分類観点からみた、期待される清濁の仮名遣いからは外れている、という位置づけが妥当であろう。

〈清音仮名〉〈濁音仮名〉は、漢字音にもとづき、テキスト全体を観察した結果、見出された音節と仮名字母との対応関係であると言える。橋本四郎が、「文字と語形の清濁が喰い違つても、決して矛盾と見做すには及ばない」と指摘するように、用例全体を体系的に整理

したことで得られた〈清音仮名〉〈濁音仮名〉の分類と、清濁の別よりも「語形らしさ」によって語があらわされるような、個別の用例の位置づけとは、やはり異なる場合があるのである。

三、仮名の清濁と語の清濁の関係

三・一、仮名字母に即した訓み

萬葉集中、〈清音仮名〉〈濁音仮名〉による語の清濁の区別は、確かに認められる。例えば、「百重山ももへやま越豆こえて須すぎ疑ゆぎ由ゆ伎ぎ」(巻五・八八六)とあって、「過ぎ去ゆき」が「須ゆ疑ぎ由ゆ伎ぎ」と表記されるように、ここでは濁音音節をあらわす「疑ぎ」(ギ)と清音音節をあらわす「伎ぎ」(キ)とが仮名によって区別されている。また、「衣ころも手で尔とり取と等と騰と己じ保ほ里り哭なく兒こ尔り毛も」(巻四・四九二)の「取とり」とどどこほり」(取と等と騰と己じ保ほ里り)も同様である。これらについて、冒頭で示した有標・無標という対立を取り入れて、濁音音節をあらわす〈濁音仮名〉は、清音音節をあらわす〈清音仮名〉に比べて、有標であることが、字体の上でもあらわされているとみなすことが可能であろう。ただし、「違例」に関して、〈濁音仮名〉は、厳密に〈清音仮名〉に対して濁音を示す有標マークとして機能しているとは言い難いところがある。

それでは、清濁が区別されているテキストの中で、清濁が区別されていないとみなしうる表記が含まれているとき、本文を訓読した際の語形と、〈清音仮名〉〈濁音仮名〉との対応関係はどのように捉えられるものであろうか。これを考えるため、同じ語が〈清音仮名〉〈濁音仮名〉の両方の形で表記される場合をめぐって、以下研究史をみていく。なお、本章でも、萬葉集の訓・本文ともに『補訂版 萬葉集 本文篇』⁽²⁶⁾に依拠している。

①「違例」

宇知比佐受うちひさす 官弊能保留等みやへのはるとたらちしや 多羅知斯夜波ははがてはなれ 何手波奈例 …… (巻五・八八六)

【参考】宇知比左須うちひさす 美也古乃比等尔みやこのひとにつげまくは 都氣麻久波みしひのごとく 美之比乃其等久 ……

(巻二十・四四七三)

② 清濁通用仮名

塩早三しほはやみ 磯廻荷居者いそみにをればかづきする 入潮為あまとやみらひ 海人鳥屋見濫多比うみひと 由久和礼乎ゆくわれを (巻七・一二三四)

【参考】之路多倍能しろたへの 藤江能宇良尔ふちえのうらにいざりする 伊射里須流いざりする 安麻等也見良武多毗あまとやみらむた 由久和礼乎ゆくわれを

(巻十五・三六〇七)

まず、「違例」としてあげた「宇知比佐受」では、清音音節が〈濁音仮名〉「受」で書かれる。この例は、漢字音の漢音では、*/dʒp/*のような有聲の破裂音ではじまる全濁音がすべて清音化するという現象があるのに対して、仮名字母「受」・*/ɲ/*は、それにあてはまらない例であり、かつ、濁音仮名が清音音節にあてられているという点で注目されるものである。「受」は漢字としては韻鏡の内転第三十七、齒音〈濁〉に位置するもので、⁽¹⁶⁾濁音音節をあらわす仮名として用いられるものとみられるし、「取持流 弓波 受乃驟」(卷二・一九九)のように、仮名「受」は二〇七例中、当該例を除く二〇六例が濁音音節をあらわしている。当該例は、日本古典文学全集『萬葉集』二⁽¹⁷⁾、伊藤博『萬葉集積注』三⁽¹⁸⁾などによって「違例」であることが指摘される。

一方で、「宇知比佐受」を「違例」とはみなさず、音が直接表記に反映したものと捉え、仮名字母のまま「ウチヒサズ」と訓む説がある。武田祐吉『増訂萬葉集全註釈』五⁽¹⁹⁾の指摘を以下にあげる。

受は濁音ズを表示する文字であるから、文字通りウチヒサズと読むべきである。この語は、普通ウチヒサスであるが、「打久津」(卷十三、三二九五)、「宇知比佐都」(卷十四、三五〇五)と書かれたものと、同語と見るべく、その最後の音は、動揺していたものと考えられる。(中略)濁音の文字は、濁音に読むを原則とすべきであつて、みだりに清音を混淆すべきではない。

さらに、日本古典文学大系『萬葉集』二⁽²⁰⁾は以下のように述べる。

次に鼻音音節が来る場合は、その鼻音音節の直前の清音の音節が濁音化したか、あるいは濁音のように聞えやすかつたかのいずれかだったのであるまいかと推測される。

ウチヒサズミヤの場合も、これと同じような事情によって、スが濁音化したのであろうと思われる。

これらは、近世の研究から窺えたことに通じる。つまり、萬葉集の文字表記から帰納される体系性の方を重視し、仮名とそれがあらわしうる音との対応関係が厳密なものとして、音節仮名表のように把握し、用例もそこに照らして判断するというものである。ところで、武田祐吉の指摘をはじめとする把握は、意味の違いには関わらない濁音化という理解であつて、それはすなわち音声上に現れた濁音がそのまま表記されたという推論となる。しかし、「うちひさす」の他例をみると、「内日左須 宮道尔相之」(卷十一・二二六五)や「宇知比左須 美也古乃比等尔」(卷二十一・四四七三)でも m 鼻音音節が始まる「宮」(「美也」)が続いているが、これらの例では直前のスは濁音化していないことになり、後接の m 鼻音音節によ

って濁音化し、それが表記されたものとみなすのは、個別的な説明であって、少なくとも一般化できるものではない。

三・二、〈清濁通用〉の仮名

次に、「多比由久和礼乎」の仮名字母「比」について、『時代別国語大辞典上代編』⁽²⁴⁾などでは〈清濁通用（両用）仮名〉として取りあげられている。語「たび」の仮名表記は、訓仮名一例のほか、第二音節が〈清音仮名〉であるものが当該例を含めて六例あるのに対して、〈濁音仮名〉であるものは当該例を含めて三六例にのぼる。現代の日本語でも「旅」（たび）の第二音節は濁るのがふつうである。「多比」は清濁を仮名字母によって区別しているとは言えないが、音の差異が反映したものでもない。さらに、「多比」の音仮名表記が複数例みられることから、「多比」が誤写であることの蓋然性は低いものとみなせるため、「違例」というよりも、仮名字母「比」自体に清濁通用という分類が与えられおり、この分類は妥当といえる。

ほかに、萬葉集中に「違例」は散見し、「散度人之行^さ之屯^と屯^と」⁽²⁵⁾（卷十三・三三〇二）というように、「里人」（さとびと）の清音音節トが〈濁音仮名〉で「散度人」と書かれる例や、「妻梨木乎手折可^つ佐寒^{まなしのきをたをりか}」⁽²⁶⁾（卷十・二二八八）のように、「手折りかざさむ」の濁音音節ザが〈清音仮名〉で「可佐寒」と書かれる例などがある。これらは、漢字音の清濁にもとづいて一音ずつ日本語の清濁を区別するという、漢字音による精密な表記のあり方からは、離れた表記とみなしうる。これら「違例」や〈清濁通用仮名〉の用例は、表記上のものと位置づけることが可能である⁽²⁵⁾。

三・三、音の別と語の意味

一方で、以下のように、同一の語句に関して、清濁の語形をめぐって音の異なりが指摘されているものがある。

③ 清濁両形

小浪^{こなみ} 磯越^{いそし}道有^{みちなる} 能登湍河^{のとせが} 音之清左^{おとのさやけさ} 多藝^{たぎ}通瀬每尔^{つせじとに}（卷三・三二一四）
千速振^{ちはやぶる} 氏渡乃^{うぢのわたりの} 多企^{たき}都瀬乎^{つせを} 見乍渡而^{みつつわたりにて} ……（卷十三・三二一四〇）

④ 連濁形・非連濁形

…… 麻追太要乃 波麻由伎具良之 都奈之等流 比美乃江過弓 ……

(卷十七・四〇二一)

故之能字美能 信濃乃波麻乎 由伎久良之 奈我伎波流比毛 和須礼弓於毛倍也

(卷十七・四〇二〇)

「多藝通瀬」と「多企都瀬」に関して、『時代別国語大辞典上代編』は濁音形「たぎつ」「激・滝」(動四)を語として立項しつつ、以下のように指摘する。

タギツ・タキツと両形が共存していたと思われる。寂恵本古今集・高松宮家本古今集・六卷抄・訓点抄にも両形が混在し、タキツはそのうちタキツセとしてみえることが多いようである。

まず萬葉集中の用例をみると、一字一音仮名表記では、第二音節が〈濁音仮名〉表記のものが一五例あり、〈清音仮名〉表記のものが、右の一例である。他には、「春雨零而瀧津瑞音乎」(卷十・一八七八)など第二音節が清音音節を表記しているとみられる訓仮名が五例みられ⁽²⁶⁾、「瀬呼速見落當知足」(卷十・二一六四)など第二音節が濁音音節を表記しているとみられる二合仮名が二例みられる。さらに『時代別国語大辞典上代編』の指摘をもとに古今和歌集の注釈書を参照すると、たしかに、訓点抄⁽²⁷⁾では、「山ノタキツセ」(古今集卷六・三一九冬歌)、「タギツセノ」(卷十一・四九一恋歌一)など「タキツ」と「タギツ」の混在が認められ、その声点は、中世期における古今和歌集の読み方が反映しているものとみられる。また、寂恵本古今和歌集⁽²⁸⁾では冬歌「やまのたきつを」の書入に以下のようにみえる。

タキツノツノ字ハ、ヤスメ字ナリ。カミツ、シモツ、オチツナトイフカコトシ。凡河ノナカニ、コトニ、タキリテオツル所ヲ、タキトハイフ。タキルセトイハス(句読点は筆者による)

ここでは歌の「タキツセ」という句は「滝つ瀬」であると指摘され、これは寂恵による書入と思われる。その一方で、六卷抄⁽²⁹⁾では、卷十九・一〇〇一雑体の「たきつ心を」について

タキツ心ハタキル心也

と書入があり、「タキツ心」を「滾(たぎ)る心」と同源の語と捉えることで、第二音節を濁って読むという読み方があったことが推測される。滝が落ちるところを意味する「滝(た

き)つ)、流れが速いことを意味する「滾(たぎ)る」という語の把握の仕方は、中世当時話されていた語形にもとづいて定められたとみるよりも、古今和歌集という古典を読むにさいしての、中世当時の古語の解釈、語源の解釈が反映しているものと考えられる。しかし、「たきつ瀬」と「たぎつ瀬」をめぐって、清濁の別が語の意味の違いに対応していたとは考えられないため、現在ではこれらに意味の違いは認められていない。

さらに、清濁をめぐって語形に音の違いがあるとみなされるものに、連濁形と非連濁形がある。大伴家持作歌中の「浜(を)行き暮らし」のうち、複合語「行き暮らし」後項第一音節に、清濁両方の仮名表記が認められる。『時代別国語大辞典上代編』では、卷十七・四〇一一をあげたうえで「連濁になることもある。二音節語と複合した形で七音句を構成したためであろう。」「ゆきくらす」「行暮(動四)とみなすが、この語形をあらわす他の表記を見ると、すべて「ゆきくらし」と清んだ形で訓まれる訓字表記全三例、「足引之^{あしひきの}山行暮^{やまゆきくらし}」(卷七・一二四二、この例は『時代別国語大辞典上代編』においても清んだ形で読まれている)などのほか、仮名表記は以上の二例のみである。

三・四、〈清音仮名〉〈濁音仮名〉と歌の訓読

これらの、「たきつ瀬」「たぎつ瀬」や「ゆきくらし」「ゆきぐらし」のように先行研究で音の違いとみなされた歌の表記については、二つの見方が可能である。一つは、「違例」や〈清濁通用仮名〉としてあげたものと同様の現象と捉え、表記上の異なりであるとみる場合。おうふう『萬葉集』⁽³⁾では、「多企都瀬」(卷十三・三二四〇)も「多藝通瀬」(卷三・三二四)と同様に、濁音形「たぎつ瀬」と訓まれている。おうふう本の訓読では、「多藝通瀬」あるいは「多企都瀬」の文字列があらわす語の概念と、それに対応する語形が、「たぎつ瀬」であると定められ、「たぎつ瀬」と訓まれている。文字列に対応しうる語形はどのようなものかという点からみた場合、〈清音仮名〉〈濁音仮名〉の分類に従ってのみ逐字的に訓まなければならないわけではなく、〈清音仮名〉で表記される「多企都瀬」を、「たぎつ瀬」と訓むことは否定されないものである。

一方、「たきつ瀬」あるいは「たぎつ瀬」、「ゆきくらし」あるいは「ゆきぐらし」をめぐって、もう一つの見方は、清濁両方の仮名で書かれる音節は、文字化するにあたって、清音形とも濁音形とも把握される音だったとみる見方である。ふたたび「多企都瀬」と「多藝通瀬」に着目すると、塙書房『補訂版 萬葉集 本文篇』、和泉書院『新校注 萬葉集』⁽³⁾では、「たきつ瀬」「たぎつ瀬」と、仮名の清濁に即して訓み分けられている。以上で示した二

つの見方のうち、前者は、語が文字化される段階で清濁を区別する表記と区別しない表記が生じたものとなる。一方後者（清濁両形）は、語が発話される段階で清濁二通りの語形があったとみている。語に存する清濁音節を、まず耳で聞いて認識し、さらに文字によって再認識していく過程までも想定すると、清濁両形の表記が生じる背景が考えられるが、この場合も、清濁の別を仮名字母が直接反映していると一概には言えないとみなされるものである。

〈清音仮名〉と清音音節、〈濁音仮名〉と濁音音節は密接な関係にあるものとはやはり捉えられるが、この分類は、漢字音によって仮借的に日本語音が写された表記のあり方に、密接に即した分類であるといえる。上代当時であっても、漢字音に従って、仮借的に清濁を区別する表記のあり方が想定される一方で、個別的には、清濁を区別せずとも「語形らしさ」によって意味を伝達する表記があった。〈清音仮名〉〈濁音仮名〉という清濁の音節仮名表は、上代当時の文字表記と、現代に至るまでに訓読された語形との対応が整理され、見出されたものとしてある。そのため、上代語の語形を復元しようとするとき、清濁をめぐって、必ずしも、仮名表記に即して訓まなければならないというわけではないであろう。実際の、個々の文字表記のレベルでは、音の文字化の仕方や語の表記のされ方をめぐって、仮名の清濁の分類・使い分けからは、外れているものもあり得たのである。

三・一五、「語形らしさ」と仮名表記

「語形らしさ」をめぐって、橋本四郎⁽²⁾は、「表記ということが、意味の伝達を最終目標とする行為」とみて、以下のように述べる。

最終目的が意味の表示である点から考えて、万葉仮名には、もう一つの頼りなさがあることを計算に入れておいてよい。一つの文字もしくは幾つかの文字の連続が、庶幾する意味に対応する語形らしさを備えておれば、必ずしも一つ一つの音の厳密さが要求されないことも、体系未確立との条件の下で予想しておいてよいからである。

仮名は、音の連続体である語を、一音節の単位に分節した、意味から切り離された文字の単位とみることができる。その一方、仮名は、語を音の連続体として、その形を表記するとき、表記を通してそこに「語形らしさ」を認めうると、本章では理解する。語が、まとまりのある文字列の単位で読解されるものとみる場合、「多妣由久和礼乎」「多比由久和礼乎」「多企都瀬」と「多藝通瀬」のような表記は、「語形らしさ」があらわされることで意味の伝達が果たされているものと捉えることができよう。

おわりに

橋本四郎が、「文字の清濁と語の清濁とは別次元に位する概念」と述べたことをうけ、本章では、〈清音仮名〉〈濁音仮名〉と「違例」との関係を、さらに細分化して把握することを試みた。たしかに本居宣長・石塚龍磨によって提示された〈清音仮名〉〈濁音仮名〉について、仮名があらわす清濁の区別は認められてよいし、その分類があるが故に、「違例」を分析することができる。

一方で、本章でみた〈清音仮名〉〈濁音仮名〉による両方の表記があるものは、それぞれの文字列は、同じ語句、同じ意味があらわされ、同じ価値を持つ記号である。仮名表記が「語形らしさ」をあらわすことによって意味の伝達を果たしていたとみると、文字ごとにみえる清濁の区別は、語の意味の伝達に必須の条件だったとはみなし難い場合があり、〈清音仮名〉〈濁音仮名〉にもとづく語の清濁の区別の仕方には、たとえば、本章でみた「たぎつ瀬」と「たぎつ瀬」のように、択一的な厳密さが常に要求されていたわけではなかった。つまり、ある程度の自由さがあったのではないだろうか。それぞれの語が置かれる文脈や、書き手と想定される読み手の間の共通理解の度合いによって、仮名による清濁の書き分けの有無に差が生じることがあっただろうと考えられる。

「亀井孝「かなはなぜ濁音専用の字体をもたなかったか——をめぐってかたる」(『言語文化くさぐさ』所収、初出一九七〇)は以下のように述べる。

かなの体系とのかかわりにおいて問題となりうるところは、古代日本語における清濁の対立はこれを文字化しなくてもいいほどにまでその音韻論的な性質が prosodic と解釈されるものだったのではないかという相対的な問題である。(中略)言語の文字化は、聴覚にうったえる印象を視覚的印象に転移するところにその本質があるのではなく、音の連続を非連続の単位に還元するこの抽象のわざにその本質があるはずだから、アクセントが文字化されがたいのは大いにその面から文字の問題そのものとしてかんがえてみなければならぬことがらである。(二二二頁)

～浜田敦「撥音と濁音との相関性の問題——古代語に於ける濁子音の音価——」(『日本語の史的的研究』(臨川書店、一九八四)所収、初出一九五二)は、

室町時代末期に存してゐたと云ふ鼻母音が、少くとも鎌倉時代頃までは遡れるであろうという事、而もそれは鼻母音と云ふよりもむしろ濁音そのものに鼻音的な Initial-glide があつたと考へべきではないか(八二頁)

と指摘する。さらに大友信一『室町時代の国語音声の研究——中国資料による——』(至文堂、一九六三)三三一～三三八頁)は、ガ行子音、ザ行子音、ダ行子音、バ行子音に Initial glide の鼻音のあることを明らかにした。早田輝洋「生成アクセント論」(『音韻』(岩波講座日本語5、

岩波書店 一九七七) は「非鳴音の清濁の対立は無声／有声ではなく、非鼻音／鼻音と考える」(三五九頁)と述べる。高山倫明「清濁小考」(『日本語論究』2(和泉書院、一九九二))もこれに従う。

³ 亀井孝・河野六郎・千野栄一編、三省堂、二〇一一、「清濁 II. 日本語の清濁」の項。

⁴ 第一章注1・注3に同じ。

⁵ 第二章注18に同じ。

⁶ 『木簡研究』三一(二〇〇九)、三四頁。釈読は毛利正守「古代日本語表記と歌木簡」(奈良女子大学21世紀COEプログラム報告集 vol.12『難波宮出土の歌木簡について』(二〇〇七))にある。

⁷ 第二章注15に同じ。

⁸ 『木簡研究』三三(二〇一一)、一四五頁。

⁹ 橋本四郎「ことば」と「字音仮名」——上代語の清濁を中心に——。序章注29に同じ。

¹⁰ 浜田敦『続朝鮮資料による日本語研究』(臨川書店、一九八三)所収、初出一九七一、一三六頁。

¹¹ 注9論文、一九頁。

¹² 『萬葉集古註釈集成』近世編①第9巻(萬葉集古註釈集成編集委員会、一九八九)による。

¹³ 序章注5に同じ。一八頁。

¹⁴ 漢字音の清濁と仮名の清濁との関係を裏づける研究に、大野晋『上代仮名遣の研究』がある。

¹⁵ 一三三頁。

¹⁶ 語の清濁を決定するにあたって、『古言清濁考』の凡例には、以下のようにある。

古事記はをさくあやまりなきを。日本紀万葉には。たがへるふしも。をりくなきにはあらず。そはかくことと考へあはせて。正(タド)しきかたをとり。又よりどころのおほきかた。よしとおほしきかたによりて定(サダ)めつ。

語の清濁を決定するにあたっては、とりわけ正用が多いとされる古事記の用例を重視する態度、抛り所となる用例数の多い方に定めるといふ態度が認められる。一方で、凡例冒頭には以下のように記される。

古書に見えたる言の清濁。今の代に言(イフ)と異(コト)なるいとおほし。こは古書のかなの用ひさまの。みだりなるにはあらず。いにしへと今と清濁のかはれるなり。かれ今はいにしへのによりて。今のよとなまりをたじさむとす。

近世当時と上代とは清濁が異なることがあったという、龍麿の上代語に対する清濁観が述べられており、各語の清濁決定にはたらいっているものとみられる。『古事記伝』「仮字の事」には、以下のようにすでに同じ指摘がある。

古へと後ノ世と、言の清濁の変(カハ)れるなれば、今の心をもて、ゆくりなく疑ふべきにあらず、(二七頁)

¹⁷ 「宇知比佐受」(巻五・八八六)の誤写説には以下のものがある。

賀茂真淵『萬葉考』……冠辞、今本数を受に誤る、例によりて改、(『賀茂真淵全集』第三巻(統群書類従完成会、一九七九))

橘千蔭『萬葉集略解』……受は数の誤か。濁音の仮名を用ひたる例無し。宣長は須の誤れるならんと言へり。(『諸訓参考萬葉集略解』上巻(正宗敦夫校訂、武揚堂書店、一九二九))

石塚龍磨『古言清濁考』……五ノ巻にうちひさ受とある皆写誤也。(「うちひさす」の項)また廣瀬本萬葉集では賀茂真淵の説にもとづく形で、「宇知比佐受」の「受」右側に別筆で「数」と書き入れられている。

¹⁸ 第一章注5に同じ。

¹⁹ 『音注韻鏡校本』(藤堂明保・小林博、木耳社、一九七二)による。

²⁰ 第三章注21のものに同じ。

²¹ 集英社、一九九六。

²² 角川書店、一九五七。

²³ 第一章注18に同じ。

²⁴ 第一章注6に同じ。

²⁵ 語の清濁と仮名の清濁との表記上の異なりが想定されるもので、他に「変字法」がある(森山隆「変字法と清濁表記との交渉——万葉集における——」(『上代国語の研究——音韻と表記の諸問題——』(桜楓社、一九八六)所収、初出一九六三)。

²⁶ 石塚龍磨は、古事記にあらわれる神名「多紀理毘売」をもとに、「滝つ」を「たぎつ」、「滾る」を「たきる」であるとみなし、「滝」の語形をタギと見る。龍磨によれば卷十三・三二四〇の用例を除いて「たぎつ」第二音節はすべて〈濁音〉の仮名で表記されていることになる。なお、第三章でも触れたように、訓仮名の清濁について、西宮一民「萬葉集の借訓表記と清濁」(『日本上代の文章と表記』所収、初出一九六〇)、鶴久「借訓仮名による清濁表記」(『萬葉集訓法の研究』所収、初出一九六〇)に、訓仮名の第二音節以下は、清濁の区別が明瞭であることが論じられる。

²⁷ 『古今訓点抄』(度会延明著、古典保存会、一九三六)による。橋本進吉の解説では、この写本の筆者や書写の具体的な時期は決定し難いが、「著者延明の時代のもの」と認められる。」とある。

²⁸ 『古今和歌集寂恵本』(古文学秘籍複製会、一九三三)による。三条西公正の解説に「弘安三年に、定家系統の証本を以て寂恵自ら書写した一証本」(三八頁)とある。

²⁹ 『古今和歌集注抄出 古今和歌集聞書』(東京大学国語研究室資料叢書第9巻、東京大学国語研究室編、汲古書院、一九八五)による。

³⁰ 鶴久・森山隆編、補訂版、一九七七。

³¹ 井手至・毛利正守校注、二〇〇八。

³² 橋本四郎「「ことば」と「字音仮名」——上代語の清濁を中心に——」、一四頁および一〇〇頁。

終章

一、各章のまとめ

本稿では、萬葉集や木簡資料にみえる仮名表記に関して、上代特殊仮名遣いと清濁の「違例」表記を分析対象とし、上代日本語における仮名表記の実相を明らかにすることを試みた。上代特殊仮名遣いや清濁の区別の様相、そしてそれをめぐる研究史を論じてきた。各章で明らかにしたことを改めてまとめておく。

第一章では、萬葉集の音仮名表記を中心に、先行研究において「違例」が認定される手続きを整理・分析した。語の音節に甲類・乙類両方の仮名表記例がみえる場合、用例数差によってそのどちらか一方が「違例」と認定されるが、甲類・乙類の用例数が拮抗している場合には、用例の年代の新旧や、方言性、語構成が検討されて認定される。どの観点を重視するかによって「違例」となる用例に変動が生じうる。さらに、「違例」となる語釈のいかんによって、「違例」が解消される場合もある。「違例」認定の方法は注釈書によっても注釈者によっても統一的ではなく、また歌の解釈とも関わるものであるため、一律に線引きを設け決定することは困難であるといえる。また、「違例」は、〈なぜそうなっているか〉という意味づけが与えられることで、結果として上代特殊仮名遣いの体系の厳密さを保証するものとしても扱われてきたことを論じた。

第二章では、一次資料の木簡に上代特殊仮名遣いの「違例」が散見することに着目し、古事記・日本書紀・萬葉集など編纂された上代文献から見出された上代特殊仮名遣いの区別を、上代日本語の現象として一般化することができるのかという問題意識のもと、分析した。第一章でも検討した従来の「違例」の意味づけをもって、木簡の「違例」に当てはめ、論証することはできないものであり、また編纂物と一次資料という資料の違いは、長期にわたる記録・保存を目的として編まれた書物と、いずれは廃棄することが前提にあり、その時間・空間内で活用する木簡という、書かれる目的・用途の違いを生じさせ、それは文字の選択にも関わっているものと考えられる。さらに、書かれた年代の明らかとなる木簡の「違例」に着目すると、現在までに出土している木簡資料からは、従来考えられてきた上代特殊仮名遣いの崩壊過程を立証することはできないことを論じた。

第三章では、訓仮名によって書かれる語と訓字があらわす語との間で、甲類・乙類が一致しない、訓仮名の「違例」を取り上げた。訓仮名は、訓字主体表記歌巻中、甲類・乙類の別が漢字音によって直接表示されない訓字とともに用いられ、その音の別が想起されにくい

ものであるとみなせる。音の別が反省されるよりも、文脈に従って、直接語が同定される仮名表記と捉えることが可能である。また、上代特殊仮名遣いの崩壊過程が想定されるとしても、訓仮名については、漢字と結びついた語形(訓)自体の音の揺れを想定しなければならないことになる。漢字音によって日本語音を分析的に表記したものでないという点でも、訓仮名は、甲類・乙類の音の別を厳密に表記に写像するものだとはみなせないことを論じた。第四章では、訓仮名のうち「跡」を取り上げた。訓仮名「跡」は、ト乙類の仮名として四〇〇例を超えて現れるが、訓字「あと」(ト甲類)と合わない、「違例」とみなされてきた。訓仮名「跡」は、萬葉集中、助詞「と」をほとんど専用として表記するという点に着目し、その前後の文字列には、歌の表現に対応した類型表記が認められ、訓字主体表記の歌一首の中で、助詞「と」と固定的な結びつきがあったために用例数が蓄積されたことを指摘した。さらに、「あと」(ト甲類)に先行するものとして「と」(ト乙類)という単音節語の存在が推定されることから、訓仮名「跡」は、「あと」(ト甲類)ではなく、「と」(ト乙類)に由来する語であると論証した。以上を通して、訓字「跡」(あと、ト甲類)と訓仮名「跡」(と、ト乙類)の両者の関係は矛盾しないものであることを論じた。

第五章では、上代特殊仮名遣いに隣接・類似する問題として、仮名字母により音が区別されているとみなされてきた、清濁をとりあげた。本居宣長・石塚龍麿によって分類された、清音音節をあらわす〈清音仮名〉、濁音音節をあらわす〈濁音仮名〉は、各語と仮名表記の対応関係が体系的に整理された結果、見出され、帰納されたものである。石塚龍麿『古言清濁考』において、仮名字母によって清濁の語形が区別されていない用例は「不正」として排除されるなど、各語に存する清濁の規範となる仮名遣いが龍麿によって追及されていたとみなせる。〈清音仮名〉〈濁音仮名〉は、漢字音によって仮借的に表記されたあり方に密接に即した分類であり、仮名字母とそれがあらわす音との関係は、音節仮名表のように把握されてきた。その一方で、「違例」に目を向けると、音の文字化の仕方や語の表記のされ方には、仮名の清濁の分類から外れるものもあり得た。仮名は、語を音の連続体としてその形をあらわし、仮名表記は、まとまりのある文字列の単位で読解されるものと位置づけた。

清濁と仮名表記の関係についても、第四章までに検証してきた、上代特殊仮名遣いの「違例」をめぐる問題や、仮名表記と音・語の関係性と、並行的なものとして捉えられるものがあった。

二、結論

本稿では、上代特殊仮名遣いや清濁の「違例」表記に着目し、上代特殊仮名遣いや清濁の別が仮名表記にいかん反映しているのかを分析することを通して、上代日本語における、ことばと文字、表記の関係について考察してきた。特に、ことばが仮名によってどのように書き記されたのか、その様相を「違例」表記を中心に明らかにしてきた。以下では前述の節と重複するところもあるが、本論文の結論を述べる。

古事記・日本書紀・萬葉集といった編纂物について、先行研究では、仮名字母が上代特殊仮名遣いの甲類・乙類の音の別を区別し、その音の別は、意味の差異を弁別するものと捉えられてきた。そのことから、甲類・乙類に分類された仮名字母によって、語の意味を再検討することが行われてきたが、この研究上の手法は、「違例」表記をめぐって大きな問題を有してもいた。もし仮に、仮名が、甲類・乙類の音の別をも厳密に表記に写像するものであり、写像された甲類音・乙類音をもとにしてはじめて語が同定されるのだとすれば、「違例」が存在することは、当時において、語を同定することが困難な表記が存在していたということになってしまう。よって、本稿では、語の各音節に上代特殊仮名遣いや清濁が存すること、その語がどのように書かれるのかという表記のことは、別次元のものとして取り扱うのが妥当であると考えた。

研究上の検討すべき問題点として、「違例」をどのように認定するかという問題があった。上代特殊仮名遣いの甲類・乙類の別は、語とその意味を決定するものであり、それは歌の解釈と密接に関わるものであるからこそ、「違例」の認定の仕方が個別的で曖昧であるところがあり、「違例」やその判断の根拠自体、一律に定めることができないものであった。また、訓仮名の「違例」認定の方法についても検討すべき点があった。訓仮名が「違例」であると判断されるには、上代文献中で、問題とする訓仮名と、訓字、訓仮名が担う語の音仮名表記例と、訓字が担う語形の音仮名表記例の四点が揃っている必要があるが、萬葉集中では、訓仮名が、音仮名表記例の甲類・乙類と齟齬することなく用いられているかどうか、不明とせざるを得ないものが存在していた。また、木簡の「違例」とされてきたものは、あくまで他の上代文献からみた位置づけであり、木簡資料内部で区別の様相を考証することが必要とされた。さらに従来、「違例」は、上代特殊仮名遣いの区別の体系を背景に、それらと矛盾させないために、様々な意味づけが与えられてきた。中には、古い表記を上代特殊仮名遣いの区別の基準とみる立場をとったうえで、東歌の用例を古形とみなしながらも、「違例」として処理するという、整合性の取れない先行研究の言及が認められた。これらは、上代特殊仮

名遣いの区別が、あくまで上代日本語において厳密であったとする、その体系性の方を重視していたことによるものであった。

清濁をめぐっても、〈清音仮名〉・〈濁音仮名〉の仮名字母の分類の段階で、問題が生じていた。清濁の仮名分類は、上代文献の文字表記を体系的に分類した結果、見出されたものであるため、その体系に整合性を与えようとするあまり、石塚龍麿によって、清濁の区別に反する表記を「不正」とみなしたり、語「滝」の語形を「たぎ」とみなす（訓仮名「瀧」をタギとみたことから）といったことが行われていた。

上代特殊仮名遣いや清濁をめぐって、ことにその「違例」を検証すると、仮名表記は、音の別を必ず表記に写像するものとは言い難いことが改めて知られる。萬葉集においても少なからず「違例」表記が認められるといえ、木簡においては、それが一次資料であり、かつ出土し釈読されたものしか現状において明らかとなっていないということに鑑みても、「違例」が単なるイレギュラー例として処理し難いものとして立ち上がってくる。木簡にみえるその「違例」は、規則に反する違反というより、テキストの内容を共有する人々の間で了解される表記であったと位置づけられるものであった（木簡のテキストが活用される文脈からも、語は同定されうる）。また、萬葉集では、訓仮名の「違例」について、仮名字母の区別に頼らずとも、文脈から語が同定され、読解される性質のものであったと考えうるし、萬葉集の中で、隣り合う文字の環境とともに特定の語があらわされているものがあることを観察した。清濁をめぐっては、まとまりのある語の単位で仮名表記が意味の伝達を果たしていたと位置づけた。音と仮名との結びつきは、語に存する上代特殊仮名遣いの甲類・乙類や清濁の別をめぐって、ゆるやかな側面があったと言いうるものである。「違例」として処理されてきた仮名表記は、音を表記に写し損ねたものとして処理されるものではない。甲類・乙類の音の別は、語が同定されることで、復元されたその語形の中に存するものであるものであって、仮名一つ一つが、精密に、音節一つ一つをその都度決定するのではないのである。先行研究で「違例」とされてきた仮名表記は、当時にあつて、書き分けられるべき区別に反するものとして書かれた（読まれた）ものではなかったと結論づけられよう。

なお、音の別と表記上の別の不一致という問題を、本稿では、仮名表記側の問題として表記論をもって論じたが、上代特殊仮名遣いの別が、実際にはいかなる音であったかという問題は、依然として残されている。本稿では音価推定の議論に立ち入っていないため、今後の検討を要するものである。ただ、以上の考察を踏まえても、上代特殊仮名遣いとは、漢字音との照応をもって日本語音が捉えられ、写された結果であり¹⁰、その音の別は語に存する

要素とみなすのがやはり穏当であろうと考えている。ただし、仮名表記にあつては、逐一、一音ごとに、厳密に写されたものと裏づけられるとは限らないということである。文字一つ一つによる音の写像という営みというよりも、萬葉集において顕著であつたように、語と仮名表記との結びつきが固定化している様相が認められるということからして、仮名表記の固定性、またそれによる表語という点に注目すべきであろう。上代特殊仮名遣いの区別が、音の別の表示というよりも、文字列から語（ひいてはその意味）を伝達するのに役に立つという側面があつたものと推測される。

「犬飼隆「日本のことばと漢字との出会い」(『シリーズ古代史をひらく 文字とことば——文字文化の始まり』(岩波書店、二〇二〇))。

参考文献

※引用した文献は全て論文の本文中および注に詳細を記している。ここではそれ以外のものを挙げる。

【序章】

- 池上禎造「文字論の位置」(『国語・国文』一五・三・四、一九四六)
- 「文字論のために」(『国語学』二三、一九五五)
- 『漢語研究の構想』(岩波書店、一九八四)「日本における漢字」(初出一九七四)
- 尾山慎『二合仮名の研究』(和泉書院、二〇一九)「術語説明にかえて」第1節「書記(論)と表記(論)について」
- 亀井孝・大藤時彦・山田俊雄編『日本語の研究』2文字とのめぐりあい(平凡社、第二版一九七六、初版一九六三(平凡社ライブラリー、二〇〇七))
- 亀井孝・大藤時彦・山田俊雄編『日本語の研究』別巻言語史研究入門(平凡社、第二版一九七六、初版一九六六(平凡社ライブラリー、二〇〇八))第二章「言語史の資料と性格」、第三章「言語史の研究法」
- 河野六郎「文字の本質」(『河野六郎著作集』3(平凡社、一九八〇)所収、初出一九七七)
- 高山倫明「音韻研究の動向と展望1(文献中心)」(『音声・音韻』(北原保雄監修・上野善道編、朝倉日本語講座3、朝倉書店、二〇〇三))
- 野村雅昭「文字と表記」(『日本語百科大事典』(金田一春彦・林大・柴田武編、大修館書店、三版一九八九、初版一九八八))
- 林史典「日本語の文字と書記」(『文字・書記』(北原保雄監修・林史典編、朝倉日本語講座2、朝倉書店、二〇〇五))
- フロリアン・クルマス『文字の言語学 現代文字論入門』(斎藤伸治訳、大修館書店、二〇一四)
- 森博達『古代の音韻と日本書紀の成立』(大修館書店、一九九一)
- 山田俊雄「国語学における文字の研究について」(『国語学』二〇、一九五五)
- 「文字史の可能性」(『国語と国文学』三五・一〇、一九六〇)
- 「文字論に課せられた問題」(『国語学』一一〇、一九八〇)
- ヨセフ・ナヴェー『初期アルファベットの歴史』(津村俊夫・竹内茂夫・稲垣緋紗子訳、りぶらりあ選書、法政大学出版局、二〇〇〇)

【第一章】

- 有坂秀世『上代音韻攷』(三省堂、一九五五)第一部「古代日本語に於ける音節結合の法則」
大野晋「上代特殊仮名遣研究の中より」(『国語と国文学』二三・一二、一九四六)
——「奈良時代のヌとノの万葉仮名について」(『萬葉』一二、一九五四)
——『日本語をさかのぼる』(岩波新書、一九七一)
大野透『萬葉仮名の研究』(明治書院、一九六二)第二章「特殊仮名遣の異例」
小西甚一「特殊仮名遣私考」(『国語・国文』一二・六、一九四二)
安田尚道「上代特殊仮名遣研究における未解決の問題」(『国語と国文学』八九・二、二〇一
二)
吉澤義則「国語研究への提言」(『国語学』一、一九四八)

【第二章】

- 乾善彦「古代日本語書記史の可能性」(『日本語史叙述の方法』(大木一夫・多門靖容編、ひ
つじ書房、二〇一六))
——『日本語書記用文体の成立基盤——表記体から文体へ——』(塙書房、二〇一七)第
二章「ウタの仮名書と万葉集」
犬飼隆「観音寺遺跡出土和歌木簡の史的位罫」(『国語と国文学』七六・五、一九九九)
——「古代語資料としての出土物」(『日本語の研究』四・一、二〇〇八)
——『漢字を飼い慣らす 日本語の文字の成立史』(人文書館、二〇〇八)
——『木簡から探る和歌の起源 「難波津の歌」がうたわれ書かれた時代』(笠間書院、
二〇〇八)
——『木簡による日本語書記史【2011 増訂版】』(笠間書房、増訂版二〇一一、初版二〇
〇五)
栄原永遠男『万葉歌木簡を追う』(和泉書院、二〇一一)
月岡道晴「選択的表現としての万葉集の仮名遣い」(『古代文学』五七、二〇一八)

【第三章】

- 有坂秀世『上代音韻攷』(三省堂、一九五五)第一部「古代日本語に於ける音節結合の法則」
大野晋「上代日本語の母音体系について」(『月間言語』五・八、一九七六)
亀井孝「古事記は よめるか——散文の部分における字訓およびいはゆる訓読の問題——」

『日本語のすがたとこころ』(亀井孝著作集4、吉川弘文館、一九八五)、初出一九五七)
橋本四郎「訓仮名をめぐって」(『橋本四郎論文集 国語学編』(角川書店、一九八六)、初出一九五九)

——「多音節訓仮名」(『橋本四郎論文集 国語学編』(角川書店、一九八六)、初出一九六六)

【第四章】

井手至「仮名表記される語彙」(『遊文録』(国語史篇二、和泉書院、一九九九)、初出一九六九)

内田賢徳『上代日本語表現と訓詁』(塙書房、二〇〇五) 第二章「萬葉集の表現と訓詁」第二節「萬葉歌の中の漢字表現」(初出一九九七)

釘貫亨『古代日本語の形態変化』(和泉書院、一九九六) 第一部「言語史の方法について」、第二部「音韻変化について」

瀧川政次郎『万葉律令考』(東京堂出版、一九七四)第七部「考課に関するもの」第一章「景迹」

柳文章『翻訳の論理 言語にみる日本文化の構造』(法政大学出版局、一九七二)第二編「万葉集における構文の分析」

【第五章】

大飼隆『上代文字言語の研究 増補版』(笠間書院、二〇〇五) 第四部「万葉仮名で日本語の文を書きあらわす」

牛島徳次・香坂順一・藤堂明保『言語』(中国文化叢書1、大修館書店、一九六七)

亀井孝『日本語のために』(亀井孝著作集1、吉川弘文館、一九七二)「音韻」の概念は日本語に有用なりや」(初出一九五六)

——『日本語のすがたとこころ』(亀井孝著作集3、吉川弘文館、一九八四)「ガ行のかな」(初出一九五六)

——『言語文化くさぐさ』(亀井孝論文集5、吉川弘文館、一九八六)「文字をめぐる思弁から『龍麿かなづかい』のゆくえを追う」(初出一九七八)

藤堂明保『中国語音韻論 その歴史的研究』(光生館、一九八〇)

飛田良文ほか『日本語学研究事典』(飛田良文・遠藤好英・加藤正信・佐藤武義・蜂谷清人・

前田富祺編、明治書院、二〇〇七）「子音」の項（齋藤孝滋）

肥爪周二『日本語音節構造史の研究』（汲古書院、二〇一九）第四部「清濁論」

屋名池誠「仮名はなぜ清濁を書き分けなかったか」（『芸文研究』一〇一・一、二〇一一）

初出一覧

序章

書き下ろし

第一章 上代特殊仮名遣いの「違例」について

「上代特殊仮名遣いの「違例」について」『叙説』四五号、奈良女子大学日本アジア言語文化学会、二〇・四〇頁、二〇一八年三月

第二章 木簡における上代特殊仮名遣いの「違例」について

「木簡における上代特殊仮名遣いの「違例」について」『美夫君志』九八号（美夫君志会八十周年記念号）、美夫君志会、六一・七四頁、二〇一九年四月

第三章 訓仮名と上代特殊仮名遣い

「萬葉集の訓仮名と上代特殊仮名遣いの「違例」について」『国文学研究』四〇号、群馬県立女子大学国語国文学会、一五七・一七二頁、二〇二〇年三月

第四章 萬葉集の「跡」字

「萬葉集の「跡」字——上代特殊仮名遣いと訓仮名をめぐって」『萬葉』二三二号、萬葉学会、五六・六九頁、二〇二一年一〇月

第五章 上代の仮名表記と清濁

「上代の仮名表記と清濁——〈清音仮名〉〈濁音仮名〉をめぐる研究史と「違例」の位置づけ」『美夫君志』一〇三号、美夫君志会、二九・四二頁、二〇二一年一〇月

終章

書き下ろし